平成30年９月定例会
建設経済常任委員会記録

平成30年９月14日（金）

平成30年９月19日（水）

平成30年10月１日（月）

平成30年10月２日（火）

平成30年10月４日（木）

場所：鳥栖市議会　第３委員会室

目　　次

平成30年９月14日（金）　……　９頁

平成30年９月19日（水）　……　67頁

平成30年10月１日（月）　……　87頁

平成30年10月２日（火）　……　147頁

平成30年10月４日（木）　……　209頁

平成30年９月定例会審査日程

日　次	月　　日	摘　　要
第１日	９月14日（金）	開会 審査日程の決定 農林課関係議案審査 議案乙第17号、議案乙第24号 商工振興課関係議案審査 議案乙第17号 報　告（商工振興課） 新産業集積エリア整備事業の農地取得について 建設課、維持管理課関係議案審査、報告 議案乙第17号、議案甲第23号、報告第８号 報　告（建設課） 第４回都市計画道路見直し検討懇話会について 〔説明、質疑〕 県道整備の要望活動について 〔協議〕 国道・交通対策課関係議案審査 議案乙第17号 〔説明、質疑〕 陳情審査 陳情第10号 〔協議〕 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書（案） 〔採決〕

日　次	月　　日	摘　　要
第２日	９月19日（水）	現地視察 　災害箇所（河内町、山浦町、弥生が丘） 決　議 　県道の整備促進に関する決議（案） 〔採決〕 自由討議 議案審査 　議案乙第17号、議案乙第24号、議案甲第23号 〔総括、採決〕
第３日	10月１日（月）	審査日程の決定 農林課、農業委員会事務局関係議案審査 　議案乙第25号 商工振興課関係議案審査 　議案乙第25号、議案乙第29号 建設課、維持管理課関係議案審査 　議案乙第25号 国道・交通対策課関係議案審査 　議案乙第25号 〔説明、質疑〕
第４日	10月２日（火）	上下水道局関係議案審査 　議案乙第20号、議案乙第21号、議案乙第22号、 　議案乙第23号、議案乙第25号、議案乙第28号 商工振興課関係議案審査 　議案乙第29号 〔説明、質疑〕

日　次	月　　日	摘　　要
第５日	10月４日（木）	現地視察 藤木緑地（藤木町） 自由討議 議案審査 議案乙第20号、議案乙第21号、議案乙第22号、 議案乙第23号、議案乙第25号、議案乙第28号、 議案乙第29号 〔総括、採決〕 閉会

９月定例会付議事件

１　市長提出議案

〔平成30年９月14日付託〕

議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定について　〔可決〕

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）　〔可決〕

議案乙第24号　専決処分事項の承認について　〔可決〕

〔平成30年９月19日　委員会議決〕

〔平成30年10月１日付託〕

議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について　〔可決〕

議案乙第21号　平成29年度鳥栖市水道事業会計決算認定について　〔認定〕

議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について　〔可決〕

議案乙第23号　平成29年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について　〔認定〕

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について　〔認定〕

議案乙第28号　平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について　〔認定〕

議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について　〔否決〕

〔平成30年10月４日　委員会議決〕

２　議員提出議案

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書（案）　〔可決〕

〔平成30年９月14日　委員会議決〕

県道の整備促進に関する決議（案）　〔可決〕

〔平成30年９月19日　委員会議決〕

３　報　告

報告第８号　専決処分事項の報告について

新産業集積エリア整備事業の農地取得について（商工振興課）

第４回都市計画道路見直し検討懇話会について（建設課）

４　陳　情

陳情第10号　下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書

平成30年９月14日（金）

1　出席委員氏名

委 員 長　　江副　康成
副委員長　　伊藤　克也
委　　員　　小石　弘和　　内川　隆則　　久保山日出男
　　久保山博幸　　池田　利幸

2　欠席委員氏名

な　　し

3　説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪　　努
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐	向井　道宣
商工振興課商工観光労政係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長	犬丸喜代子
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長	三橋　秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長	能冨　繁和
産業経済部次長兼農林課長	松隈　久雄
農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長	成冨　光祐
農林課長補佐兼農政係長	佐藤　正己
農業委員会事務局長	倉地　信夫
産業経済部次長兼建設課長	佐藤　晃一
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原　有高
建設課長補佐兼庶務住宅係長	古沢　　修
建設課長補佐兼道路河川整備係長	日吉　和裕
維持管理課長	大石　泰之
維持管理課参事兼課長補佐	三澄　洋文
維持管理課管理係長	徳渕　英樹
維持管理課維持係長	山下　美知
維持管理課公園緑地係長	本田　一也
国道・交通対策課長	中内　利和

国道・交通対策課道路・交通政策係長　　増田　義仁

上下水道局次長兼管理課長　　高尾　浩伸
上下水道局管理課長補佐兼総務係長　　樋本　太郎
上下水道局次長兼事業課長　　今村　利昭
上下水道局事業課水道事業係長　　中垣　秀隆
上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長　　中牟田　恒

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事　　古賀　隆介

5　審査日程

審査日程の決定

農林課関係議案審査

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

議案乙第24号　専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

商工振興課関係議案審査

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

〔説明、質疑〕

報　告（商工振興課）

新産業集積エリア整備事業の農地取得について

〔説明、質疑〕

建設課、維持管理課関係議案審査、報告

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定について

報　告第８号　専決処分事項の報告について

〔説明、質疑〕

報　告（建設課）

第４回都市計画道路見直し検討懇話会について

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

陳情審査

陳　情第10号　下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書

〔協議〕

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書（案）

〔採決〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

開会

午前10時31分

開議

江副康成委員長

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

審査日程の決定

江副康成委員長

これより委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。

お手元にありますでしょうか。

付託議案、報告、陳情の次に、審査日程ございますけれども、本日、14日金曜日、開会。

そのあと日程決定、議案審査ということで、農林課より乙議案２件。続きまして、商工振興課から乙議案１件と、議案外ではございますけれども、新産業集積エリア整備事業についての報告がございます。

続きまして、建設課、維持管理課は合同審査ということで、乙議案１件、甲議案１件、報告１件、そして議案外報告１件でございます。

続きまして、国道・交通対策課、乙議案１件、そして陳情協議ということで上下水道局のほうになりますけれども、陳情第10号という形になります。

一応、この日程で進めまして、もし不足があれば９月18日を予備日という形にさせていただきたいなと思っております。

そして、９月19日水曜日午前10時から現地視察、そのあと自由討議、総括、採決という日程を組んでおります。

現地視察につきましては、副委員長から説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

現地視察に関しましては、今回７月の豪雨災害箇所、４カ所ほど視察に行かせていただきたいというふうに思います。

農林課分で洞庵荘北東部の田んぼの崩落、それから林道で一の坂河内線の崩落箇所の視察

ですね。それから維持管理課分で弥生が丘東公園について。それと河内の損害箇所の計４カ所の視察を予定をしております。

以上でございます。

江副康成委員長

審査日程の説明は以上ですけれども、委員さんのほうから何かございますか。

久保山博幸委員

陳情活動の活性化に向けての取り組みについてですけれども、道路整備の今後のさらなる周知を図るために、議会としても、国や県に対して積極的に行動をする必要があると思っております。

それについて、要望活動等を適宜行うことができるように議員の皆さまの理解を求めることを委員会で検討してもらってはいかがかなと思いまして、協議の時間をとっていただけないかと思いますが。

江副康成委員長

今、久保山博幸委員のほうから道路の整備の促進ために我々も動くべきだろうと思ったということで、その協議の時間をとったらいかがかという御提案ございました。

委員の皆様いかがでしょうか。その日程を追加してもいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

建設課と維持管理課の日程の最後に、今提案しましたけど議案外報告で第４回都市計画道路見直し検討懇話会についてとありますが、その次に、今の問題を追加議題という形でさせていただきたいなと思います。

以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、審査に入ります前に執行部より御挨拶の申し出があっておりますのでこれを受けたいと思います。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

改めましておはようございます。

本、建設経済常任委員会への付託議案といたしましては、甲議案１議案、乙議案２議案となっております。また、報告１件、陳情１件でございます。

今回の議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）及び議案乙第24号　専決処分事項の承認についてにつきましては、今回の一般質問でもお答えをしてきておりますけれども、災害復旧費が主なものとなっております。

また、国道・交通対策課におきましては、高速神辺バス停に係る駐車場の増設を予定している議案となっているところでございます。よろしく御審議お願い申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

それでは付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時38分開議

江副康成委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

農林課関係議案審査

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

江副康成委員長

これより農林課関係議案の審査を始めます。

初めに、議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

それでは議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）のうち、農林関係分について御説明をいたします。

委員会の資料に基づいて行いますので、よろしくお願いいたします。

資料の２ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項１分担金、目１農林水産業費分担金、節１農業費分担金の説明

欄のため池災害防止事業費分担金につきましては、老朽ため池の改修工事に伴う地元分担金でございます。対象のため池は江島町の西の谷のため池でございます。

目２災害復旧費分担金、節１農林水産施設災害復旧費分担金の説明欄の災害復旧事業費分担金につきましては、７月の豪雨に伴います農地及び農業施設の災害復旧工事に対する農業者の分担金でございます。分類を公共と単独で区分をいたしております。公共は国の補助ということでございます。

資料の３ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目７災害復旧費国庫補助金、節１農林水産施設災害復旧費国庫補助金の説明欄の平成30年発生災害復旧事業費補助金につきましては、同じく７月豪雨に伴う農地及び農業施設の災害復旧工事に対する国の補助金でございます。

資料の４ページをお願いいたします。

款16県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費県補助金、節１農業費県補助金の説明欄の県営ため池災害防止事業補助金につきましては、老朽ため池、西の谷ため池でございますが、この改修工事に伴う県の補助金でございます。

その下の説明欄の集落営農組織法人化推進事業費補助金につきましては、集落営農組織の法人設立初期に要する経費に対する補助金でございます。対象法人はふもと東部でございます。

資料５ページをお願いいたします。

款22市債、項１市債、目８災害復旧費、節１農業水産施設災害復旧債の説明欄の平成30年発生災害復旧事業につきましては、７月豪雨に伴う市負担分について起債を行うものでございます。

資料の６ページをお願いいたします。

これより歳出の主なものについて御説明をいたします。

款６農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄の集落営農組織法人化推進事業費補助金につきましては、先ほど歳入で説明いたしました農事組合法人ふもと東部へ補助金を交付するものでございます。

同じく目７農地等保全管理費、節15工事請負費の説明欄のため池改修工事費につきましては、同じく先ほど説明いたしました老朽化した西の谷ため池の改修工事費でございます。

資料７ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目１現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費の説明欄の災害復旧工事費につきましては、同じく農地・農業施設の災害復旧に要する工事請負費でございます。合わせて５カ所でございます。

同じく目２単独災害復旧費、節15工事請負費の説明欄の災害復旧工事につきましては、補助要件を満たさない被災箇所の災害復旧工事費でございます。農地、農業用施設、林道合わせて72カ所でございます。

以上、簡単ではございますが農林課関係分の補正予算説明とさせていただきます。

それに加えまして、資料を提出をさせていただいております。７月豪雨災害箇所説明資料というもので、災害箇所の一覧をつけさせていただいております。

項目的には予算分類、名称、災害番号、災害の種類とどこの場所かというものと災害の規模について記載をいたしております。これは補正予算で計上させていただいたときの箇所という形になっています。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんか。

久保山日出男委員

６ページですね。

歳出の中での法人組合のふもと東部。その町について、町名ぐらい言っていただいてほしいですけど。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

山浦町の一部、それから養父町、牛原町、宿町となっております。

久保山日出男委員

４町ですね。ありがとうございました。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

内川隆則委員

一般質問で、老朽ため池の質問があっていたんですが、７月６日以降、雨の災害関係で、私にも直接電話があったんですけれども。結局まず聞きたいのは、現在、何割ずつの負担割合になっているかということと、それが老朽ため池だから、今こういう状況、農作放置の状況の中で、依然として老朽ため池をどういうふうな方向に進めているのかということと、負担割合をやはり現状どおり進めていくのかどうか。

ため池ですから、その下に住宅地域なんかがあるところが非常に多いわけで、それに対する被害というのも心配されよるわけだから、その辺どういうふうな考えに立ってやっているのか、ちょっと二、三点教えていただけますか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

一般質問で老朽ため池についての御質問をいただいております。

まず負担割合でございますけれども、県単のため池災害防止事業につきましては、今回、西の谷ため池の部分を上げさせていただいておりますが、県が50％、市が25％、地元が25％という負担割合でございます。

また、管理状況について、懸念された部分がございまして、確かに高齢化、また、農業者の減少というところで管理が行き届かなくなっているため池等が幾つか出てきております。

そういう相談があった部分について、基本的には管理をきちんとできるように、私どもも相談に乗って、どういう管理の仕方をきちっとやっていただいたらいいのかっていうのを、今後私どもも入って話をしていきたいというふうに思っております。

あと、今後の負担割合をどう考えるのかっていうことでございますけれども、確かに今回豪雨等、日本全国でございましたので、国のほうでも非常にこの部分については関心が高くなっております。

その部分についても、要望なり何なり、いろんな形で出てくるかと思いますので、そういった形で私どももなるべく負担が少なくて済むように、また当然、決壊しないようにそういう管理を別に行っていくという二方面で進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

ため池はため池組合、それぞれ組合があって、そこにいろいろ財産も含めて、管理されるような状況であるから、ため池組合の持ち物っていうか財産というふうになっているわけかな。

そうすると、そういう人たちがもう手に負えんというふうなことであった場合、それは空き家の問題とか、私がお墓の問題とか言ったやつと同じように、もう自分たちではどうしようもないというふうになってしまった場合にどうするか、というふうなことは考えたことないんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

市内に今28カ所ため池ございますけれども、それ以前にも、幾つかのため池におきましては、農地が少なくなったので、それだけの水量が要らないということで、埋め立てをされて、地域の活用をされているため池もございます。

そういった中で基本的に私どもが心配しますのは皆様と同様で、決壊するとかいうやつが一番心配でございますので、当然、そのためには何が必要かというと、もう必要でない水であればためないということが第一でございますので、低水位管理をして、その後に安全性をまず確保した上で、今後、ため池についてどういう活用をしていくのかっていうのは当然、

地元の方がメーンになりますので、その中で私どもも行って調整池機能があるため池については当然、そういった部分も含めて、お話をさせていただきたいというふうに今考えております。

以上でございます。

内川隆則委員

だからその辺、放置っていうか、もうどうしようもないっていうふうに組合から言われたら市のほうが受け皿になって相談に乗るというふうになっていくわけかな。

そうした場合に、それについての財政的な処置については市の財政で賄ってやっていくというふうになるわけかな。

もしくはため池組合がお金を多少なりともって言えば、そのお金は全部吐き出してくださいというふうになって市が受け皿となってやるのかどうか、その辺作業としては、どういうふうになっていくわけですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

いろんな想定があるかと思うんですけれども、現時点では、各ため池の状況によってちょっと異なってまいりますので、その状況において、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

第一義はやはり、管理されている地元の方の考えが一番だと思いますので、どうやっていくのかっていうやつをまずそこで方針等をまとめていただいて、それで市がどこに関与できるのかっていう話をさせていただいて、もちろん財政的に関与できるかどうかというのはちょっとそのときお話をさせていただく、また議会のほうにも諮るという形になってまいりますので、ちょっと今、この部分を出しますというお答え持ち合わせておりませんので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

だから、もうこういう大雨が降るたんび、それぞれのところで不安げになって、いろんな相談が出てくると思うので、一つ一つこれも――もうこれだけ離農者がふえてきた場合、鳥栖市は市街地がふえてきたので、かなりのところは不必要か、もしくは半分でいいとか、そういうふうな具合になってきているんじゃないかというふうなことがあります。これだけ大雨が集中的に降ると一定程度、点検をして必要ないところはもう必要ないというふうな判断で相談に乗っていく。というふうにしていかないと、本当に皆さん、決壊したらどうするかっていうふうなことばっかり言われるものですから。

だからその辺、この際、調べていったらどうかというふうに思うので、あとよろしくお願

いしたいと思います。

池田利幸委員

内川隆則委員のほうも今あまり使っていないって言われていましたけど、その答弁の中で低水位処理していくっていうお考えがあるって言われたんですけれども、今回、古賀のため池はこちらじゃないのかもしれないですが、古賀のため池とか、もともとあまり需要がないからというふうに低水位処理していくと。

今回その中で、低水位処理していたため池に水があふれてきて、もともと低水位処理しているから、上の土とかカラカラになっている部分、弱くなっているところに水が入ってきて、ため池側の土砂が崩れたり、のり面の土砂も今回かなり崩れたり、虹が丘公民館のフェンスも全部押しやっているような状況を見に行かせてもらったんですけど、低水位処理が本当に適正なのかどうなのかっていうのは、いまいちわかっていないんですけど、有効性っていうか、１回説明していただければなと思うんですけれども。

成冨光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

これは農林水産省のほうからもそういう指導というか、方針が出ておりますけれども、実際に低水位管理をすれば、満々と水位を上げていると、堤体全体が浸水状態というか、やわらかい状態になってしまうので、その部分をなるべく水位を下げることによって堤体自体がやわらかく水が浸る部分が少なくなるっちゅうことです。

最終的に雨が降り出してから、水位が上がってきてからだと、それからある程度時間がたって堤体全体がやわらかくなってくるということになってきますので、今回のように記録的な豪雨とかちゅうふうなことになってきておりますけれども、本来であれば、堤体が乾いている状態であれば、それからまず、湿潤状態といいますけれども、水に入れた状態になって、やわらかくなって、それから壊れていくというふうなことになっていきますけれども、その時間的なものの余裕が出てくるというふうなことで低水位管理を今指導というか、一つの方法として示されているところでございます。

池田利幸委員

ふだんのときは徐々にそうやってためていくことによって、水があふれることを抑止できるっていうことでしょうけど、今回の場合とか、またずっと豪雨って今からあるとは思うんですけど、そうしたら、そこの管理という部分、今回もかなり短い時間の中で一気にたまったからこういうことになっていると思うんですけど、そういうところに対しての対策って今から何か考えられているんですか。別に考えていないということですか。

成冨光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

基本的にはそういうことで堤体をかたい状態で残しておくということと、あと、ため池自

体の構造といたしまして、堤体を越流してしまうと、そこからも堤防が崩れていくということで破堤を起こしますが、その横にある一定の高さまで来ると、余水吐けといいまして、水が堤体からオーバーしないような構造になっております。

そのことによって水を放流するんですけれども、今回の大雨につきましては、越流まではしておりませんでしたが、実際に余水吐けから水を放流することによって、堤体を越えて水が出るというふうな状況ではございませんでしたので、のり面が滑るっちゅうような状況で、何とかため池としては持ちこたえてくれたというふうに考えております。

以上です。

池田利幸委員

そうしたら今回低水位にしていたことによって、最小の被害で防げたという御判断ということですね。わかりました。

江副康成委員長

ほかにため池の質問ございますか。

〔発言する者なし〕

ないですか。

じゃあちょっと私の方から。

内川委員からの御質問に関連するんですけれども、ため池をため池のまま管理するというのは、今回、議案も出ていました。

ため池を用途変更、需要が無いからやめると言った場合の手続の方法と、そういった場合には当然、今度は農林課から外れますよね。

そのときにはそのほかのところにそういったことの話があっているってやつを伝えて、有益な転用の仕方というか、そういったことは図れるようなことは考えられておりますか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今までそれぞれお答えをさせていただいておりますし、一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますけれども、当然、ため池っていうのは中山間部に多くございます。

それは当然、山からの水を受けてっていうところもあると思っておりますので、用途の変更ができるものは当然、考えていくべきと思いますけれども、先ほど松隈次長も言いましたように調整機能というところで、下流域へ及ぼすところを一定に保つ機能は有しているのではないかというところも考えられますので、それで内川議員は調査をしてみたらっていうような御提案だと思うんですけれども、ため池自体の診断等は、今年度も予定をしておったところでございますけれども、そのあたりも含めて松隈次長がお答えしましたように、個別に御相談を差し上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

江副康成委員長

ただ一言だけ、もういいです。結局、利水と治水と２つありまして、当然、今使わないやつをためておくなら利水としてはいいのかもしれんけど、治水的にいうと危ないということもありますので、そういったところをよく判断されて、そして個別にでもいいんですけれども、ため池組合とか、そういうところで転用、自分たちで何かやるなど、なかなかできない部分があるから、そういったところの用途、例えば今回一般質問で、グラウンドが足りないとか、いろいろ話も出ていました。そういったところも総合的にアドバイスしてあげてください。よろしくお願いしております。

ほかにございますか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、本案に対する質疑を終わります。

議案乙第24号　専決処分事項の承認について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第24号　専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

専決処分補正予算概要について説明をさせていただきます。

資料の８ページをお願いいたします。

これにつきましては、７月豪雨に伴いまして早急に測量設計を行う必要があったことから、７月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

款11災害復旧費、項１農林水産施設災害復旧費、目１現年発生公共災害復旧費、節13委託料の説明欄の測量設計委託料につきましては、林道災害18カ所の測量設計を行う費用でございます。

同じく目２単独災害復旧費、節13委託料につきましては、林地災害12カ所の測量設計を行う費用でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

どなたかありませんか。

〔発言する者なし〕

ないということでいいですね。

それでは農林課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時２分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時４分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

商工振興課関係議案審査

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

江副康成委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

それでは、議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）中、商工振興課関係分につきまして御説明いたします。

資料は９ページをお願いいたします。

款７商工費、項１商工費、目３観光費、節19負担金、補助及び交付金50万円は、交流人口の拡大による地域の活性化を図ることを目的に、市内でコンベンション等を開催し、市内に

おける宿泊数が一定要件を満たした場合、補助するコンベンション等開催補助金につきまして、本年度当初６件の175万円を見込んでおりましたけれども、申請件数、相談件数の増加により、今後補助金の増額が見込まれることから、補正をお願いするものでございます。

補正後の見込み件数、金額につきましては、９件の225万円を見込んでおります。

なお、現時点におきまして、５件５団体の135万円が支出済みでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明といたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

どなたかございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、商工振興課関係議案の質疑を終わります。

報　　告（商工振興課）

新産業集積エリア整備事業の農地取得について

江副康成委員長

続きまして、商工振興課より議案外の報告の申し出があっておりますので、これをお受けしたいと思います。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

お手元のほうにお配りをさせてもらっています平成30年９月市議会定例会建設常任委員会資料（商工振興課）ということで、一般質問でもお答えをしてきたところでございます。

今回、農地法の転用許可を得ずに所有権移転登記をしているところでございます。これにつきましては、農地法の法令違反ということでございます。

改めまして、深くおわび申し上げます。

資料でございますが、左側に当初の想定というふうに書いております。

土地売買仮契約、それから締結です。そしてエリア内一括ということで議会の議決、土地売買本契約締結ということで、これにつきましては、平成28年３月議会で、議会の承認を得ているところでございます。

その後に、ここで③というところで色がついておりますけれども、農地転用５条の申請、それから許可を受けた後に、所有権移転の本登記、そして土地代金の支払いというのところが当初の想定、本来あるべき姿でございます。

右側で新産業集積エリアの現状ということで、平成28年２月から土地売買仮契約の締結をし、財産取得議案では議決をいただいているところでございます。

ここで抜けておりますここが一括申請できない状態になるということで、数カ月後には申請できるとの認識でいたということで書いておりますが､農地法の制度の法の重要性の認識、これが不足していたことから、農地転用許可申請後、あとでやろうというような思いでいたそうです。そこで所有権移転の本登記を行い、土地代金の支払い、そして、さらに平成29年の３月議会で追加の提案をし、御承認をいただいて、所有権移転登記、さらに行いまして、最終的には、最後で許可を取ろうというふうに考えていたというふうに聞いているところでございます。

基本的には一般質問でもお答えをしておりますが、公務員としての法令遵守、この義務に違反しておりますので、深く反省をしているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので確認したいことや御意見等ございましたら、お受けしたいと思います。

小石弘和委員

新産業集積エリア整備事業が農地法を、要するに違反して土地買収を行っているわけですよね。

昨年の５月に農業委員会より指摘されたことで、この９月の定例会の一般質問で明らかになったと。しかし、この１年３カ月、何の手も打ってないわけですよね。

そして、新聞で見ますと、県の農山漁村課は、こうした事例はない、まずは鳥栖市がどうしたいかを聞きたい。というふうなことを言ってあるわけです。

ここで松雪産業経済部長は、土地の所有権を戻さず、現状で申請できるかなどを検討していると、協議していると。しかし、違反したものを、現状で申請ができるかって私は思うんです。

行政が、見本になるようなところが、違反しているわけですよ。

今後、どういうふうな方法を結局、とりたいかというふうなことですけど。

これはまず、もとの地権者に土地を戻して、農地転用をいただいて買収するというふうな形がね、一番私はベターじゃないかと。行政のやることはそこじゃないですか。

きょうの新聞報道でも、橋本市長は、議会や農業委員会からも前に進めるべきだと指摘をいただいており――農業委員会て……、要するに前へ進める、どういう方法で前に進めるべきかというふうなことを聞きたいわけですよ。

議会が前に進めたいと、前に進めるべきだと指摘をいただいて――議会は、私はそういうのは何も言った記憶もないし、個人的な意見を述べたことはあります。橋本市長は何でこういうふうなことを公の場に出すわけですか。

当然、これは違反したものであるから、一旦土地を買い戻して、農地転用して、やはりまた、地権者から買収をするというふうなことが一番ベターじゃないかな。

いろんな方法で、違反したことを、違反したまんまやろうとすれば、今度は民間がまねしますよ。私はそう思うんですよ。

これは行政自体が、市役所が丸抱えで違反やっているんですから。私はそういうふうに思います。

あなたが、ここに新聞報道でも、土地の所有権を戻さず、現状申請するようなことをしていますけど、違反のまんまそれを県が許すなら、私はこれは大変なことと思うんですよ。

以上です。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

きょうお見えいただいておりますけれども、佐賀新聞の記事の中で、括弧書きで土地の所有権を戻さずに、現状で申請できるかなど協議していると私の記述があっております。

正確に私も録音を聞き戻して、私が言ったところでは、質問が、おっしゃるように最初からし直すのか、途中まで戻すのかというような御質問をお受けしたところでございます。それに対して私は現状、今の農地ですね、農地が現状を踏まえた上で、転用許可できるのか、できないのかということも含めて、戻すとしたらどこまで戻すのか、というところを協議調整を行っているというようなお答えをさせていただいているところでございます。

ですから、現状で申請できるかなど、この「など」の中に、戻すとしたらどこまで戻すのかっていうところも含めて、協議調整を行っているというようなお答えをさせていただいたところでございます。

おっしゃるように現状、法令違反でございます。本来ならば、もとに戻してっていうところが――「戻して」というのは、やはりおっしゃるように、議員御指摘のとおりというところも思われるところあるんですが、我々としてもこの事業を進めるために、じゃあ現状、間違いございません法令違反でございますので、その法令違反を踏まえて、私たちの是正策っていうのがどういうものがあるのかっていうところを模索していきたいというふうに考えているところでございます。

それから私も本日の市長の発言が大変気になりましたものですから、市長のほうに確認をさせていただきました。

市長の発言の趣旨といたしましては、現状、農地法違反状態であると、農地法違反状態を解消していくために努力を重ねていきたいというようなところでの発言であったというふうに朝、私もお聞きをしたところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかに。

小石弘和委員

じゃあ今後はもとに戻すのか。

それはどういうふうな協議を今後されていくわけですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

現状がまだ農地というようなことで、ただその所有権は鳥栖市のほうに移っているというような中で、この現状をどういう形で是正していくのか、おっしゃるようにもとに戻すという方法を含めて、じゃ戻すとしたら、ゼロまで戻すのか、どこまで戻すのかっていうところも含めて、その協議を県なり、市の農業委員会なりと含めて、県農山漁村課等ともちょっとお話をさせていただきたいというふうに考えておりますし、共同事業でございますので、県の企業立地課のほうとも御相談をしていきたいというふうに考えているところでございます。

小石弘和委員

今後、それを協議していくというふうなことですね。

どういうふうな協議をするっちゃ、どういうところでやっていくわけですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

どういう方法っていうか、我々当然、まずは農山漁村課、企業立地課のほうにお伺いして、第１段目はそこだろうというふうに思っておりますので、そこからじゃあその次のステップっていうのは、まだ私も想定できていないところでございますけれども、まずは県のほうに御相談に上がりたいというふうに考えているところでございます。

小石弘和委員

これやはり、もう結論から言うともとに戻すべきです。

違反をした状態で農転しても、これは要するに事例をつくってくるわけですよ。こんな行政が違反したものを途中で農転を県と相談してやると、これはおかしいことですよ。

それで当然、私としてはもとに戻すべきじゃないか、そういうふうな意見でございます。

そしてまた市長さんが、議会や、農業委員会からも前に進めるって、議会は誰が言ったん

ですか。議会には相談も何もあっていないんですよ。

ただ私が一般質問のときに、一生懸命していただくように、いろいろ市議会とか、いろんな関係者のコネクションを使って、やっぱりやるべきじゃないかと。これは市にとって大きな事業であるからね、重要な事業であるというふうなことまで、私が言ってあげているんですよ。その以前にも、何も相談もあっていない。

今日、議長にも聞きました。何もないって。我が１人のことを結局やっているんじゃないですか。

こういうことをはっきり新聞報道にするなら、部下はかわいそうですよ。一生懸命やっている担当課、それの課長、部長さん、覆されてきているんじゃないですか。

きのう、おとといですよ。12日に謝罪しているんですよ。それでこういうふうな新聞報道するというようなことは、ましてしかるべきですよ。部下がかわいそうですよ。

私はそう思って、このお話を終わりたいと思います。

池田利幸委員

ここにちょっと農林課、農業委員会の方はいらっしゃらないから、部長に答えていただく形になると思うんですけど、手元に今、平成28年12月定例会、建設経済常任委員会記録を持っているんですけど､この内容っていうのが､農業委員の選出に関しての資料なんですよね。

平成28年４月に農業委員会の法律が改正されて、平成29年７月から鳥栖市がこの法律に基づいて施行していくっていう文言が書かれています。

その中で農業委員の選出については、利害関係のない者を１名以上必ず入れてください、入れるようにっていうふうになっています。

そのときの答えで、国の考えとしては行政書士であるか、弁護士さんとか商工関係者、そういった方たち、例えばいろいろ行政関係のＯＢの方とかそういったことも考えられるのかなと思いますっていう文言があるんですよね。

まず、ちょっとこの時点で私、議員じゃなかったんで、お伺いしたいのが、現時点での利害が関係されない方１名というのはどなたを入れられているかちょっと教えてください。

江副康成委員長

答えられますか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時24分開議

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

ちょっとこの委員会とまた別の話をしてしまったんで、今の話は取り下げさせていただきます。

江副康成委員長

ほかに。

久保山博幸委員

法律のことは全くわからないんですけれども、今回法令違反、農地法違反っちゅうことで違反をしたんですよね。

じゃあ、小石議員のほうからもとに戻してっていう話があったんですが、通常、法令違反するとペナルティーがあるんですが、今回のことで誰がどういうペナルティーを受けるのかっていうのをお尋ねしたいんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

当然、農地法の違反事案につきましては、罰則規定がございます。

ただ、新聞報道等でもありましたけども、悪意はないというところもございます。法の重要性の認識不足ということで、現段階におきましては、事務の瑕疵というような取り扱いをしていただいております。

例えば、農地法、明らかにわかっとって、指導をした上で違反転用、指導した上でさらに繰り返しとかいうようなときには罰則があるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

２点目ですけど。現在まで事業を進めていることができておりませんね、ほかにも多少なりの問題点があるのではないかと、定例会において一応指摘をいたしました。

そのときに、部長さんの答弁では、事務レベルのやりとりや手続などについて、連携不足、調整不足、認識不足などを要因とした問題点がある。どんな内容かわかりません、問題点があるというのは、あなたたちが知っていることだろうと思うんですよ。じゃあこの問題点は、先送りするんですか。私は、農地法違反したこの部分を最初にやって、次の段階に入るべきじゃないかなと。それをちょっと部長にお聞きしたいと思います。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

農地法の違反の是正っていうところが最重要課題というふうに私も考えております。

ただ、先ほど言っていただきました、問題点につきましても解決方法というのは当然、並行して探っていくべきものというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかに。

伊藤克也委員

先ほど部長から今後、県とも協議をして解決策というか方向性とか出していきたいという答弁だったと思うんですね。

ただ、この農地転用に関する不備があったということは昨年の５月にわかった、聞いたっていうことで、恐らくこの１年間、県それから国、いろんな機関と協議を設ける時間は十分あったのではないかって思うわけですね。

ここに来てこれから県と協議をしたいということは余りにもちょっと遅いのではないか、進め方としてですね。これまで十分そういった時間は持てたんではないかと思うんですがその辺はいかがですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

御指摘はごもっともでございます。

この１年数カ月、おっしゃるように是正方法につきまして、一定の方向性を見出すための協議っていうのを進めてきているのは事実でございます。

さらに、弁護士等も含めたところで協議も重ねているところでございまして、こちらのほうにも時間を要したというのが、実際のところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ただ、これまでの答弁では、なかなか、今後の小石議員の御提案っていうか、もとに戻すべきだというふうな御意見もありましたし、一部新聞報道ではこの現状を何とか前の方向に進めたいということもあっていますから、いろんな御意見があるのは当たり前っていうか、そのとおりだというふうに認識しておりますが、そうは言いつつも、これから先、ある程度めどをつけていかんばいかんということも事実だと思うんですね。

今後想定されるどれくらいの期間をかけていくのかというところ、ちょっと回答も難しいのかなというふうに思いますが、我々も当然、市民の方から現状、こうなっているよっていうふうなことを話すことは可能なんですが、今後どういうふうにどれだけの時間を要するの

かっていう――今までも数年、２年おくれているわけですよね。

今後、じゃあどういうふうに見通していくのかっていったところを答弁できるんだったら、お願いいたします。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

お答えいたします。

現段階におきまして、スケジュール感というのはお示しできるような状況ではございませんので、まずは是正のためにどのような方法で行っていくのかというところからスタートしたいというふうに考えております。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

ちょっと単純なことを聞いていいですか。今この問題出ているじゃないですか。

今までずっと、ここ２年間おくれてきている中で、この問題でまたストップするわけじゃないですか。

ほかの用地の交渉とかも、現時点では一旦ストップするっていうお考えなんでしょうかね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

そこも含めて、用地交渉、一部できていないというところは確かにございます。

この用地交渉ができていないというところを、現実としてございますけれども、市長の答弁の中で用地交渉も引き続き行いながら、まずはこの農地法の是正に向けて取り組んでいきたいという市長からのお答えをさせていただいておりますけれども、用地交渉についても含めて、その部分について、じゃあどういう、先ほどおっしゃいました、どういう方法、本来の仮登記から契約、仮登記、そして転用から所有権移転登記、そういうような形でできるのかどうか含めて、当然、相手様があることでございますので、そこも含めて、ちょっと我々も協議を行っていきたいというふうに思っています。

以上です。

江副康成委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

私のほうから。

今、松雪部長がずっと答弁されていて、お気の毒だなというふうに、私は本当、個人的には思っております。

というのは、まず松雪部長が異動される前から起こった事件でございまして、思ったんですけれども、新しく入るときに引き継ぎっちゃあるじゃないですか。

引き継ぎのときにはこの話ってあったんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

引き継ぎ事項の中で転用申請がおくれている、正直言いまして、転用申請がおくれているっていう引き継ぎはあってございますけれども、その中で所有権移転登記が終わって――農地法違反の状態だっていうところの引き継ぎっていうところは、当然、なかった、私に対してはなかった。

ですから、私も平成29年４月から今回の産業経済部長しておりますけれども、平成29年の５月に農業委員会事務局からの指摘があって、初めてそういう認識をしたところでございます。

以上です。

江副康成委員長

もともとエリア内一括申請という形で、庁内的に一応、推進本部もできていますよね。

副市長を本部長とするような形で、そういった形でやっていて、平成28年の２月に地元説明会もやられた。

恐らくそれに基づいて、庁内がきちんとわかっていなかったら説明できないから、きちんと皆さん分かっていたと思うんですよ。

ただその本部に所属される方はそのスキームっていうやつは当然、御存じだったと思います。

となると第１回目に我々が議案を通しました、第１回目にお金の支払いをしようとするじゃないですか。実際やりました。そのときに、仮登記も進んでない中に、お金払っちゃいかんよと、怖いよというような話ってなかったのかなあと思うんですけど、それを部長に聞いても、ちょっと聞くメンバーが違うのかなあというふうに思っておるんですけれども。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

平成28年11月に推進本部会議を開かれております。当時、私は企画政策部長でその推進本部会議の中に出ております。

その中で、所有権移転登記と農地転用の関係も、資料の中には入っておりましたが、開発許可申請と農地転用の許可申請については、同時期におりる予定というような言葉がございまして、そういう説明を受けておりましたので、何らその当時も認識はなかったというということでございます。

江副康成委員長

結局、今、我々も実は今回の一般質問のところで、その前の新聞報道で、えっと思って一般質問の部長の答弁で、内容がだんだんわかってきたというレベル。所管の委員長は知らなかったのかという話をよく言われるんですけれども、そんな状態だとは本当思うんですけど。

そういったときにやっぱりさっき申しましたけれども、実際にお金を動かすときに、何でチェック機能が働かなかったのかなと。担当課長さん、担当係長さんか知りません。役職は知りませんけど、そこの部分の認識不足だけと、勘違いというようなところで行ってしまっているように見えるんですけども、そこは私からすると、組織としてのガバナンスも含めてどうなのかなというふうに思いますけど。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

このことにつきましては、大変反省をしております。

おっしゃるように、市長答弁の中でもございましたけれども、全庁的な問題として捉えて、綱紀粛正を図るというふうにお答えを差し上げているところでございますけれども、本当に全庁的な問題として捉える、そしてこれをじゃあどのように改善をしていくのか、事務的にですね。事務的に改善をしていくのかっていうところを十分検討していく必要があるというふうに考えているところです。

以上です。

小石弘和委員

農地法の違反が出てきたときが昨年の５月なんですよね。きのう一般質問の答弁によると市長はいつ知ったかと、すると６月って言っているわけですよね。この食い違いはどう――そいけん５月に知ったのか、それを知って６月と言ったのか。

当然、農業委員会からそう指摘を受けたなら、早速、やはりトップに、これは協議すべきと思うんですけど、自分としては６月に知ったとこういうふうな、もしそれが嘘であるなら、こんな市長さんとあなたたちは協議するべきじゃないと、私は思うんですよ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今回の答弁の作成に当たり、記録をもとに作成をさせていただいておりますし、当然、聞き取り等もさせていただいているところでございます。

市長のほうに正式に協議の場を設けたっていうのが６月でございます。

それこそ、今回、私としての記憶の部分を排除しまして正式に報告は多分、私もしていると思うんですが、そこの記録が、私のほうの記録がなかったもんですから、記録に基づいた答弁という形で、今回させていただいているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃあ記録に基づいたなら６月に正式に会議をしたときが結局、市長に報告したと。

そうならば、農業委員会から指摘された５月に非公式で来た場合もそれは市長に報告されているわけですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

ちょっと休憩お願いします。

江副康成委員長

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時43分開議

江副康成委員長

再開します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、商工振興課からの報告について終わります。

昼食のため暫時休憩します。

午前11時44分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時９分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

建設課、維持管理課関係議案審査、報告

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

江副康成委員長

これより建設課及び維持管理課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第17号　平成30年度鳥栖一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

それでは建設課分について御説明いたします。

建設経済常任委員会補正予算説明資料の10ページをお願いいたします。

目４土木費国庫補助金、節２住宅費国庫補助金の90万円につきましては、社会資本整備総合交付金の木造住宅耐震改修の補助金となっております。

下段の目６土木費県補助金、節２住宅費県補助金45万円につきましても、木造住宅耐震改修の補助金となっております。

内容については歳出のところで御説明いたします。

では歳出について御説明致します。

11ページをお願いいたします。

目６道路整備交付金事業費の節９旅費につきましては、味坂スマートインター関係の協議ということでＮＥＸＣＯと協議するための旅費をお願いしております。

下段、節13委託料373万4,000円につきましては、味坂スマートインターチェンジの測量のための委託料となっております。

主要事項説明書の10ページをお願いいたします。

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後１時12分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時14分開議

江副康成委員長

再開します。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

この委託料につきましては、味坂スマートインターチェンジの新規箇所に決定されておりますので、それに伴いまして市道飯田・酒井東線、側道ですけれども、それを付け替えるための委託料となっております。延長は1.1キロ、幅員としては５メーターから７メーターとなっております。373万4,000円の内訳といたしましては、測量が101万1,000円、設計が272万3,000円となっております。

測量は今年度となっておりますけれども、設計につきましては、今年度と来年度の２カ年ということになります。続けて、今年度は測量と道路詳細設計となっておりまして、西日本高速道路ＮＥＸＣＯへ委託することとなっております。

続けて、主要事項説明書の11ページのほうを先に説明いたします。

原口・基里小線道路改良工事といたしまして、3,720万円を今回お願いしております。

これにつきましては、平成27年度から事業を行っておりましたけれども、測量、補償、用地の交渉が終わりまして、今回、工事費と支障物件の移設を上げております。

支障物件といたしましては電柱３カ所の部分が520万円で、工事請負費が3,200万円となっております。

では、資料に戻っていただきまして、補正予算説明資料の12ページをお願いいたします。

先ほど御説明しました節15工事請負費、道路改良工事といたしまして3,200万円です。これは主に道路の舗装、それから側溝の工事費となっております。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後１時15分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時17分開議

江副康成委員長

再開します。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

それでは12ページをお願いいたします。

目７道路新設改良費、節15工事請負費、補正額3,200万円につきましては、原口・基里小線の舗装路盤工事及び側溝の工事請負費となっております。

節22補償、補填及び賠償金につきましては、この工事に伴います電柱の移設３本分の移設補償費となっております。

13ページをお願いいたします。

目２住宅改善費、節19、負担金、補助及び交付金の180万円につきましては、現在、木造住宅耐震改修補助金といたしまして、当初２件分を計上しておりましたけれども、現在申し込みが４件来ております。ということで、今回60万円の３件分の補正をお願いしております。

下段の款11災害復旧費、項２土木施設災害復旧費につきましては、節15工事請負費650万円。これは７月の豪雨災害による単独の災害復旧費でございますけれども、場所は河内の採石場があったところを昨年災害復旧しておりますけれども、その南側、市有地の斜面が崩壊しておりますので、その分の工事請負費としまして、切り土コンクリート吹きつけ分の工事請負費をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

これは債務負担行為の補正ですけれども、先ほど御説明しました味坂スマートインターの側道の分の設計費が、平成30年、31年の２カ年にまたがりますので、平成31年度分の683万2,000円を債務負担行為としてお願いしております。

以上、建設課分の説明を終わります。

大石泰之維持管理課長

続きまして、一般会計補正予算のうち維持管理課分につきまして御説明いたします。

委員会資料の15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項１国庫負担金、目２災害復旧費国庫負担金、節１土木施設災害復旧費国庫負担金につきましては、平成30年７月豪雨により被害が発生いたしました道路、公園の復旧に要する経費にかかる国の負担金でございまして、補助率は３分の２となっております。

次に、その下、市債の分でございます。

目８災害復旧費、節２土木施設災害復旧費につきましては、先ほどと同じく被災いたしました道路公園の復旧に要する経費に係る市債でございます。

計算としましては、補助分につきましては、事業費のうち国庫負担金を除いた分の全額が対象となっております。単独分については全額100％起債充当が可能となっております。

次に、歳出でございます。

16ページをお願いいたします。

款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費、節15工事請負費につきましては、これも同じく７月豪雨に伴う応急対応、それから早急に対応が必要となった側溝等の改修に要する費用を補正しているものでございます。

次に、目３道路舗装費の工事請負費につきましても、災害に伴い舗装の損傷が進行した河川の改修に要する経費を補正するものでございます。

続けて、項４都市計画費、目２公園管理費、節15工事請負費につきましても、公園に関する災害の応急対応に要する経費を補正するものでございます。

続きまして、17ページでございます。

款11災害復旧費、項２土木施設災害復旧費、目１現年発生公共災害復旧費、節15工事請負費につきましては、豪雨により被害が発生いたしました道路公園の復旧工事のうち、国の災害復旧工事に該当する事業の費用を補正するものでございます。

次に、目２単独災害復旧費の節15工事請負費につきましては、災害のうち国の災害復旧事業に該当しない工事で、なおかつ道路や公園の利用に直接は支障がない範囲で災害が発生した分の復旧に要する経費を補正するものでございます。

なお、個別の復旧工事箇所につきましては、別途、委員会提出資料の災害報告、04.維持管理課、豪雨災害箇所の資料になるかと思いますが、こちらに一覧表及び写真を載せておりますので、御参照いただければと思います。

江副康成委員長

参考資料の説明はないということですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたかございますか。

小石弘和委員

維持管理課、これ全部災害の補正で理解していいわけね。

大石泰之維持管理課長

そうです。

災害に直接関連する部分に要する経費の補正ということでお考えいただければと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定について

江副康成委員長

続きまして、議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。資料をちょっと出しましょうか。

暫時休憩します。

午後１時24分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時26分開議

江副康成委員長

再開します。

大石泰之維持管理課長

議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

資料は議案参考資料の３ページ以降でお願いします。

市道路線の廃止及び認定につきましては、道路法第10条第３項及び同法第８条第２項の規定に基づきまして、市議会の議決を求めるものでございます。

まず廃止する路線につきましては、３ページでいきますと点線の部分でございますけれども、牽牛２号線の１路線でございます。

廃止する理由は開発行為により新たに設置された道路に接続されたことで、路線の終点が変更となり、路線名の変更に伴い新たな路線として市道に設定したことから、こちらの路線を廃止するものでございます。

次に、新たに認定する路線につきましては、３ページの実線のほう以降にございますけれども、まず３ページのほうが市道番号1158牽牛・四本松線から始まりまして、村田二本松８号線など全９路線でございます。

こちらの路線につきましては、主に開発行為に伴い新たに認定する市道でございます。

以上でございます。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに委員さんもなしでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報告第８号　専決処分事項の報告について

江副康成委員長

続きまして、報告第８号　専決処分事項の報告についてを議題といたします。

まずちょっと資料を出しますんで、ちょっと暫時休憩します。

午後１時27分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時30分開議

江副康成委員長

再開します。

大石泰之維持管理課長

報告第８号　専決処分事項の報告についてでございます。

市道の管理瑕疵に基づく損害賠償額を決定するため、地方自治法第180条第１項の規定により、専決処分したことを報告するものでございます。損害賠償額は57万1,847円。(発言する者あり) 19ページでございます。資料19ページをお願いいたします。

損害賠償額は57万1,847円でございまして、過失割合は市と相手方５割ずつでございます。

専決処分の日は平成30年５月30日でございます。

事件の概要といたしましては、平成29年10月中旬に相手方が二輪車で市道を走行中に路面の陥没に落輪し、転倒した衝撃で身体を負傷し車両を損傷したものでございます。

なお、当該案件の相手方は法令に基づく個人情報の保護対象者であることから、詳細な説

明は控えさせていただきます。

江副康成委員長

次に……、（発言する者あり）暫時休憩します。

午後１時31分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時32分開議

江副康成委員長

再開します。

大石泰之維持管理課長

今回の管理瑕疵の報告をしております道路陥没箇所の状況写真を上げております。大きさ、それから深さを明示しているものでございます。

ここに二輪車で落輪して転倒し負傷及び車体の損傷が発生したものでございます。

２番で参考として昨年度１年間の道路パトロールの実施状況を上げております。

陥没箇所は補修材、その場で対応したものということで、昨年１年間で2,162カ所、勤務日１日にして１日当たり約９カ所の補修を行っております。

それからパトロールの走行距離が11,936キロ、１日平均50キロのパトロールを行っている状況でございます。

以上、陥没状況と道路パトロールの状況についての御報告とさせていただきます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

補修のエムコールは今何袋ぐらい使っていると。

大石泰之維持管理課長

エムコールにつきましては、平成29年度１年間の総数でございますけれども、1,137袋。先ほど申し上げました１日平均できいますと4.7袋を１日当たりで使っております。

以上です。

小石弘和委員

エムコールの予算はとっとると、追加せんでもいいわけ。

大石泰之維持管理課長

平成29年度分については、予算の範囲内で必要量を確保しております。

小石弘和委員

それから先ほど課長さんがおっしゃった保護法っていうようなことで、57万847円。これは全体勉強会の折にも決して場所と名前は言わないって、それは絶対言われんわけ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

法の支援者ということで、これを我々がお話をすると、それこそ法令違反に当たるような形になります。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後１時35分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時36分開議

江副康成委員長

再開します。

小石弘和委員

部長さんが、法令違反になるって言うばってん、役所が法令違反すっとじゃけん、こんくらいぐらい言うてもよかっちゃなかろうと私は思うばってん。

そしてこの二輪車っちゅうたら排気量は何百ｃｃ。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後１時37分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時38分開議

江副康成委員長

再開します。

内川隆則委員

７月頃は、こういうケースが、陥没がたくさん出ると思うったいね。

だからそういう具合に対応しきっていきよっと現実、現場で。

大石泰之維持管理課長

先ほど平成29年度の実績を上げましたけれども、これは道路パトロール実績を上げておりますけれども、平成30年度も引き続き道路パトロールを毎日行っております。

梅雨前には毎年、雨季前点検ということでパトロールと別に建設課と一緒に班をつくって市全域をパトロールするような取り組み、それから雨が降った後にも臨時でのパトロールなどは行っておりますので、実際の走行距離はこれ以上には、平成29年度はこれ以上走っておりますけれども、確かにおっしゃるとおり、現状としては、現に陥没による瑕疵が出ておりますので、応じているのかっていうところからすると現実的には追いつけてないという状況であることは認識しております。

以上です。

内川隆則委員

あえて７月６日なんか大雨のあった後に、あんた今、事前の話ばしたばってん、事後の話になると、災害対応で、みんなてんやわんやしよっときに、あえてこういうのを日常よりもプラスして、見られる状態なのかっていうふうなことば尋ねよっと。

大石泰之維持管理課長

ことしの７月豪雨の後すぐには対応できておりません。

確かにあとの整理なども含めまして、すぐにはできておりませんけれども、災害が金曜日でしたので、翌々週にはなるかと思いますけれども、パトロールのほうも強化して再開をして、なるべく陥没、大雨の後ですので陥没箇所が多数発生していることが予想されましたので、そのようなパトロールを行っております。

以上です。

内川隆則委員

足りないなら足りないというふうにさい、この際言っとくほうが、事後の対応がやりやすくなると思うけん、あえて、いや、やっております、やっておりますて言わんほうが、かえってよかっちゃなかかというふうに思いながら質問しよっとばってん。

それでも痩せ我慢して言うならもう仕方ありません。

以上です。

池田利幸委員

補正予算のほうのやつで、今全部上がって、国から出る分とか予定で、上げてある分、９月に災害査定、ある部分というのはもう完了しているんですか。

江副康成委員長

この専決の関係ですか。（「先決じゃないです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「ごめんなさい、失礼しました」と呼ぶ者あり）（「取り下げます。すいません」と呼ぶ者あり）

伊藤克也委員

道路陥没の写真を見させていただくと恐らく、一部補整したような跡も見受けられるんで、こういう数度、多分埋められているのかなっていうふうに想像するとですよね。

実際この現場っていうのは何度ほど自分たちで補修をされたんですか。

徳渕英樹維持管理課管理係長

こちらの場所の補修につきましては、すいません私が把握している分で１回ほど補修を行っております。

そして、その後、今回管理瑕疵の事故が起きたような、この写真のような状況になっているところでございます。

以上になっています。

伊藤克也委員

見る限り、かなりの深さと、バイクでここを行ったらやはり一定程度、転倒するような現場かなというふうに思うわけですよね。

恐らく１回目も同じような状況であったとするならば、やはり補修っていう手だてだけではなくて、しっかりとした改修をすべきだったんではないかなというふうに思うんですよね。

そのあたりいかがかお感じですか。

徳渕英樹維持管理課管理係長

伊藤委員さんのおっしゃるとおりでございます。

通常、こういった陥没が発生した場合は、１カ所エムコール等で材料を使いながら埋めるような形で行っております。

こちらの現場につきましては、埋めた後も隣から水等入りまして、そこを車両が通過することでだんだんと舗装が割れて範囲が広がったというふうに想定しております。

こういったふうに舗装が広がった場所、もしくは周辺にひびが入っている場所につきましては、業者さんに、ちょっとお願いして例えば縦２メーター横１メーターとか、ある程度の大きい範囲での部分的な舗装の補修を行うようにしております。

こちらの現場につきましても、同様に業者さんにお願いいたしまして補修を行っていると

ころでございます。

委員さん御指摘のように、こういった箇所につきましては、積極的に業者さんの技術力を使いまして、繰り返し陥没が起こらないように、早目に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

久保山博幸委員

パトロール――前に、職員さんの通勤のときにもこういうところはないかという呼びかけをされているという話を聞いた中で、なかなか行き届かんと思うんですよね。

以前、視察で戸田市かな――に行ったときに専用アプリがあって市民の皆様から気づいたときに写真を撮ってもらって、即市のほうに、ここがこういうところがあるけんっちゅう情報がいくようなアプリがあって、それを使ってもう事前に市民と協力するような形で、そういうパトロールっていうか――をされているっていうシステムがあるみたいなんですけど、そういうのも今後、勉強していく必要があるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

大石泰之維持管理課長

より効率的、効果的な情報収集の手段としてということだと思いますので、そのようなことについては今後、研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。（発言する者あり）そういう意見ということですね。

ほかになければ終わりますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

報　　告（建設課）

第４回都市計画道路見直し検討懇話会について

江副康成委員長

続きまして、建設課より議案外の報告の申し出があっておりますので、これをお受けしたいと思います。

暫時休憩します。

午後１時46分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時47分開議

江副康成委員長

再開します。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

それでは第４回の都市計画道路見直し検討懇話会の内容について、簡単に御説明いたします。

この資料につきましては、鳥栖市のホームページの建設課分から閲覧ができることとなっております。

まず、４ページをお願いいたします。

今回、見直しの内容といたしましては、現在ここに３路線につきましては、現在決定しております都市計画道路として２車線であるとか４車線であるとか平面交差であるとか立体交差であるとか幅員が決定しております。

この都市計画道路を今回は見直すのか計画が存続するのか、それとも廃止にするのかと、その方針について評価を行っております。

５ページ目をお願いいたします。

今回、見直し方針の検討の仕方として、今回は必要性に関する評価と実現性に関する評価の２項目から総合的に判断しております。

見直し方針とは３通りでありまして、計画存続、計画変更候補、それから計画廃止候補の３つの方針としております。

それから６ページをお願いいたします。

検討方法につきまして、必要性と実現性に分けて、それぞれ４項目を洗い出しております。

必要性につきましては、路線の持つ位置づけ、交通混雑緩和、交通安全の確保、防災機能の強化の４点。

それから実現性に関する評価といたしましては、まちづくりへの影響、それから施工性の課題、沿道住民の意向、事業性の４項目について今回評価をいたしております。

下の方が変更廃止候補の考え方ですけれども、必要性が低い場合は廃止候補、それから必要性が高くて実現性も高いものに関しては、現在の計画を存続。必要性が高いけれども、実現性が低いものに関しては、現在の計画を変更して行うというこの４つにしております。

７ページをお願いいたします。

この７ページ以降が６ページで決めております各評価に対する一つずつの検討の内容となっております。

７ページが路線の持つ位置づけということで、この３つの路線がどういう位置づけになっているかということで、鳥栖基山都市計画区域マスタープランに位置づけられているのか。それから鳥栖市将来道路網の位置づけはどうなっているのかということを評価の対象としております。

酒井西宿町線、一番下の路線に関してはマスタープランの位置づけがなし、それから補助幹線道路として、都市幹線道路ではないということになっております。

それから８ページをお願いいたします。

次に、２番目の交通混雑の緩和ですけれども、３路線につきまして、右側のグラフを見ていただくとわかりますように、例えば久留米甘木線であれば、現在の交通量は、１日8,100台となっております。

これは将来推計をしまして、右側が平成42年の交通量ですけれども、平成42年には5,600台となります。

飯田蔵上線ですけれども、現在の１日の交通量が１万900台。これが将来、平成42年には１万1,100台となります。

ただし、この飯田蔵上線につきましては、現在２車線ですけれども、今決定しております都市計画道路の幅員が将来４車線となっておりますので、混雑度に関しましては、0.39と下がっていくということになります。

それから酒井西宿町線に関しましては、現在の交通量が１日4,000台、将来につきましてが4,400台。

ただし、ここも今決定が４車線になっておりますので、混雑度はかなり低くなるということになっております。

それから９ページをお願いいたします。

９ページは交通安全の確保ということで、歩道の通学路の歩道整備率を評価の対象としております。

右のグラフを見ていただくとわかりますように、飯田蔵上線、酒井西宿町線に関しましては、ほとんど通学路に歩道が設置されておりますけれども、久留米甘木線、一番上の路線に

関しましては、歩道の設置率が30％程度となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

必要性に関する評価の最後ですけれども、防災機能の強化ということで、これは防災上どういう位置づけになっているかということで、真ん中の飯田蔵上線、これは地震とかがあったときの緊急輸送道路のネットワークということで、県のほうから１次指定道路、２次指定道路ということで、今指定をされております。

大体、国道とか県道とかが第１次緊急輸送路の指定がされておりまして、第２次緊急輸送道路ということで防災上重要なルートであるということで、鳥栖駅と防災拠点であります市役所を結ぶルート、これが第２次緊急輸送道路に指定されておりますので、飯田蔵上線については緊急輸送道路の位置づけがされております。

11ページをお願いいたします。

ここでは次からが、実現性に関する評価に入りますけれども、まちづくりへの影響がどうかということを評価しております。

久留米甘木線に関しましては、現決定で、道路が整備されますと、現在、住宅地に規制がかかっていますけれども、大型車両が進入してくると。

それから一番下の酒井西宿町線にもこれを整備しますと、東側に商工団地がありますので、車が住宅地内に侵入して、環境が悪化する可能性があるということとなっております。

12ページをお願いいたします。

次に、施工性の課題ということで、３本ともですけれども。

まず、どういう課題があるかということで久留米甘木線に関しましては現在12メーターで幅員を決定しておりますけれども、これが現在の道路構造令からしますと、14メーターということで拡幅が必要になるということになります。

13ページをお願いいたします。

これは飯田蔵上線ですけれども、これは鉄道を立体交差とするということで、現在の計画のままでは、下の図のように家と家の間を５メーターほどの道路が高くなるということで、当然、側道が必要になるということになります。施工性からも課題があるということになっております。

それから14ページをお願いいたします。

この一番下の酒井西宿町線ですけれども、これについても、鳥栖駅山道線との接続部分が立体になるということと、国道34号との交差部分が、平面交差点としてはかなり課題があるということになっております。

それから15ページをお願いいたします。

沿道住民からの意向ということで、３路線のうち、久留米甘木線に関しましては、過去６回要望書の提出があっておりますけれども、ほかの下の２路線に関しましては、特に要望書の提出はあっておりません。

それから16ページをお願いいたします。

16ページが事業性ということで、実際の事業に要する費用に関して検討をしております。久留米甘木線に関しましては、２車線ということで、概算事業費19億円、一番下がキロ当たり、台当たりの交通量当たりの金額ということで、この部分が費用対効果になるということになります。

３本比較しますと、酒井西宿町線が金額が一番高くなるということで、費用対効果が一番低いということになっております。

17ページが、これらの今まで検討してきたことを総合的に評価したものですけれども、必要性に対する評価をまとめたものですけれども、それぞれ久留米甘木線に関しましては、路線の位置づけ、それから交通安全の確保はマル。飯田蔵上線は、交通安全の確保がバツ。

それから酒井西宿町線に関しましては、マルが一つもないというようなことで、必要性に関しましては、久留米甘木線と飯田蔵上線の必要性が高い、それから酒井西宿町線は必要性が低いということになっております。

18ページをお願いいたします。

実現性の評価ということをここでは取りまとめておりまして、実現性に関しましては、３本とも低いという評価をいたしております。

先ほどの都市計画を見直す場合のガイドラインのこの評価をしますと、19ページをお願いいたします。

今回、久留米甘木線に関しましては、必要性が高い、それから実現性は低いということで、ガイドラインの表からしますと、変更候補。それから飯田蔵上線に関しましては、必要性が高い、実現性が低いということで変更候補。酒井西宿町線に関しましては、必要性が低い、実現性も低いということで廃止候補ということを評価をしております。

20ページをお願いいたします。

今回、見直しの結果に基づいて、これからこういう検討していくということで、廃止候補の酒井西宿町線に関しましては、これを廃止にした場合に、どのような影響があるかということ。それから、久留米甘木線、飯田蔵上線に関しましては、複数の案を出してそれを変更した場合に、どういう影響があるかということを検証しまして、見直し案の素案を作成していきたいと思っております。

21ページからが、次回、どういうことをやるかということになっておりまして、次回は久

留米甘木線に関しましては、現道を拡幅するという、今の既設の都市計画を赤で示しておりまして、バイパスルートで行く場合がこれは具体的なルートということではなくて、バイパスにした場合どうなるのか、ということを今後検討していきたいと思っております。

それから22ページをお願いいたします。

飯田蔵上線につきましても、次回、現計画を赤でマルをしております、鉄道を立体とする場合。

それから、現在あります高橋を利用して４車線にする場合のイメージを書いておりますので、これについて検証をしていきたいと思っております。

23ページが酒井西宿町線ですけれども、これを現決定の部分を廃止にした場合、どのような影響があるかということを、次回、検証していきたいと思っております。

24ページから先はちょっと細かい話なので省略いたします。

以上で、簡単ですけれども、懇話会の説明とさせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思いますが、委員の皆さんどうですか。

池田利幸委員

すいません。

今回のやつは基本的には３本、今まで出ていた分は、全部変更ないし廃止ということで、また見直すっていう位置づけになるんでしょうか。

あと、説明書の22ページの飯田蔵上線の部分。高橋の部分と、もう一つ赤丸の部分と、これちょっと前、耳に入った部分で、県のほうの高橋の考え方――もう崩してしまいたいとかいう話もちょっと聞いたような気がして、この辺は県とすり合わせとか、できているのかなっていう部分があって、お伺いしたいなと思うんですけれども。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

今回、３路線に関しましては、どうするかということで、廃止をする場合にはどういう影響があるかとかいうことと、変更する場合はどういう影響があるかということを今回決めておりまして、具体的にこれを、廃止にするのかとか変更してどういうルートにするのかっていうのは、ちょっと次回からの――交通処理上どの場合でも、廃止した場合でも全体的な影響が出ないとか、混雑度が1.25を切るとかいう数値を示した上で、今後検討していきたいと思っております。

その段階で、例えば廃止するのはまずいんじゃないかとか、いろんな影響が、いろんな意

見が出てくるかとは思いますけれども、懇話会の方針として、委員さんには一応、一番下は廃止と、下の２本は変更するということで、そういう方向でいくということの承認をいただいております。

それから高橋につきましては､高橋を落とすとかいう話は具体的には聞いておりませんし、まだそこまでは県とどうするかという打ち合わせはしておりません。

以上です。

池田利幸委員

そうしたらこれはこの話が懇話会の中で、ある程度煮詰まってきた地点から県と打ち合わせを始めるっていうわけではないんですよね。

県もずっと平行してっちゅうか、懇話会の中にも入ってあるでしょうし、地区の代表の区長さんたちも入られていると思うんですけれども、今回の話の中で高橋のどうのというのも県側からも話は出てないっていうことですね。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

もちろんこの懇話会の中に県の道路課、都市計画課が入ってありますけれども、そういった意見は今回出ていなくて、それを実現する場合に、実際にどちらかにするということになった場合には、また意見が出る可能性があると思います。

池田利幸委員

わかりました。ありがとうございます。

廃止する路線に関してもその地区の代表の方々の承認を取ったということは、一応の納得は、懇話会の中ではされているっていうことでよろしいですね。わかりました。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

内川隆則委員

これは都市計画審議会との兼ね合いはどうなっとっと。二十何日かな都市計画審議会が開かれるばってんが、この懇話会というのはどういう位置づけになっとるとね。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

他の懇話会もそうでしょうけど、この懇話会自体は法的な位置づけがありませんので、この懇話会の位置づけとしては、我々が検討している業務を公開しながら、オープンにしながら進めていくということと、関係者それから学識経験者、識者っちゅうか、いろんな方から見直しの過程の意見を言っていただきながら進めていくということで、これが来年、11月ぐらいにはパブコメをして、案を決定していきたいと思っていますけれども、この都市計画の

決定をするということになりますと、次の都市計画審議会、この案をもって、都市計画の変更を行う場合には、法的拘束力のある都市計画審議会にその時点で諮っていくことになります。

内川隆則委員

そうなってくると、都市計画審議会でやって議論するのは、不毛の論議になってしまうわけかな。結局、懇話会が議論して、懇話会で話を固めていったなら、それが審議会に反映されるというふうなことになれば、審議会で話をしていることは、あんまり重みを持たないような感じになっていくのか。面々、面々議論するのか、その辺はどういうふうな形になると。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

先ほど佐藤次長のほうからもございましたけれども、都市計画審議会につきましては、法的拘束力を持つ審議会でございます。

私たちが今、検討懇話会で煮詰めているところは、その方針の案を審議会に諮るための案を策定をしているということでございますので、最終的に御決定いただくのは都市計画審議会の中でということになってまいります。

内川隆則委員

そうならば、その審議会っちゅうのは、ただフィルターに通すだけの会議っていうことで、あえてそういうの、大学の教授とかも入れる必要もないたいね。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

逆に、この懇話会とか、オープンにしないまま、鳥栖市が決定した路線を、いきなり審議会に上げるとなると、そちらのほうが何で今まで相談しなかったのかとか、オープンにしなかったのかという意見が出る可能性があって、大体この都市計画の道路を変更する場合には、前回も懇話会で情報をオープンにして、その都度意見をいただきながら、小出しにしながら、最終的には都市計画審議会にかけていったというような経過になっております。

江副康成委員長

どうしましょう、いいですか。

内川隆則委員

だから、審議会っていうのはただフィルターを通すだけの会議の場所かなっていうふうに言っているわけ。そうしか受け取られんもん。

江副康成委員長

答弁は繰り返しになりますかね。もういいですか。(「よか」と呼ぶ者あり)

ほかに。

内川隆則委員

ちょっと、そいで鳥栖市は東西の道路っていうのが一番弱いと思う。これは前から言われよったとね。

もうこの東西の道路が見直しとか廃止とかいうふうになってしまうならば、大体どういうふうに将来やっていったらいいのかっていうふうなことがあるわけだから、どうしてもそれはどっかで大きな東西の道路は、固定して実現させていかないかんというふうな考え方はあるけれども、その辺はどげん考えとっと。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

まず、昨年、全体の鳥栖市将来道路網っていうのを検討させていただいておりますけれども、その中で、国道34号を中心とした市街地内の渋滞緩和をいかにしていくのかっていうような方向性の中から、市北部、それから市南部への道路を将来的につくっていくということで、こっちの東西枠、これが北部のこの道路っていうところが、将来的には必要になるんだろうというふうに思っております。

今回のこの都市計画道路というのは都市計画決定自体も古うございます。それこそ当時の12メーターの構造令で都市計画をしていたというようなところもございますので、そのあたりの見直しも含めて今回検討しているところでございますけれども、この道路の整備っていうところでは、市街化区域内の市街地の通行はスムーズになるものというふうには思っております。

繰り返しになりますけれども、大きな意味での将来道路網の市北部地域、それから市南部地域というところが、市街地を混雑させない通過交通の誘導というようなところでは有効になってくるんだろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

内川隆則委員

そういう理屈もあろうけど、理屈もあろうけど、もう都市計画道路っていうのは30年も40年も先になってしまうやない。

だから、町の構図っていうのがどんどんどんどん変わっていく中で、旧態依然そういうふうなことで計画が出されんというふうなことについては、今私が言うたようなことが現実生じてくるわけよ。

だから、本当は福岡県の小郡市とか筑紫野市とか行ったら、久留米市も一緒やけど、ばんばんばんばんできているのに、鳥栖市はなかなか遅々として進まん。

だから都市計画道路っていうのを本来言うならば、何年までにこの計画道路は実現しますというふうなことの位置づけがないといつになっちゃいわからんごたん、絵に描いた餅ば、ああだこうだああだこうだで言ったってさい、何にもならん都市計画道路というふうに思う

けんが、その辺はもう言うても一緒か。考えていかないかんと思います。

江副康成委員長

意見要望ということで扱わせていただきます。

小石弘和委員

この酒井西宿町線、都市計画道路。これは結局、駅周辺をするためにはこの３本の東西連携というふうなことで枠組みがあっとるわけたい。

それがこれは廃止候補になっているというふうなことやけん、全体的なものを懇話会の方は考えてあるやろかなあと。

この東西連携って、３本の都市計画道路を挟んでその東西連携っていうて橋上駅、３つの路線を結局想定に入れているわけです。まちづくり推進課もそういうふうな想定で、入れとるわけやけん、それが廃止の候補に入っていると根本的から崩れてくるわけやけん。

この前の一般質問の中でも、駅周辺整備と道路は別だと。おかしな答弁をするなというふうに私は感じているわけやけんね、結局内川議員さんが言われるように都市計画審議会がフィルター代わりにしかならんて。これを廃止にするかしないというようなことを都計審の中で諮るべきじゃないかというふうにしかならんわけやけん。意味合いが何もない。

私は都計審の中でそういうふうなことが出てくれば、何で廃止するとしか言えん、反対しか言えないわけやけん。その関係の答弁をお願いします。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるように、我々が今検討しているこの都市計画道路３本につきましては、変更候補、廃止候補ということで、今、方針的なものをお示しさせていただいております。

最終的にこの変更なり廃止というところが決定いたしましたならば、おっしゃっているように都市計画審議会のほうに、おかけをして御決定をいただくというような、最終的な形はそうなります。おっしゃるとおりでございます。都市計画審議会中で御決定をいただくというような形になります。

そして、駅周辺とこの懇話会の中でも、参加されている同じ委員さんもいらっしゃいましたので、駅周辺との関係性というような御質問もいただいたところでございますけれども、今回の一般質問のお答えの中では、おっしゃるように、我々としては、この都市計画道路の見直しについて、一生懸命取り組んでいきたいというようなお答えしか私のほうから、ちょっと……、そういうお答えになります。

江副康成委員長

よろしいですか。

ほかに。

久保山博幸委員

図面上の確認というか疑問ですけど、10ページの右側の青の第２次緊急輸送道路施設と書いているんですけれども、ちょっとこの意味合いがようわからんですけれども、鳥栖の駅前を通っていくようなルートに本当、中心市街地の真ん中を行くルートになっとっとばってんが、ルート的にここを通らない、それこそ飯田蔵上線の高橋からの延長、市役所のほうに行くほうが緊急輸送道路にふさわしいのかなあと思うとばってん、その辺の経緯を。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

この緊急輸送道路の指定っていうのは、最近大規模な地震とかが起こっていまして、地震が起こった場合に必要な物資を届けるために、１次指定とかされた場合には、沿線の建物に関して耐震の改良なり診断が義務づけられる、そういうことが出てきます。

大きな建物、大規模な建物は倒れた場合に支障します。それが国道とかバイパスとか県道とかは、第１次緊急輸送道路になっていますけれども、第２次緊急輸送道路として、市が指定するものとして例えば、市役所と駅を結ぶ路線とか、そういうのが対象になるということで、市役所じゃなくて防災拠点かな……、（発言する者あり）ちょっと代わります。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

補足で御説明をいたします。

第１次緊急輸送道路、それから第２次緊急輸送道路ということでございますけれども、これは佐賀県が、警察や消防等を加えて緊急輸送道路網をネットワークとして、県全体でつくられてあります。

主に国道、それから高速道路、これについては、都市間を連結するということで第１次緊急輸送道路。第２次緊急輸送道路につきましては、主要な防災拠点や、警察、それから土木事務所、それから電力会社、ここでいうなら九電ですね。それと、主要駅を通るルートを指定をされているところでございます。

ですから、委員が言われるように直線で結んだほうが早かろうもんということですけれども、ここでいいますところの鳥栖市役所から、土木事務所、鳥栖警察署を通りまして、主要駅となります鳥栖駅、それから高橋を通って国道３号につながるというルートが第２次緊急輸送ルートとして指定をされております。

これはあくまでも、地震だけではなくて風災害、台風災害、もちろん津波等はございませんけれども、いろんな災害を想定した緊急輸送道路となっておりますので、もちろん地震の際もございますけれども、いろんな災害の場合の想定された緊急輸送道路ということで県が指定をしているという道路になっております。

以上でございます。

小石弘和委員

これ、できた場合は、通常は通さないわけ。結局県がこれをつくった場合よ。緊急輸送道路を新たにつくるわけやろ、これ。（「指定」と呼ぶ者あり）そのときはもう通さないわけ。緊急の際、指定しているから。

江副康成委員長

きちんと答弁してください。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

緊急輸送道路ということで、緊急車両のみが優先して通るということではございませんで、ある程度緊急時に通路として確保をしなければならないと、地域住民の方が避難されるとか災害が発生したときには、このルートが大切だよっていう指定をしているという指定でございまして、緊急車両のみが通過するとかいうことではございません。

小石弘和委員

例えば、緊急のときに、そこば通っていきよる一般車両もあるわけよね。そのとき渋滞したときには緊急車両通れんやんね。意味合いがないわけ。

災害は突如としてやってくるとやけん。ただ名目上にしかならんとじゃないねっていうのは――形にしか私には思えないわけですよ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

先ほど佐藤次長のほうから若干説明ございましたけれども、この第１次緊急輸送道路、それから第２次緊急輸送道路になりますと、この延長沿道の、建物の耐震化とか、要は道路側に倒れてこないような対策をしなければならないというようなところが発生してくると。

ということで、要は通行ルートを確保していきましょうというような意味合いでございます。

小石弘和委員

じゃあその沿線上の家のところは、要するに金をかけてでも耐えられるような構造をしなさいちゅうわけたい。

江副康成委員長

答弁要りますか。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

おっしゃられるとおり、そこの沿道に対する建築物とかの耐震性を促進させるという取り組みとかが――促して、努めていくというような耐震改修促進法に書きぶりがございます。

国のほうもここ数年の地震の発生を受けまして、支援、いわゆる補助、そういう緊急輸送道路沿いの建物への支援というのの強化を今行われているというところでございます。

補助関係についても、３分の２の診断費の補助をしましょうとかいう制度、今つくられておられますので、通常だったら全額自己負担とか、そういうふうなことになるんですが、そういった支援も手厚くなってきているというか、緊急輸送道路の指定とともに、そういう支援も行っているという状況でございます。

小石弘和委員

じゃあ、ここの第２次緊急輸送道路と第１、この青線のところの図面て正式な図面はあるわけ。

どこを通って、要するに青線のところは、延長は、距離はどのくらいあるわけ。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

すいません、延長距離については今持ち合わせておりませんけれども、このルートとしては、今の現道のルートでございまして、ここでいうならバイパスの平塚交差点があると思うんですが、平塚交差点から34号線に行きまして元町交差点ですね。そこを、平塚交差点、ブルーやホンダとかあるところが平塚交差点ですね。あそこから現道、文化会館のほう通っていって元町交差点、西鉄バスとかですね。そこを通りまして、鳥栖工業高校それから警察署、郵便局。それを真っすぐ行きまして鳥栖駅に当たります。

鳥栖駅から左折しまして、高橋のほうにいくという現道がルートとして指定をされておるところでございます。

江副康成委員長

よろしいですかね。小石議員、これでよかですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

池田委員はどうしますか。(発言する者あり)オーケーですね。

ほかになければこれでいいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で建設課からの報告についてを終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

県道整備の要望活動について

江副康成委員長

あと１つ、切りのいいところ、日程に追加しました県道整備の要望活動についてを手短に、ちょっとやりたいなと思いますので、まずは提案者の久保山博幸さんのほうから再度、お話いただければと思いますけど。

久保山博幸委員

以前から、鳥栖のほうが、なかなか道路行政がおくれていると。いろんな要望があっていると思うんですが、いろいろ大きな事業が動き出す中で、やっぱりもうちょっと積極的に国へも県へも市議会として、この時期働きかけていく必要があると思うんですよね。

ですから、結果的には議長名で県なりへ要望書を出すとか、そういう働きかけが必要かなというふうに思うんで、その辺の御意見をここで、建設経済常任委員会発信で、そういう働きかけをしていただければというふうに思っています。

江副康成委員長

当然、当建設経済常任委員会は、道路整備というのはもう第一義的に持っているところでございまして、執行部から今どういう状況か、この件について簡単に説明してもらってよろしいですかね。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

道路に対する要望に関しましては、国道についても、県道に関しましても、合同期成会、それからいろんな期成会の中で、現在も要望活動を毎年行っているところでございます。

小石弘和委員

これ建設課じゃなくて、国道・交通対策課でもんだ方が早いんじゃない。

江副康成委員長

じゃその部分は私が答えますか。

国道３号の拡幅、34号のバイパス構想、永吉交差点の改良とか鳥栖久留米道路といったところは、もう既に鳥栖市議会で決議を出しまして、陳情とかは議長名、鳥栖市議会という形で要望活動をやっているんですよ。

今回ちょっと久保山博幸議員もきょうの朝のときには言われたんですけれども、県道の整備促進のときに、まだそういったところの決議というか、市議会の皆さんの意思みたいなところが、きちんと表明したところがないからその分を補うためにしてほしいという要望が久保山博幸議員のほうからあったということで、県道関係ですので、県道の要望活動を佐藤次長のほうに今御説明していただいて、実際、今はもう県道の要望活動は特に今回は県道中原鳥栖線、ごみ焼却場の関係とか、ああいうところで、先ほどの中でも周回ルートとかありました。その中で延伸して、ぐるっと回そうという話もあるし、そういったところ、執行部はもう動いているみたいだから、議会のほうもどうかというような趣旨でございます。

できればここで委員会発議で、そういったところの決議文を本会議に上程させていただいて、そして皆さんの全会一致で、満場で通していただきたいなというような趣旨でございます。

小石弘和委員

意見書か要望書か、案はあるわけ。

江副康成委員長

じゃあ私の方から。（「あるなら出して、こういうふうなことで要望するというふうな形で出したらどうですか」と呼ぶ者あり）

それでこういう形でその方向に進んでいいんじゃないかという総意があれば早急に起案しまして、そして19日、委員会の最終日、３日目までに今我々ｉＰａｄ持っているもんですから、できたら皆さんに、すぐ見ていただいて、そして案文がそれでいいのかどうかも含めて最終日、皆さんの最終決断をいただきたいというふうに考えているところでございます。

小石弘和委員

なら早急に出したら。

江副康成委員長

ありがとうございます。

内川隆則委員

やぶさかじゃなかばってん、俺から言わすんなら、たった県ぐらいにそぎゃんとば大騒動せないかんかち。県会議員もおるし、市長もおるし、執行部もかねがね佐賀には行きよろうけんが。

そぎゃんとまで一々議会の､煩わせないかんかちいうふうな思いは……｡国道の関係なら、それは必要じゃろうと思うけどね。

県まで――そりゃ出すとはやぶさかじゃなかばってん、そぎゃんとまで大騒動せやんとかい。

江副康成委員長

だから、ちょっと私の……（発言する者あり）

小石弘和委員

今言うことはよかですよ。しかし今、市長とか県会議員が当てにならんけんよ。もう結論から言うたら、それだから。

要するに委員会発議でやろうというふうなことだろうと思うんですよ、当てにならんとやから。

以上。

江副康成委員長

ちょっと自由討議にしますので、各委員さんの意見があればぜひちょっと聞かせてもらって、そして今、方向性として、先ほど申しましたように先に進める方向で準備しろというお

声もあったもんで、そういう形で進めさせていただきたいんですけれども、（「よかろもん」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは建設課及び維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、国道・交通対策関係議案の審査に入りますので準備のため暫時休憩いたします。

午後２時34分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時41分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

江副康成委員長

これより国道・交通対策課関係議案の審査に入ります。

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中内利和国道・交通対策課長

それでは委員会資料の18ページをお願いいたします。

江副康成委員長

最後のページです。

では説明をお願いします。

中内利和国道・交通対策課長

款８土木費、項４都市計画費、目１都市計画総務費、節９の旅費交通費につきましては、

高速神辺バス停周辺整備事業の実施に伴います用地交渉に必要な旅費9,000円を補正するものです。

節11需用費につきましては、鳥栖駅前広場の横断防止柵の破損及び街路灯の球切れにより安全防犯上、緊急の修繕が必要となり、光熱水費の一部を修繕費に流用し対応を行いましたので、不足する光熱水費17万6,000円を補正するものです。

節13委託料につきましては、高速神辺バス停周辺整備事業の実施に伴い土地の境界の確定に必要な用地測量委託費40万円を補正するものです。

節15工事請負費につきましては、高速神辺バス停周辺整備工事費としまして、駐車場の舗装工事及び区画線工事など130万円､駐車場及び駐車場へ至るまでの市道沿いへの街路灯設置工事費40万円、合わせて170万円を補正するものです。

節17公有財産購入費につきましては、高速神辺バス停周辺整備事業に必要な用地の取得費60万円を補正するものです。

以上、御説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしでいいですか、皆さん。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で国道・交通対策課関係議案の審査を終了いたします。

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時46分開議

江副康成委員長

再開します。

陳情第10号　下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書

江副康成委員長

続きまして、当委員会に付託されております陳情第10号　下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書を議題といたします。

この際協議に入ります前に、上下水道局よりこの陳情に関しての説明をお願いしたいと思います。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それではタブレットの10号のほうの説明をいたします。

８月８日付で、佐賀県の下水道協会より、議長宛てに表題にございますとおり下水道施設の改築への国費支援の継続について、それぞれの市町の議会から国会及び関係機関や県内一斉に意見書を提出していただきたいという旨の依頼が来ております。

意見書の内容につきましては、次のページにどういうものか記載してございますので、次のページをお願いいたします。

平成29年度に開催されました財務省の諮問機関でございます財政制度等審議会におきまして、今後の下水道施設の改築に当たりましては、受益者負担の観点から、原則として排出者が負担する使用料で賄うべきであり、国による支援は今後、下水道の未普及地域の解消並びに雨水対策へ重点化を図るべきとの方針が示されたところでございます。

２段目でございます。

仮に、今後の下水道施設の改築に対する国費支援がなくなった場合、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活が成り立たたくなってまいります。

一方で、使用料の大幅な値上げについて、理解が十分得られない場合は、十分な施設の更新ができなくなり、下水道機能の低下による道路陥没やトイレの使用停止など、市民生活にも大きな影響を懸念されているところでございます。

また、そもそも下水道はその事業の性格からも、汚水の排除による公衆衛生の確保、道路や排水路などにハエや蚊がいなくなり、河川や海などの公共用水域の水質保全など、下水道使用者だけではなく､不特定多数に便益が及ぶ極めて公共性の高い大きな事業でございます。

このようなことから、市民生活の維持や下水道の公共性に対する国の責務の観点からも、下水道施設に対する国費支援の継続を強く要望する内容の意見書でございます。

なお、佐賀県下水道協会の事務局でございます佐賀市に確認したところ、今９月議会で、県内の全ての市町で一斉に意見書を提出される予定であるというふうに伺っております。また、全国市長会、町村会においても同様の要望活動を行っているところでございますので、

どうぞよろしく御協議を賜りますようお願い申し上げて御説明を終わります。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この件に関しまして、御意見がある方は挙手の上、御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

この下水道施設の改築の国費支援の継続に関する意見書って、これ案ってなっているけど、20市町はもう一緒の案文でいくわけでしょうもん。ならば、案っていうふうなこといらんやろう。（発言する者あり）案文は20市町、全部一緒。（発言する者あり）わかりました。

内川隆則委員

鳥栖市の場合で、もう九十何％になってしまって、あとはランニングコストと借金返してというふうなことになろうと思うけど。

ランニングコストだけなら、プラス、マイナスどのくらいの割合になっているのかな。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

経費改修率につきましては、一応ランニングコストについては使用料で100％賄っております。

そして余った分で借金返しのほうに幾らか回せている状況でございます。

内川隆則委員

これはもう当然、福岡一極集中、東京一極集中になって、今人口がほかのところは減ってしまって、人口が減っているところは絶対に借金返しができんはずやんね。

だから、そのことを考えるなら、最初からわかった話じゃろうけんが、そもそもそういうことは考えながらやらせるっていうこと自体が、無理難題な話。

それともう一つは、専門の下水道公団、幾らちゃ幾らっち、中身は何じゃわけわからん、幾らかやれって、あんな商売する下水道公団は廃止させんな、ますます厳しくなるよ。

そのことも含めて、意見書に出したらどうかい。

江副康成委員長

要望ということで、答弁はよろしいですね。

小石弘和委員

ちなみに、今下水道の借金は幾らあっと。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

約220億円で一般会計が180億円でございますので、かなり多額の借金を抱えております。

小石弘和委員

一般会計の借金はよかばってん、そこに220億円、あとどのくらいかかるの。結局バランス

を考えたら、大体、返済にあとどのくらいかかる。

樋本太郎上下水道局管理課長補佐兼総務係長

小石委員の御質問にお答えさせていただきます。

返済期間というのは現在も下水道の更新事業とか行っております。今浄化センターについて基本30年の借りかえとか本年度させていただきますので、それにつきましては、今から30年先までございます。

管渠につきましては、50年間の償却期間がございますので、基本的には50年間借りたいところなんですが、政府投資額、並びに金融公庫等は基本それより短い期間、30年から40年の期間でしか借りられませんので、少なくとも30年、40年先まで、借金は続いていくものと見込まれます。

以上でございます。

小石弘和委員

借金が続いていくというのはわかるよ。

220億円がずっと30年も40年も続いていくとかねって私は聞いていると。

樋本太郎上下水道局管理課長補佐兼総務係長

申しわけございません。

小石議員の御質問にお答えさせていただきます。

220億円の借金が今後も続いていくかという御質問でございますが、そちらにつきましては、もう事業の整備が一定収束しておりますので、若干ですが目減りはしていくものと思われます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する要望書（案）

江副康成委員長

それでは、本会議へこれは提出するというような形で諮りたいんですけれども、それに対して異議とかございますか。その方向性はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

じゃあ異議なしということに確認させてもらって、そして委員さんの中で、案文はこれでいいんじゃないかというふうな話もありましたけれども、特になければこの案文で、この意見書を出すということまで確認させてもらってよろしいですか。よろしいですかね。この場でも判断できますか。持ち帰りとか必要ですか。

〔発言する者なし〕

異議なしということで、この案文で、最終日の本会議で委員会発議という形でさせていただきたいと思います。

それでは陳情について終わります。

江副康成委員長

これをもちまして、本日の委員会を散会いたします。

午後２時56分散会

平成30年９月19日（水）

1　出席委員氏名

委 員 長　　江副　康成
副委員長　　伊藤　克也
委　　員　　小石　弘和　　内川　隆則　　久保山日出男
　　久保山博幸　　池田　利幸

2　欠席委員氏名

な　　し

3　説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪　　努
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐	向井　道宣
商工振興課商工観光労政係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長	犬丸喜代子
産業経済部次長兼農林課長	松隈　久雄
農業委員会事務局長	倉地　信夫
産業経済部次長兼建設課長	佐藤　晃一
維持管理課長	大石　泰之
国道・交通対策課長	中内　利和
上下水道局次長兼管理課長	高尾　浩伸
上下水道局管理課長補佐兼総務係長	樋本　太郎
上下水道局次長兼事業課長	今村　利昭

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事　　古賀　隆介

5　審査日程

現地視察

災害箇所（河内町、山浦町、弥生が丘）

決　議

県道の整備促進に関する決議（案）

〔採決〕

自由討議

議案審査

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

議案乙第24号　専決処分事項の承認について

議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定について

〔総括、採決〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

自　午前10時

現地視察

災害箇所（河内町、山浦町、弥生が丘）

至　午前11時50分

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時11分開議

江副康成委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

決　議

県道の整備促進に関する決議（案）

江副康成委員長

まず、これより県道の整備促進に関する決議（案）についてを議題といたします。

この件に関しまして、伊藤副委員長から御説明をお願いいたします。

伊藤克也委員

資料がタブレットの中に入っています。

９月定例会から建設経済常任委員会に入っていただいて、それから、10番ですね、県道の整備促進に関する決議ということで、決議案を出させていただいております。

簡単に内容について説明をさせていただきます。

御存じのように、鳥栖市は陸路交通の要衝ということで、昔から国道、並びに県道、それから市道もですが、そういった道路の果たす役割というのはこれまでも重要ですし、これからの鳥栖市の発展についても、さらに重要なものになってくるものというふうに思っております。

国道に関しましては、昨年度から３号線の拡幅ほか、いろいろ34号線等々、要望等も行っ

てきております。

今回、久保山博幸議員のほうより、県道についても、さらなる促進に向けて委員会として、まとまって決議していくことの重要性について、お話がありましたので、現在進捗をしております県道中原鳥栖線、新産業集積エリアとかごみ処理施設ですね、そういったことを含めて、旭地区の県道に対する道路整備がなお一層必要であるでしょうということ。

それから川久保鳥栖線も乗目の信号から立石方面に向けて、４車線化に向けて開発が進んでおりますが、そこのみにとどまらず、前後の開発等も必要になってくるでしょうし、また久留米基山筑紫野線につきましても、轟木のＪＲ鹿児島本線の下は、今整備の方向で進めていただいておりますが、まだまだ交通需要がかなり多い道路でありますので、ほかにも整備していくということも必要であるというふうな認識を持っております。

それと並行して、都市計画道路についても今また議論が行われておりまして、久留米甘木線、それから飯田蔵上線については特に、これからいろんな解決策に向けて議論を深めていく必要があるというふうに思っておりますので、そういったもろもろを含めて、県道整備についてしっかりと委員会として足並みをそろえて要望等していきたいというふうなことで、今回決議案を出させていただいております。

何とぞ皆さんのに御意見をいただきながら、先に進めていただきたいというふうに思っていますので、以上、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、説明とさせていただきます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

この決議案に対して質疑等ございましたら御発言をお願いいたします。

どなたかございますでしょうか。ありませんか。

小石弘和委員

これどこに出すと。

伊藤克也委員

流れから申しますと、厚生常任委員会のほうに、あそこの県道中原鳥栖線、ごみ焼却施設を見据えて、あそこの拡幅も含めて、その周辺一帯も整備が必要だろうということで、厚生のほうにそういった話が来ておりまして、ただ道路に関しては、しっかりとこちら、建設経済常任委員会のほうで審議をして、まとめていく必要があるだろうということで今回このような形でちょっと決議、そういった流れで、この委員会で決議案を出させていただくっていうふうなことであります。

以上でございます。（発言する者あり）土木事務所です。

内川隆則委員

土木事務所、県知事やなかと。

伊藤克也委員

おっしゃるように現状で行くと土木事務所ですけれども、ただこれを土木事務所のみで終わらせるっていうのは当委員会としても、非常にもったいないっていうか、この先やはり県にしっかりと決議の内容も含めて伝えていくっていうか、行く必要はあるのかなというふうに思っていますので、そこまでまだ段取りはできていない状況です。

ただ、今後やっぱりそういった方向で段取りをしていく必要はあるなというふうなことで話はしております。

内川隆則委員

土木事務所に出したっちゃへの突っ張りにもならん。そぎゃんとなら出さんほうがまし。文書じゃなしに直接今日、今から行ったっちゃよか。

土木事務所の所長がどれだけの権限があるかじゃん。ありゃせんばい。

江副康成委員長

私のほうからちょっと答えさせてもらいます。

直近、今回このタイミングでこの決議案を出そうというところの流れは差し当たってこんどの陳情の件で、一つの解決策として、土木事務所に道路整備を求めたいというときに、鳥栖市議会という形で要望書、鳥栖市とあわせて持って行きたいときに、議会のほうの決議という行為、確認の意思がないとできないということでやりましたけれども、ただ、この決議案にあるように国道、高速道路のみならず、県道も本当に鳥栖市にとっては非常に重要なことだから、機会があるごとに、例えば県の道路課とか、そういうところには行かせてもらいたいというふうに思っておりますけど。

内川隆則委員

話は、そこら辺はもう一致しとったい。

ところが土木事務所に出したって、所長が何の権限のあるかじゃん。何もないのに、への突っ張りにもならん、もう出さんほうがまし。

江副康成委員長

内川委員のおっしゃるとおり、土木事務所にとどまらず、当然、本課、道路課とかそういうところにも行くように、効果があるように我々も行くわけだから、そういうところは他の委員会のところには、アドバイスが――委員会としてそういう希望を持っているということは言わせていただきたいと思います。

内川隆則委員

何で知事に出されんと。

江副康成委員長

今こちらのほうが主導して出すという、ちょっと説明の中で、今の答弁の動きのほうをちょっと説明をしてもらったもんで、こちらのほうからこの文書をもって佐賀県知事に、当然、道路課に持って行くときには佐賀県知事の宛名で持っていきます。

もちろんですけれども、そういったところのやつをまだそれこそ皆さんにお諮りしてそういう動きをしようと、そういう動きをしようということをしているわけでもないもんですから、合意も何もできていないものですから。当面、そういった形でやらせていただいて、最終的には皆さんの意思で、佐賀県は宛名は知事です。

知事への形で持っていく場面をぜひつくりたいなというふうには改めて思います。

内川隆則委員

そういうふうに革靴の裏から足を掻くごたっ感じじゃなくて、知事に持っていくために、建設経済常任委員会だけじゃでけんなら、鳥栖市議会の名で知事に持っていくとかせんと、言うとりましたから結構ですよってなってしもうたらどぎゃんすっかい。

そげんせんね。鳥栖市議会としての総意として先に進めると。

江副康成委員長

わかりました。そういうつもりです。

手続から言うと議長に返して本会議に諮りますんで、本会議に諮って、鳥栖市議会の決議ということを求める手順にしていますので、鳥栖市議会として、陳情等行動するという形にする予定にしております。（発言する者あり）知事でいいです、もちろん。（「暫時休憩せんね」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後１時20分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時27分開議

江副康成委員長

再開します。

本件は、建設経済常任委員会の道路行政に関する行動の一つのツールとしてっていいます

か、道路の行政の思いを本会議のほうに、皆さんのほうに諮ってこの決議としたいと思いますので、委員会発議で及びこの決議案文で取り扱いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

御異議ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

県道の整備促進に関する決議は原案、このとおり可決し、当委員会から議長へ提出することにいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

自由討議

江副康成委員長

続きまして、委員間での自由討議を行います。

今回付託された議案含め、委員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いいたします。

ただし正確な議事録作成のため、必ず委員長の指名受け、マイクのスイッチを入れてから御発言いただくようお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

久保山博幸委員

今回の一般質問で成冨議員のほうから新産業集積エリアに関する質問がございました。

その後執行部からも、その経緯についての話もあったんですが、とにかく頑張るというふうなことなんですが､本当に今の状態で――私もよく経過もわからないし､法務局も絡んで、何で単純な、法務局自体もその辺の手続上の――その辺の関係性もわからない。

もう少しきちんと、例えば時系列的にどういう協議がなされてきたのかとか、その辺をきっちりこの際整理しとかんと、本当にこのままで今後進んでいくのかなという危惧がございますが、いかがでしょうか。

江副康成委員長

今の久保山博幸議員のほうから御発言ございました。

本件は市が違法な行為をしたということで、非常に市民の関心も高いところでございますし、また報告ございまして、質疑応答もいろいろ意見も含めてございました。

本件について、ちょっと皆さんの御意見を求めたと思うんですけれども、これを自由討議

という形でお話進めさせてもらってよろしいですか。

内川隆則委員

自由討議っていうことは執行部がおらんで、執行部に求める話ばここではああだのこうだの言うたって、どうしようもなかろうもん。

執行部に再度確認する意味での質問ばするとなら別としても。私はわかりません。

江副康成委員長

ほかに皆さんどうですかね。

久保山博幸議員のお話に対しては。内川議員はそういうお話されましたけれども。

内川隆則委員

おいだけかな、こげん思いしよっとは。

今、久保山議員が言ったのは、もう少しはっきりきちんと整理させとかんと、また再びというふうな話も出てくるやろうし、問題の原因追求にはまだ不足しとるというふうなことであろうという話ならば、執行部がおらんところで話をしても、これ以上この問題についてはどうしようもなかっちゃなかね。

江副康成委員長

ということは、内川委員さんはこの話は執行部に同席を求めて、聞いていたほうがいいという話でよろしいんですかね。わかりました。

そういう話だと思いますけど、今後の進め方も含めて。

小石弘和委員

ここで報告を受けて、執行部とすれば、今後どうするというふうな方針も何も決まってないわけやけんね。

執行部を呼んで幾ら追及しても、執行部は答弁できるような状況じゃなかわけ。

前回の報告を聞いても、突っ込んで聞いても、何も結論としては出てこないわけやけん。ある程度、一定の方向性が出てきて、そこでまた委員会を開くというふうなことであれば、私は非常に効果的なもんじゃないかなと。

昨年の平成29年５月18日以降、何ら協議もしてないっちゃから、隠蔽しているだけやから。

この前も部長も、定かではない、一定の方向はまだ決まってないっていうふうな答弁しかないんだから、幾ら呼んで話を聞いても、恐らく出てこないと思うんです。

こりゃ市長を呼んで話をするならわかりますよ、一番ネックになっとっとは市長ですから。全てそういうふうな状況に――要するに執行部は話をできる状況じゃないと私は思うんですけどね。

江副康成委員長

今、小石委員さんのお話は――久保山博幸委員さんは今までの経緯の部分をもうちょっと明確に……。

久保山博幸委員

そうです。

推進本部とかも設置されて少数じゃなくて、それなりのチームでやってこられ、なおかつ法務局のその辺手続も、専門家のかかわりの中で、何でこんな単純なミスが発生したのか、その辺をきちっと整理しとかないと、また今後いろんな同じような大型の開発の話も出てくると思うんですが、そこはきちっと整理を行っておかないと、今後のことを考えればですね。整理しとくべきじゃないかなというふうな、そういう考えです。

江副康成委員長

わかりました。

池田利幸委員

とりあえず、まずこの場で時系列を確認するというわけじゃないんですよね。別の場できれいに説明を求めていくっていう御意見ということですよね。

今回新聞とかにも載っているんで、きれいに今までの、今回の議案というか、一般質問の中でも委員会の中でも出てきていない。裏の調整をしておったのはどうなのかという部分まできれいにしていくっていうのであれば委員会でまた――ですし、また新聞で出ている分ですれば、全員協議会とか開いて、ほかの議員さんたちからもいろいろあるでしょうし、そういう場を設けるかしたほうがいいのではないかなと私自身は思うんですけれども。

そこできれいに１回、今までしゃべっていない部分っていうのも整理してもらって、その辺話せる分は話していただければ、皆さんとしてもまた市民の皆さんから聞かれたときに対して説明ができるんじゃないかなと思います。

江副康成委員長

今のは新聞報道及び今回報告いただいたですよね。

その部分のほかに、いろいろ疑問点があるみたいなところも、というような趣旨でよろしいですか。

池田利幸委員

そうです。

若干話を聞く中で、今までなぜ説明が延びてきたかの部分っていうのもやっぱり、話せるのかわかんないんですけど、その中でずっと調整していたという話も聞いていますんで、その部分話せるしこっていうか、裏の経緯っていうのも、きれいに整理できるのであればで、１回整理してもらったほうがいいのかなと思います。

久保山日出男委員

今回のは私も役所の経験ありますから、じゃないかなということですが、まずもって、総合政策課が携わってきた、それから商工振興課に回ってきて、その中で今度は用地買収に入って、流れがこうこう行き来しているうちに、あと何件ができてないというような、感覚のものだけに話が終わって、だからそうこうしている間に、もう契約が終わったような感じでしている経緯があるみたいに私は感じとれます。

だからやっぱりこういう事業が今後、今、久保山博幸委員もおっしゃるように事業があるときには、やっぱり総合政策課の担当者と、それから開発に向けて進んでいくところであろう商工振興課の担当者。それと農林行政の立場の農林課と許可する農業委員会が一体となって取り組みを徹底してさせるということが、一番大事じゃないかと思います。

これまでの経緯の中で、説明があっておりましたけれども、小石委員が先ほど申されたように、恐らく今の段階で、何とかしようっていうところで、努力しよっかしよらんかわからんばってん、そこまでしよっところに突っ込んだところで答えは出ないと思います。

そういった中で、やはりある程度でき上がってきたら、あれだけの質問があっているので、出てきたときに委員会を開いていただくなり、先ほど……、（「池田です」と呼ぶ者あり）池田議員がおっしゃるように全協で話し合いをするとか、そういったものを進めていただいた中で整理していくような形をしてもらったほうが、進めやすいんじゃないかなと思います。

今の時点で、どぎゃんしよったか、こぎゃんしよったかって言ってもこないだの答弁のように部長がするような状況ですので、多分、即座の答えは出ないと思います。

だから、もうちょっと間を置いて、そして働きかけてするんであれば、結果報告は、委員会を開くなりしてほしいと。委員会を開くなりしてほしいとかの要望等は言っておいて、それからの話でいいんじゃないかなと私は思います。

今何か県のほうとも、話をしながら進めていると思いますので、多分そうじゃないかなと思います。（「済んでいない」と呼ぶ者あり）今小石議員が済んでないと言われるので、済んでいないかもしれないけれども、そこら辺の解消はどうされるか執行部、市長部局のほうが出てから、うちで引き入れてやっていくという形で、どうでしょうかね。私はそのように思いますが。

即座に、無理やり整理をさせても、答えが出てこないような気がします。

以上です。

伊藤克也委員

先日の委員会の中で松雪部長からの説明があって質疑応答の中でも私としても今後の方向性等についてっていう質問をしたんですが、なかなか現状で方向性はもちろん見出せてない

状況の中で仮に全員協議会なりを開いても、先日の委員会以上の引き出しっていうか、答弁は期待できないのかなっていうふうな気がしております。もちろん、今後も直接的にこれまでの経過等について引き出していける部分は引き出していくような形としての委員会は必要かなというふうに思っていますけれども、ただ、一定程度時間を置かないとなかなか先に進めないのかなっていう気がします。

以上です。

江副康成委員長

わかりました。

いま１回ぐるっとお話聞きまして、ちょっと整理やないですけれども、久保山博幸委員は、今までの経緯のやつを、ちょっとまだまだ聞きたい部分があるというお話だったのかなと思いますし、小石委員あるいは久保山日出男委員、それから伊藤副委員長のほうも方針が決まってないから、今この問題をどうするのかという質問は、そういうところの結論を求めるような委員会というのはまだまだちょっと時間がかかるんじゃないかという話。

恐らくこれ２つは必ずしも一遍に――既に終わった部分は、明らかにできる部分は、また明らかにできる部分あると思いますんで、そのあたりの２つは分けて扱ってもいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

例えば、違法状態を全部もとに戻せという意見が小石委員からありましたけれども、そういう選択か、あるいは今やっているところをもう少し全ての売買契約をもらって、一括申請の形をとりながら、ちょっと全体的にお許しをいただいて先に進めるか、大きく２つの話があって、どっちもまだ決めていない。

執行部はどちらかというと、後者のみたいなニュアンスが言われていましたけれども、その部分はまた置いといて、久保山博幸委員の部分に対しては、この委員会なり全協なり、ほかのところで解明することはやっぱりいいいのかなというふうには聞こえたんですけど、そういう整理の仕方でよろしいですか。

内川隆則委員

私はここで話してどうなるかいというふうな話からしたんですけれども、ここでそういう話をするもんかと思とったら、どっかにボールを投げようっていう久保山博幸議員のような話の感じがするばってん。

問題はありますと、これについてどう解決するか、解明してほしいっていうことだけであって、ボールがどこに投げようとしているのか、久保山博幸委員自身がわからんけんが、そいけん今いろんな意見が出たっちゃろうと思うったいね。やったっちゃおんなじ、全協で、委員会だ何とかだっていうような話。

だから久保山博幸委員がどこにボールば投げたいのかっていうふうなことがさっぱりわからんけんこぎゃなふうになってしまうじゃろうと思う。

江副康成委員長

久保山博幸委員よかですか、御意見でいいけど。

久保山博幸委員

一つは市民目線で見て、何で役所がそういう単純なミスをしたのかっていう、やっぱりそういうふうな意見も私も聞いておりますし、私自身もそれだけ多くのメンバーがかかわっとって、何でこういうふうになったのか、その辺の経緯を、一応口頭では説明していただきましたけれども、もう少しきちっと文書なりで整理して理解したいなというところで、どこにボールを投げるかというよりか、一旦これまでの経緯を整理すべきじゃないかなというふうな、そういう思いでした。

池田利幸委員

すいません。

今ちょっと僕も、若干理解できなかったんですけど、それを時系列で執行部のほうに提出を求めるということですか。ペーパーないしデータで。

久保山博幸委員

それも１つの形かなと思います。

池田利幸委員

それもって言ったらほかに、こちらサイドでも別でやるということですか。「も」ってことは選択肢の中の一つということですよね。

じゃなくてもうペーパーとして目に見える形で、執行部に今回求めるということと理解していいですか。

久保山博幸委員

「も」は訂正します。

そういう形で整理していただきたいというふうなことです。

内川隆則委員

この問題ば文書にするてんなんてん言うたら、とてもとても。何年かかるかわからんと思うよ。

もう小石委員が言うように、市長が来るなら話はわかると言われるように、問題は先導があやふやだからこういうふうなことになったんじゃろうと思うったいね。

だから、先導がきちんとせんけん面々のセクション、セクションで仕事をして、音頭とる人がおらんやったけんがあっただけのこと。

これば もう傷口に塩をぶっかけて刷りこすっごたっ話ばせないかんことば、文章にして何て言ったって、とてもとても出てくる話じゃなかろうと思う。

だから、要するに大方こういうふうなことであるということをここで理解するくらい程度しかなかろうと思うたいね。

市長が実はこうこうこうやった、ああやった、こうでしたので私が判断をミスしておりましたというふうに言えばよかばってん。そぎゃんことは市長は絶対言いやせんとやけん。

以上。

江副康成委員長

ほかにはないですかね。

〔発言する者なし〕

全体的にそれこそキーマンじゃないですけれども、真相はやっぱり知りたい。

市民の、どうしてこうなったのかという真相が知りたいけれども、そういったところの手続をやっぱりきちんと準備できたところでやりなさいということなのかなと思うし、今後の方針の部分は一定期間を置いて、そしてちょっと整理したところで、もう一回、確かめるというちょっとした時間を取るべきかなという。そういうところなのかなというふうにちょっとまとめさせてもらいましたけど、久保山博幸委員から言ってもらったように、まだ真相が非常にあやふやだっていうか、よくわかんない、何でそうなのという部分は残っていると。

そこの部分は本当は求めたいけれども、もうちょっと準備してからということなのかなと思います。

そういう気持ちで、もちろん所管の問題でもございまして、委員会としても前向きに、汗かかんといかんのかなというふうに思っています。

というところで、この議論は閉じさせてもらっていいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

このほかに何かございますか、自由討議にしてもらいたい案件とか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないでいいですかね。

以上で自由討議を終わります。

次に、総括、採決を行いますので、準備のため暫時休憩します。

午後１時50分休憩

午後１時51分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

農林課の松隈でございます。

先日、農林課関係分の補正予算について御審議いただいた点について１点訂正をさせていただきたいと思います。

資料の６ページのほうで、農業振興費で集落営農組織法人化推進事業補助金について御説明をさせていただいきまして、質問の折に、このふもと東部法人につきまして構成している町はどこかというお尋ねをいただきまして、４町というお答えいたしましたけれども、山浦町、牛原町、養父町、宿町というふうにお答えいたしましたけれども、蔵上町がここに加わりますので、申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総　　括

江副康成委員長

これより、総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いしいたします。

小石弘和委員

新産業集積エリアの整備事業について、御意見を申し上げたいと思います。

今回の委員会でもるる説明がありましたが、工事着手が約２年５カ月遅れております。その内容や原因等に関して担当課にも尋ねて話をしてきました。

こうしたことを踏まえて、今議会でも一般質問、常任委員会でも問いただしましたが、一向に満足な答弁が出じまいであったと思っております。

そうしたやさき、用地買収の過程で農地転用がないまま、大半の用地を農地のまま買収し、所有権を市に移転した事実が発覚し、市の農地法違反という形で、９月11日の新聞報道が出てきたわけでございまして、これで市民の皆様も我々議会も、知りうることになったわけでございます。

これはもうミスとか不祥事ぐらいではないと私は思うんですけど、これは事件ですよ、事件。

これは意図的なものがあるように、においがぷんぷんするわけですよね。

なぜならば、昨年の平成29年の５月に執行部は農業委員会事務局からこの問題点の指摘を受けたという事実があるわけですよね。

その時点からこれまで約１年３カ月、この事実を隠してきたんですよ。隠蔽ですよ、これ。隠蔽してきたんですよ。無責任極まる仕業なんですよね。

こんなことを民間業者が起こしたら、市は指導する立場でしょう。場合によっては罰則を摘用することもあるでしょう。

今回のようなことも、民間がやらかしたときは、恐らく土地はもとの地主に戻して、一からやり直せという指導をするんじゃないですか。

ならば、市はこれまで買収してきたこの土地を、全て地権者に戻して、日本の常識ですよ。一から再スタートして、今度はきちんと農地転用をした上で、買収するということが筋だと、私は考えます。

私は総括の意見として委員長報告にこれを盛り込んでいただくように要望して、総括の意見とします。

江副康成委員長

今の件は委員長、副委員長で相談の上、お諮りさせてもらうという形でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

久保山博幸委員

今小石委員のほうから御意見ございましたけれども、私もなぜこれだけチームを組んで、かかわられてきたプロジェクトで、そういうふうな思い違いとかミスとか手続の間違いだとか、法務局もそこに絡んでっていう話で、そこがもうシンプルに不思議でならないと。

その間、市長がどのタイミングでどういうふうな指示があったのか、その辺もいま一つよくわからないところで、その辺の、今回きちっと整理をしとかないと、また今後、本市は大きなプロジェクトも抱えていますので、その辺の整理と今後の方針についてはどういうふうなやり方、今、小石委員はもう全くもとに戻すという御意見でございますが、それが現実的

にどうなのか、その辺いろいろまだ問題を抱えているなという思いがあります。

例えば、まずは、これまでの経緯をきちんと一旦整理して――私どもも市民の皆様から一体何ねと、新産業集積エリアは何があったとねっていうふうな話、そういう質問もございます。私自身もその辺きちっと把握しておきたいなと思いますんで、その辺の整理をしなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

江副康成委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

では私のほうから。

先ほどこの問題は自由討議という形でも委員間の意見交換をいたしました。今後の方針については、一定期間整理も必要でしょうし、いろいろ調整もあるでしょうし、一定期間、執行部のほうを待って報告を受けるという話をいたしました。

あわせまして、これまでの経緯を部長のほうからずっと説明してもらったけれども、久保山博幸委員のお話の中にもあったように、何でこうなってしまうのという疑問点もあるということで、ちょっと言葉は違ったんですけれども、文書等の資料の提出も含めて説明をお願いしたいというような趣旨だったのかなというふうに思っているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは総括を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

採　　決

議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）

江副康成委員長

これより採決を行います。

初めに議案乙第17号　平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第３号）についてをお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第24号　専決処分事項の承認について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第24号　専決処分事項の承認についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり承認されました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定について

江副康成委員長

続きまして、議案甲第23号　市道路線の廃止及び認定についてをお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

江副康成委員長

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

本日議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。（発言する者あり）

小石弘和委員

御一任は致します。

しかし私が総括で申し上げたとおり、一部そういう文言を委員長報告の中に入れてほしいというふうなことでお願いをしておきます。

江副康成委員長

その方向に沿った形で対処していきたいと思います。

今のも含めて、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

江副康成委員長

以上で全ての日程が終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午後２時１分閉会

平成30年10月１日（月）

1　出席委員氏名

委 員 長　　江副　康成
副委員長　　伊藤　克也
委　　員　　小石　弘和　　内川　隆則　　久保山日出男
　　久保山博幸　　池田　利幸

2　欠席委員氏名

な　　し

3　説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪　　努
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐	向井　道宣
商工振興課商工観光労政係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長	犬丸喜代子
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長	三橋　秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長	能冨　繁和
産業経済部次長兼農林課長	松隈　久雄
農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長	成冨　光祐
農林課長補佐兼農政係長	佐藤　正己
農業委員会事務局長	倉地　信夫
農業委員会事務局農業振興係長	久保山智博
産業経済部次長兼建設課長	佐藤　晃一
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原　有高
建設課長補佐兼道路河川整備係長	日吉　和裕
建設課長補佐兼庶務住宅係長	古沢　　修
維持管理課長	大石　泰之
維持管理課参事兼課長補佐	三澄　洋文
維持管理課管理係長	徳渕　英樹
維持管理課維持係長	山下　美知
維持管理課公園緑地係長	本田　一也

国　道　・　交　通　対　策　課　長　　中内　利和

上　下　水　道　局　次　長　兼　管　理　課　長　　高尾　浩伸
上　下　水　道　局　次　長　兼　事　業　課　長　　今村　利昭

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事　　古賀　隆介

5　審査日程

審査日程の決定

農林課、農業委員会事務局関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

商工振興課関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

建設課、維持管理課関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前11時19分開議

江副康成委員長

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

審査日程の決定

江副康成委員長

委員会の審査日程についてをお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております。よろしいでしょうか。

付託議案は先ほど本会議でもございましたけれども、本日10月１日は議案審査は農林課、農業委員会事務局は一緒に。次に、商工振興課、そして建設課、維持管理課の合同。それから国道・交通対策課。そして、あす２日は上下水道局という形になります。

今からこの日程でいきますけれども、もし入りきれないときには、この日程でいきまして、上下水道局はずれるという形になると思いますので、順次、そのあたりはよろしくお願いします。

３日の日は、先ほど本会議で３日は本会議であるということで、そのあと委員会ということでございますので、もし時間がとれないときには、ここを使わせていただきたいというふうに思っています。

４日が現地視察、そのあと自由討議、総括、採決という日程でございます。

引き続き、現地視察について副委員長から説明をお願いいたします。

伊藤克也副委員長

現地視察につきましては、決算審査を今日、あすの中で行ってまいりますので、その過程の中で決めさせていただきたいなというふうに思っておりますので、委員の皆様にも何かその中でぜひ見て、現地視察を行いたいという箇所があれば、また申しつけていただければというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員長

以上の審査日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは審査日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時23分開議

江副康成委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

農林課、農業委員会事務局関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより農林課及び農業委員会事務局関係議案の審査を始めます。

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

こんにちは。

審査に先立ちまして、御挨拶と事業概要について申し上げます。

江副委員長、伊藤副委員長初め、各委員の皆様には日ごろより産業経済及び建設行政につきまして、御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

最初に産業経済部のうち、農業委員会事務局及び農林課関係の決算概要について一括して御説明を差し上げます。

まずは農業委員会事務局でございますけれども、平成29年度の事務執行に際しての農業委員会事務局職員は４名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計、農林水産業費のうち農業委員会事務局関係分といたしましては、予算現額5,012万7,000円、支出済額5,010万2,038円、不用額２万4,962円、執行率99.9％となっております。

平成29年度に取り組みました主な事業といたしましては、農業委員会の運営のほか、農用地を担い手に集積するための農地利用最適化業務に取り組み、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

次に、農林課分の決算概要につきまして御説明を申し上げます。

平成29年度の事務執行に際しましての農林課職員は11名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきまして、一般会計農林水産業費のうち農林課関係分といたしましては、予算現額４億8,909万5,000円、支出済額４億7,522万9,823円、翌年度繰越額1,265万1,000円、不用額121万4,177円、執行率97.1％でございました。

災害復旧費のうち農林課関係分といたしましては、予算現額32万6,000円、支出済額32万4,000円、不用額2,000円、執行率99.3％となっております。

平成29年度に取り組みました主な事業といたしまして、さが園芸農業者育成対策事業、農業次世代人材投資事業、筑後川下流土地改良事業、県営かんがい排水事業、滞在型農園施設等改修工事事業などを推進し、それぞれに成果を上げてきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、農業委員会、農林課の順で続けてそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう申し上げ、概要説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

それでは、平成29年度鳥栖市歳入歳出決算書の農業委員会、農林課関係分につきましては、決算書に基づきまして、それぞれ説明を申し上げます。

まず歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書の49、50ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項１分担金、目１農林水産業費分担金、節１農業費分担金につきましては、老朽農業用水路改修事業費の受益者分担金でございます。

倉地信夫農業委員会事務局長

予算書の63、64ページをお願いします。（発言する者あり）

江副康成委員長

続けてお願いします。

倉地信夫農業委員会事務局長

款16県支出金、項２県補助金、目４農林水産費県補助金、節１農業費県補助金のうち主なものについて御説明いたします。

まず、備考欄１項目めに記載の農業委員会交付金は、改選前の農業委員20名分の手当及び７月改選後の農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分の手当及び職員４名分の人件費に対する県からの交付金でございます。

備考欄に２項目めに記載の農地利用最適化交付金は、平成29年７月の農業委員会の新制度への移行後、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動実績及び成果実績に対する交付金でございます。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

続きまして、65、66ページをお願いいたします。

款16県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費県補助金、節１農業費県補助金のうち主なものについて御説明をいたします。

まず、備考欄３項目めに記載の多面的機能支払補助金につきましては、農地の多面的機能の維持増進を図るため、農業者が共同して取り組む地域活動や、農地水路等の質的向上に資する活動に対する補助金でございます。

次に、中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域におきまして、５年以上農業を続けることを約束した地域集落の農業者に対する国県からの交付金でございます。

次に、備考欄の７項目めに記載のさが園芸農業者育成対策事業費補助金は、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大など、収益性の高い園芸農業を確立するために、農業生産法人や農業者が組織する団体等が行う機械施設等の整備に対する補助金でございまして、本年はイチゴ栽培施設への補助でございます。

次に、８項目めに記載の経営所得安定対策推進事業費補助金につきましては、鳥栖市農業再生協議会が行います経営所得安定対策の推進、作物の生産振興、米の需給調整の推進や、地域農業の振興などを目的として行う事業に必要となる経費に対する補助金でございます。

次に、９項目めの農村地域防災減災事業補助金につきましては、全国一斉ため池点検を平成26年、27年に行っておりますけれども、この結果、水防警戒が必要な神山、荻野ため池の耐震性調査業務に対する補助金でございます。

次に、その下の10項目め、農業次世代人材投資資金事業補助金は、45歳未満の青年が新規に就農した場合に、就農から５年以内の経営が不安定な時期の所得を確保するために一定条件のもと１人当たり年間150万円、夫婦であれば225万円を県から交付されるものでございま

して、５名の方に給付を行っております。

次に、節２林業費県補助金の重要森林公有化等支援事業補助金は、荒廃しました森林約13ヘクタールの伐採の経費に対する補助金でございます。

続きまして、69、70ページをお願いいたします。

款16県支出金、項３委託金、目３農林水産業費県委託金、節１農業費委託金の河内防災ダム管理委託金は、河内ダムを維持管理する経費に対する県からの委託金でございます。

続きまして、81、82ページをお願いいたします。

款21諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入の農林水産業雑入につきましては、この主なものとしまして備考欄で、農林水産業雑入の１項目めに記載の筑後川下流用水事業助成交付金は、佐賀揚水機場建設などに伴う負担金に対する償還金償還額の一部助成でございます。

次に、２項目めに記載の市民の森ネーミングライツ料は、鳥栖市民の森のスポンサー企業でありますコカ・コーラウエスト株式会社からの平成29年度のネーミングライツ料でございます。

続きまして、85、86ページをお願いします。

款22市債、項１市債、目８農林水産業債、節１農業債の県営水利施設整備事業は、県営かんがい排水事業鳥栖南部地区に伴う起債でございます。

次に、県営防災ダム改修事業は県が行う河内ダムの改修工事に伴う起債でございます。

次に、滞在型農園施設等改修事業は、地域休養施設の大規模改修工事に伴う起債でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

倉地信夫農業委員会事務局長

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の161、162ページをお願いします。

款６農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費の主なものについて御説明いたします。

節１報酬の農業委員報酬は、改選前の農業委員20名分及び７月改選後の農業委員11名分、農地利用最適化推進委員15名分の報酬でございます。

報酬額が前年度より増額になっているのは、歳入で御説明いたしましたとおり、平成29年７月の農業委員会の新体制への移行後、農用地を担い手に集約し、農地利用の最適化を促進するための活動実績及び成果実績に対する交付金を、活動した農業委員、農地利用最適化推進委員報酬として支出しているものでございます。

次に、節２給料から次のページ163、164ページの節４共済費までは、農業委員会事務局職員４名分の給料等でございます。

次に、節９旅費の費用弁償は、農業委員の研修旅費及び農業委員会定例委員会の出席委員に対する出席費用弁償でございます。

節13委託料のシステム改修委託料は、国が法に基づき新たに導入した農地情報公開システムにより公開するため、市が管理している地図情報や土地の情報等を連携させるための業務委託料でございます。

以上で農業委員会関係の説明を終わります。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

同じく163、164ページをお願いいたします。

款６農林水産業費、項１農業費、目２農業総務費の主なものについて御説明をいたします。

節２給料から節４共済費までは農林課職員10名分の給料等でございます。

続きまして、165、166ページをお願いいたします。

節13委託料の生産組合長業務委託料は、生産組合長が農政関係印刷物の配付や各種調査や農家意向の取りまとめなどを行っていただくための委託料でございます。

次に、目３農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の備考欄３項目めに記載のさが園芸農業者育成対策事業費補助金につきましては、農業の担い手となる農業者に対し所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化、規模拡大などの収益の高い園芸農業を確立するため、機械施設等の整備に必要な経費に対する補助金でございまして、先ほど申し上げましたイチゴ栽培施設への補助でございます。

次に、備考欄の下から２項目めに記載の農業次世代人材投資資金は45歳未満の新規就農者５名に対して交付する給付金でございます。

次に、備考欄の最後に記載の中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域において農地の保全と農業生産の維持を図るため神辺、河内、牛原地区の農業者に対する交付金でございます。

続きまして、167、168ページをお願いいたします。

目５農業生産基盤整備費の主なものについて御説明いたします。

節15工事請負費のうち、老朽農業用水路改修工事費は老朽農業用水路７カ所分の改修に要した経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金のうち主なものとして備考欄の１項目めに記載のかんがい排水事業推進負担金は、県営かんがい排水事業で施行されました施設の維持管理に要する経費を鳥栖市土地改良区に負担するものでございます。

次に、備考欄３項目めに記載の県営水利施設整備事業（鳥栖南部地区）の負担金は、県営かんがい排水事業の農業用排水施設の整備を行う県営事業の負担金でございます。

次に、備考欄７項目めに記載の筑後川下流用水事業負担金は、水資源機構が施工しました佐賀揚水機場等の施設建設事業費の一部を平成10年度から、平成34年度までの25年償還で負担するものでございます。

次に、備考欄一番下の多面的機能支払補助金は、農業者と地域住民等が連携して行う農地、農業用水路等の保全管理にかかる経費を支援するため、市内12の活動組織に補助を行ったものでございます。

続きまして、169、170ページをお願いいたします。

目６農村整備費、節28繰出金は、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

目７農地保全管理費の主なものについて御説明いたします。

節４共済費は、河内ダム嘱託職員１名分の社会保険料、雇用保険料でございます。

次に、節７賃金は、河内ダム嘱託職員１名分及び夏場に開設をいたしております河内河川プールの監視員５名分の賃金でございます。

次に、節13委託料のうち、備考欄の測量調査委託料は、全国ため池一斉点検の結果、調査が必要となった神山ため池ほか１の耐震性調査業務でございます。

次に備考欄３項目めに記載の河内ダム施設管理委託料は、河内防災ダム事務所等の機械警備業務やダム管理システムの保守点検業務など施設管理に要する経費でございます。

その下の河内河川プール施設管理委託料はプール周辺の草刈り等及びトイレ浄化槽点検清掃業務に要する経費でございます。

次に、節15工事請負費、備考欄の河内河川プール整備工事費は河川プール可動改修及び老朽化したあずまやの撤去工事でございます。

続きまして、171、172ページをお願いいたします。

節19負担金、補助及び交付金のうち、備考欄１項目めに記載の県営防災ダム改修工事負担金は、県が平成27年度から31年度までの５カ年に行う河内ダムの改修工事に伴う市の負担金でございます。

続きまして、目８米需給調整総合対策費、節19負担金、補助及び交付金の備考欄１項目めに記載の経営所得安定対策事業費補助金は、経営所得安定対策の推進事業費として、鳥栖市農業再生協議会への補助金でございます。

次に、目９農業研修施設費、節13委託料の備考欄１項目めの伐採委託料は、地域休養施設及び滞在型農園施設の植栽剪定委託料でございます。

備考欄２項目めに記載の設計委託料は、地域休養施設大規模改修工事及び滞在型農園施設大規模改修工事に伴う設計委託でございます。

その下の３項目めに記載の工事監理委託料は、これは先ほど申し上げた工事に伴う工事監

理業務委託料でございます。

備考欄５項目めに記載の滞在型農園施設等指定管理料は、とりごえ温泉栖の宿等の指定管理料の年間分の経費でございます。

節15工事請負費の滞在型農園施設等改修工事費は老朽化しました地域休養施設の屋根、外壁、大休養施設、浴室、トイレ、調理室などの改修工事をしたものでございます。

節18備品購入費の施設用備品購入費は、地域休養施設及び滞在型農園施設に関する物品でございます。

続きまして、項２林業費の主なものについて御説明をいたします。

目１林業総務費、節２給料から節４共済費までは農林課職員で林務を担当しております１名分の給料等でございます。

続きまして、173、174ページをお願いいたします。

節13委託料の伐採委託料につきましては、個人所有の森林におきまして、手入れが行き届いていない荒廃森林の間伐に要した経費及び転石・大谷線のり面伐採に要した経費でございます。

続きまして、目３林道事業費、節13委託料、林道管理委託料は、林道の維持管理に要した経費でございます。

続きまして、175、176ページをお願いいたします。

目４治山事業費、節15工事請負費の市民の森整備工事費はコカ・コーラウエスト株式会社からのネーミングライツ料を一部活用しまして、市民の森の遊歩道整備や階段整備に要した経費でございます。

以上で農林課関係分の説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

この主要施策成果説明書を使っての説明はないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

久保山博幸委員

167ページの農業生産基盤整備費のうち、多面的機能支払補助金2,310万9,000円。

私、11グループっていうふうに把握していたんですが、１団体ふえたんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

多面的機能支払補助金でございますけれども、昨年度より１団体ふえておりまして、これは若葉の柚比町の部分が１団体ふえております。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

内川隆則委員

170ページの中ほどの測量調査委託料1,100万円。

内訳をもう少し詳しく説明してくれんかな。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

測量調査委託料1,165万4,280円でございますけれども、これ平成27、28年度に全国一斉ため池点検がございまして、そのときに水防の警戒が必要とされたため池が、神山ため池と荻野ため池がその中に入っておりまして、これに対する耐震性調査業務ということで、コンサルタントのほうに委託をして発注したものでございます。

以上でございます。

内川隆則委員

２カ所だけでこぎゃしこかかると。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

はい。そのとおりでございます。

内川隆則委員

今度の災害の関係で、私が補正予算のときに質問を行ったのは、もう要る、要らんのところの調査も、見直したほうがいいのではないかと。

既にその機能を果たしていないところは、別の方法を考えると、こういういらん災害を引き起こさんでいいように――そういうふうなことでもってやるには、２カ所でこんだけもかかるとかい。

それならば莫大な金がかかるけんが、そうじゃなくて、もう少し何か合理的な方法をされんとかねと思ってから聞いています。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

内川委員のほうが言われますように、確かにこういうため池管理についての課題が出てきております。

ここの部分については、国のほうから全国一斉にため池点検をしてくださいという形になっておりまして、この費用については国のほうから全額補助が来ている状況でございます。

当然、この耐震性でハザードマップをつくりますので、その中で地元説明会等を開くようにいたしているところでございます。

ほかのため池についてどうするのかということでございますけれども、前回の委員会等でお答えいたしましたように、各ため池の状況等によって地域の方と話し合いながら、どうい

った管理が望ましいのかっていうことに今後入っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

それならば、来年も同じような集中豪雨があるかもしれんたい。

だから、またほかのところでっていうふうにならんごと、やっぱもう早急にできるならやって、あとの対策をどのようにするかっていうふうなことを考えんと、皆さんに恐怖感ばっかり与えて、何もならんようなため池があるとするならもってのほかやけん。

そういうふうにやれますか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

ため池自体を今適正に管理されているところも多くございます。

言われるように、管理が行き届かないようなところも見受けられるところもございます。ということで、そういうところについては低水位管理をまず徹底させていただいて、まず、そういう不安を払拭して、その後、どういうふうな管理をやっていくのかっていう話し合いを今後やっていくというような形でございます。

以上でございます。

内川隆則委員

もうどこでも離農者がふえてきて、草切る機械も持っていない人もおっちゃったいね。だから、周りの草切りでも負担になるような状況たいな。

だから、そういうところにおいても、果たしてどういうふうに、これから将来どうするのかっていうふうなことで、きれいに管理されているって言いながらも、具体的に言うとどこでもそういう状況たいね。もう区役になる者がおらんちゅうような感じで、だからそういうところにおいても、どうするのかっていうふうなことをやらんと、何人かで負担して、ほかのところに恐怖感ばかり与えて、そしていつまでたってもなかなか先に進まんというふうなことにならんごと、お願いしておきます。

江副康成委員長

この件についてほかにありますか。

〔発言する者なし〕

ないですか。

私も内川委員の御質問に全く同感で、補正のときにも言いました。そのお答えが基本的には農林課だけの話で終わっていますけど、今までは結局、水を使うための利水ですね、利水のためのかんがいため池であったのを、今後要らなければかんがい用といいますか、治水のためのっていう話になると、当然、農林課だけの話ではないでしょう。

ですから、部署も広がってやってもらいたいなと、同じ答弁になったから、私ももう一回質問したいと思うんですけど。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるように、利水でため池というのはあるんですけれども、当然、中山間部にあるため池っていうのは、治水の機能も果たしていることは間違いございません。

そういうところから、当然、我が部の中でも、維持管理課とか建設課とかそのあたりも含めたところで、まずは地元の方の御意見等が第一だろうと思っておりますので、そのあたりも含めて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

小石弘和委員

162ページ、農業委員等の報酬。

これ20名分と10名分というふうな話がありましたけど、その内訳をお願いしたいと思います。

倉地信夫農業委員会事務局長

改選前につきましては、農業委員さんの定数が22名でございました。

２名が欠員だったので、改選前は平成29年度で支出した分は20名分を支出しております。

改選が７月にありまして、改選後につきましては、農業委員さんの定数が11名、農地利用最適化推進委員の定数が15名ということで、合わせて26名の委員さんとなっております。

以上でございます。

小石弘和委員

これ農業委員と、もう一つ何かこう付録のような人がいらっしゃるんでしょう。

あの賃金はどこに掲載されているんですか。

倉地信夫農業委員会事務局長

説明が大変悪くございまして、改選後は農業委員さんが11名で、そのほかに農地利用の最適化推進委員さん、これが15名ということで合わせて26名となっております。

ここに報酬としては入っております。以上です。

小石弘和委員

じゃあこれ1,377万4,000円の中に入っていると。それから農業委員の月々の報酬額、それからその付録のような人はよくわかりませんけど、その方の月々の報酬のお答えをよろしくお願いします。

倉地信夫農業委員会事務局長

現在の委員さんで言いますと会長の報酬が６万5,000円となっております。

会長代理が３万7,000円、農業委員さんが３万3,000円、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、２万4,000円となっております。

以上です。

小石弘和委員

先ほどの２万4,000円の方の仕事の内容、どういうふうな仕事の内容やっているんですかね。

そして、もしよかったらこの内訳を明確に書いていただいて、資料で提出していただきたいと思いますけど。

倉地信夫農業委員会事務局長

資料については後で提出させていただきます。

推進委員の仕事としましては、遊休農地の発生の防止、解消活動とか、あとは、担い手の農地集約、また農地の集積の推進の活動とか、そういうことを行っていただいております。

小石弘和委員

これ月何回ぐらいしてあるのか、年間何回ぐらい、要するに会議か何かして、議事録関係はあるわけですか。

久保山智博農業委員会事務局農業振興係長

活動はおおむね月に４回以上活動しておられます。

年間で12月ですので48回くらいは最低でも活動してあるというふうに認識をしております。

そして月々活動の内容については報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

認識ではだめなのよ。あなたたちが把握しないと。

認識ってあなた、これだけの金が出よっとだから。

議事録はあるとねって私はお聞きしているわけです。

倉地信夫農業委員会事務局長

毎月活動実績というのを文書で提出をいただいております。

そのときに一応聞き取りをしながら提出をいただいているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

提出の書類を、後で閲覧させていただくように、私からお願いをしておきます。

倉地信夫農業委員会事務局長

わかりました。

小石弘和委員

それから166ページの生産組合長業務委託料。

生産組合長とは何名いらっしゃって、どういう仕事をされているかなというふうなことをお聞きしたいと思います。

江副康成委員長

166ページの備考欄上から２段目、生産組合長業務委託料。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

市内の生産組合長さんは44名おられます。

基本的に農政関係の印刷物の配付であるとか、アンケート調査をした場合のアンケートの依頼とか、回収。

あと農家意向の取りまとめ等をしていただいているところでございます。

小石弘和委員

その上の生産組合運営委託料とはどういうふうな意味合いの委託料ですか。

江副康成委員長

その上ですよ。

先ほどの166ページの。

佐藤正己農林課長補佐兼農政係長

生産組織ですね。いろんな農家さんの取りまとめだとか育成強化、農家間の連絡調整、いつ、何曜日にやるとか、そういった部分の連絡調整などをずっとしていただいているところでございます。

小石弘和委員

生産組合長業務委託料は44名の報酬というふうなことで理解してよろしゅうございますか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

基本的には、生産組合長さんがそういう連絡調整をいただいておりますので、そういう委託料ということでございます。

生産組合のほうにつきましては、同じく44名でございますけれども、そういう形で支出をして、組合の運営に対する連絡調整、強化を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

これもある程度報告とか、そういうふうな議事録が、あるわけですね。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

そのたびたびにそういう議事録をいただいているということではなくて、年間でこういう

形の委託料で活動いただいているというところでございます。

小石弘和委員

それはおかしいじゃないですか、199万3,000円とか、運営委託料85万2,000円。

そんなざっとしたことで、こういうふうな金額が捻出されているちゅうことは、おかしい話ではないですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

委託料の積算根拠、内訳につきましては各町区によっていろいろ構成員等が変わってきますので、一応均等割と戸数割と面積割という形で整理をさせていただいておりまして、均等割については１万円、戸数割については500円掛け戸数という形になります。

面積割についてはその地域の面積という形で、生産組合を運営するために一定の事務費がかかりますのでそれに充てていただいているというものでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

わかってわからないようなことでございますので、生産組合の運営委託料、この仕事の内容と、それから生産組合の業務委託、どういうふうな仕事を要するにされているか、資料にて提出をお願いしたいと思います。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

資料を提出させていただきます。

江副康成委員長

いつ頃までに出せますか。一応、最終日前までにはもらいたいですよね。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

最終日前までに提出をさせていただきたいと思います。

江副康成委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

昼食のため暫時休憩いたします。

午後０時２分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時８分開議

江副康成委員長

再開します。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

午前中、小石委員より質問いただきました決算書166ページの生産組合運営委託料、生産組合長業務委託料について資料を提出させていただいておりますので、資料に基づいて説明をさせていただきます。

生産組合長業務委託料の内容でございますけれども、組合員へ農業関係行政に関する印刷物等の配付、伝達と各種調査、農家意向等の取りまとめということで委託契約をさせていただいております。

平成29年度実績といたしまして、７月に人・農地プランアンケートの配付、麦わら焼却調査票の配付回収、12月から１月に野帳の配付回収。２月に人・農地プランの配付、２月から３月に野帳の配付回収というものを行っております。

また、積算根拠といたしまして、均等割１万円、組合員１戸当たり500円、水田面積１ヘクタール当たり1,100円により算出をいたしております。

続きまして、生産組合運営委託料でございますけれども、この内容としましては、生産組織の育成強化、農家間の連絡調整、経営所得安定対策等の推進、生産組合の調整などでございます。

平成29年度実績としまして、随時でございますけれども、生産組合間での転作面積の調整などをいただいております。

また、経営所得安定対策、産地交付金への取り組みの調整をいただいています。

また、経営所得安定対策、産地交付金等に対する質問や要望等の集約も行っていただいているところでございます。

委託料の根拠といたしまして均等割5,000円、組合員１人当たり200円、水田面積１ヘクタール当たり450円により算出をいたしております。

以上でございます。

小石弘和委員

これは別に質疑はないけれども、農業委員会の資料はいつ出すと。

倉地信夫農業委員会事務局長

すいません、まだ作成中ですので、後で出させていただきたいと思います。

江副康成委員長

ほかにございませんですか。

小石弘和委員

ちょっともう一点、これ以上言いませんので。

176ページ。市民の森整備工事費、517万3,200円。これはどこをどのように整備されたのか。

そして予備費から要するに61万6,000円を充用しているというふうなことでございますけど、工事費が足りなかったからそういうふうな形で出したのか、それをお尋ねいたします。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

市民の森整備工事費517万3,200円の内訳でございますけれども、市民の森展望台の撤去工事で61万5,600円、市民の森遊歩道道路改修工事で80万7,840円、市民の森展望台設置工事が299万3,760円、市民の森遊歩道階段設置工事で75万6,000円の合計でございます。

予備費で対応させていただきました市民の森展望台撤去工事でございますけれども、火事により、基本的にはこの部分が燃えて、この部分の改修をするということでございましたけれども、当然、この部分の工事をする必要ございます。撤去をしなくちゃいけないんですけれども、予算上この時点におきましては、予算がございませんでした。

ただ、美観上、焼けたまま残すというのは問題があるという御指摘もいただいておりまして、予備費によって早急に対応させていただいたものでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

以上です。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

すいません、162ページ。

小石委員が詳しく聞かれていた農業委員、改選前20名で、今回11名プラス15名っていうふうになっているんですけど、改選前はこの最適化推進委員っていう制度はなかったのですか。

（発言する者あり）

ちょっとすいません、まとめて言います。

あと166ページの、備考欄の真ん中ぐらい。さが園芸農業者育成対策事業費補助金3,900万円。

これちょっと、内容的に何人ぐらいの方に出されて、事業成果っていうのがあるなら、それを教えていただきたい。

あと１点、農業次世代人材投資資金、45歳未満、675万円。

これも何人ぐらいに交付されて、事業内容がわかるならば、説明いただきたいなと思います。

以上です。

倉地信夫農業委員会事務局長

農地利用最適化推進委員につきましては、平成29年７月から新規にできた制度でございます。

以上です。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

さが園芸農業者育成対策事業費補助金3,900万円でございますけれども、これは、ベリーフォレストさんというイチゴ農家さんでございますけれども、こちらのイチゴの高設栽培施設等に対する補助でございまして、こちらのほうは3,900万円でございますので、市、県の合計した金額が3,900万円ということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

失礼しました。次世代人材育成投資資金につきましては、675万円でございますけれども、こちらにつきましては、夫婦の方が１組おられまして、あと３名の方が個人でっていうことで合計５名の方に、この人材投資資金を補助しているところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたら最適化推進委員のほうは平成29年７月からっていうことで、その前までは全く同じ内容のことを農業委員会の方がやられていたということなんですが、その作業っていうか、中身を分けて報酬も変えたってっていう見解でいいんですか。

久保山智博農業委員会事務局農業振興係長

平成29年の改選の前については、確かにおっしゃられるように農業委員しかおられませんでしたけれども、新しい制度からどこが変わったかと申しますと法律が改正になりました。

これまでは任意業務でありました農地利用の最適化の業務ですね――これは担い手に対して、集積を図るとかそういうことをやっていくとか、遊休農地を解消するとかそういうことについては、任意で活動をやっていたのですけれども、平成29年度、新制度に移行してからは、法令の業務として位置づけられまして、法的に新設をされたということでございます。

池田利幸委員

わかりました。いいです。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

168ページの工事請負費の老朽農業用水路改修工事費の件ですけれども、工事の内容ってい

うか、かなり水路も全体的に老朽化が進んでいると思うんですが、この７カ所の工事の内容についてお尋ねをいたします。

成冨光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

一つずつよろしいでしょうか。

山浦町の字本村につきましては、450ミリの側溝を3.8メーター、部分的な改修を行っております。

それから、牛原町は600ミリ掛け600ミリの側溝を28メーターつくっております。

それから藤木町につきましては、600ミリ掛け600ミリの側溝を約40メーター、それから田代本町につきましてが、300の側溝を40メーター、原町につきましてが、700ミリ掛け700ミリの14メーター、それから養父町につきましては、ため枡のクラックの補修でございます。

それとあと、蔵上町の側溝の据付けといたしまして、200ミリ掛け200ミリの40メーターでございます。

久保山博幸委員

現場では、地元の要望があってから改修工事を実施されるということで、現状は進んでいるんでしょうか。

成冨光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

地元からの要望がありまして、それから対応させていただいております。

久保山博幸委員

各地で老朽化が進んでいると思うんですが、市としては今後、こういう改修計画というのについてはどういうふうなお考え――あくまで要望があったら改修するというスタンスでおられるんでしょうか。

成冨光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

現在のところは要望に対して対応していくということで計画をさせていただいております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

久保山日出男委員

これまでいろんな答弁、お答えいただけていましたけれども、やはり今のお答えの中でも、予算の枠内でとか言わなきゃ、じゃあ言ったとおりできるんかなという勘違いがされるものじゃないですか。

それから先ほどの農業委員会の定数の問題の――法令が変わって11名になっていて、あれも100ヘクタールについて１名という、なんかあったと思うんですよ。

鳥栖市が1,100ヘクタール幾らだとか、そういう詳細のところもある程度言わなきゃ我々委

員はわかりませんので、詳細な基準というか、ポイントはちゃんと教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

江副康成委員長

再度、今の２点を加味して答弁いいですかね。

成冨光祐農林課参事兼課長補佐兼農村整備係長

先ほど久保山議員のほうから御質問いただきました老朽農業用水路の改修につきましては、地元要望によって行っておりますけれども、基本的に予算の枠内ということで一応800万円というところで、優先順位でさせていただいております。

以上でございます。

久保山智博農業委員会事務局農業振興係長

すいません、先ほどの農地利用最適化推進委員の定数の定め方ですけれども、先ほど久保山議員がおっしゃられましたように、農地100ヘクタール当たりにつき１人という委員の定数の決め方がございまして、鳥栖市での農地がおおむね1,500ヘクタールほどございましたので15名ということで、農地利用最適化推進委員を決めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

久保山日出男委員

私の勘違いかもしれませんが、農業委員さんが11名のときは1,100ヘクタールの計算じゃなかったですか。

それと推進委員さんについては、先ほど言った分け方なのか、基準が農業委員の11名はどういう基準によってでしょうか。

久保山智博農業委員会事務局振興係長

当時の農業委員さん22名だったわけですけれども、法が変わりまして現行の委員の半数程度にするということになりましたので、まず半数ということで、22名の半分ということで11名というふうに定めさせていただいたところでございます。

久保山日出男委員

ちょっと勘違いしている部分がありましたけれども、大体わかりました。

池田委員さんもいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）どうも。

小石弘和委員

最後ですけど、農林水産業費の不用額は全部でお幾らになるわけですかね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

農林水産業費のうち、農業委員会事務局、それから農林課関係分、それから災害復旧費と

いうことの農林課関係分といたしまして不用額といたしましては、1,267万5,964円でございます。（「1,267万5,000円」と呼ぶ者あり）はい。

江副康成委員長

小石委員よろしいですか、それで。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後１時24分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時24分開議

江副康成委員長

再開します。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

申しわけございません、繰越額も含んでおりました。

124万1,139円でございます。（発言する者あり）不用額です。

翌年度繰越額といたしまして、1,265万1,000円。訂正いたします。

失礼しました。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは農林課関係農林課及び農業委員会関係議案の質疑を終わります。

次に商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後１時25分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時30分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

商工振興課関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

初めに議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

私のほうから、商工振興課分の決算概要についてまず御説明をいたします。

平成29年度事務執行に際しまして商工振興課職員は13名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきまして、一般会計の分ということでございますけれども、労働費、予算現額8,629万1,000円、支出済額8,629万189円、不用額811円、執行率99.9％となっております。

商工費につきましては、予算現額５億5,033万2,000円、支出済額５億4,761万5,292円、不用額271万6,708円、執行率99.5％となっております。

主な事業といたしましては企業誘致推進事業、観光推進事業、商工振興対策事業、勤労者福利厚生対策事業などを推進してきたところでございます。

主な内容につきましては、担当から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

それでは私のほうから、商工振興課分について御説明いたします。

まず決算書の67、68ページをお願いします。

款16県支出金、項２県補助金、目８商工費県補助金、節１商工費県補助金の明治維新150年記念さが維新交付金、ちょうど真ん中あたりでございますが、66万6,000円は本市の幕末から明治期の偉業・偉人を顕彰するための補助金でございます。

次に、71、72ページをお願いします。

款17財産収入、項１財産運用収入、目２利子及び配当金、節１利子及び配当金の備考欄の上から２つ目でございますけれども、鳥栖ガス株配当金90万円につきましては、本市が所有する鳥栖ガス株式会社の2,000株の配当金でございます。

次に、73、74ページをお願いします。

款21諸収入、項３貸付金元利収入、目１労働金庫預託金収入から、次のページ75、76ページの目５市小口資金融資預託金元利収入までは、各種制度融資などとして各金融機関に預託を行った元利及び利子で収入合計４億2,300万1,285円となっております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算書の161、162ページをお願いいたします。

款５労働費、項１労働諸費、目１労働諸費、節21貸付金8,500万円は、勤労者福利厚生資金貸付金及び労働金庫融資預託金として市内の勤労者の生活の安定及び福利厚生を図るために、九州労働金庫へ預託を行ったものでございます。

次に、決算書175、176ページをお願いします。

款７商工費、項１商工費、目１商工総務費、節２給料から節４共済費につきましては、産業経済部長及び商工振興課職員13名分の給料等の人件費でございます。

次に目２商工業振興費、節13委託料、工業団地樹木等管理委託料130万3,560円は、西部工業団地や、西部第２工業団地の樹木管理、草刈りなど維持管理に要した経費でございます。

次に、177、178ページをお願いします。

備考欄上から２つ目のふるさと・しごと創生推進事業委託料につきましては、主要成果説明書のほうの58ページをお願いいたします。

本事業の全体事業費は1,067万5,000円で国庫補助金が149万7,000円でございます。

目的としましては「しごとの場」をつくり、安心して働けるようにするため、地域資源や潜在力を引き起こすとともに市内での新たな創業、就業の機会の創出を行い、都市圏からの企業や人材を誘致を図ることを目的としております。

事業内容につきましては、３つございまして、１つ目が創業支援事業。これにつきましては、サンメッセ鳥栖１階に鳥栖ビズ、鳥栖市産業支援相談室を開設し、創業希望者または創業後間もない創業者、並びに中小企業者へ各種支援制度の紹介や助言等を行っております。

また、初心者向けのセミナーを２回開催し、創業希望者向けのセミナーを１回行っております。

２つ目が、ＩＴ系就業・活躍支援事業でございます。

これにつきましては、クラウドソーシング等のＩＴを生かした新たな就業の創出を図るために、ＩＴスキル等の習得のためのセミナーなどを開催しております。

３つ目が、商工業振興イベント事業、これは「とす！トリップマルシェ」ということで銘打ち、鳥栖プレミアムアウトレットで、12月並びに３月の２回、市内の物産品、観光地等のＰＲを行っております。

効果といたしましては、産業支援相談室の相談件数として482件、それと初心者向けセミナーの受講者が59名、創業希望向けのセミナーが44名になっております。

また、ＩＴ系の分につきましては、新しい働き方講座、プログラミング体験講座等の受講者数が67名となっております。

とす！トリップマルシェにつきましては、来場者が6,864人の来場をいただいたところでございます。

それでは決算書の177、178ページにお戻りください。

節19負担金、補助及び交付金、備考欄の上から５行目の企業立地奨励金3,290万6,600円につきましては、これもすいません、主要施策の説明書の59ページをごらんください。

事業費として3,290万7,000円です。ちょっと端数を繰り上げております。

これにつきましては、本市と進出協定を結び、市内に進出された企業、株式会社サン・ダイコーからトラスコ中山株式会社まで６社、７件に対し交付をしたものでございます。

続いてそのまま主要施策の次のページをお願いいたします。

環境保全等奨励金229万8,000円は、鳥栖流通業務団地へ進出されたトラスコ中山株式会社に対し、緑地等を整備した1,149.06平方メートルに対し奨励金を交付したものでございます。

そのまま次のページをお願いいたします。

雇用奨励金100万円は、フレスポ鳥栖２階に進出されたＳＢＩ損害保険株式会社及び住進ＳＢＩネット銀行株式会社に対し、市内居住者の雇用数に応じてそれぞれ交付したものでございます。

すいません、まだ決算書のほうにお戻りください。177、178ページでございます。

節19負担金、補助及び交付金の下から３つ目、イルミネーション事業補助金100万円は、中央公園一帯で開催されたハートライトフェスタの開催経費の一部を鳥栖商工会議所に交付したものでございます。

次の鳥栖商工会議所補助金260万円は、市内の商工業者の育成と福祉増進などを図る鳥栖商工会議所に対し交付したものでございます。

その下の鳥栖中小企業相談所補助金390万円は、市内小規模事業者に対する金融、経営、経理等の経営相談、指導等を推進した鳥栖中小企業相談所に対し交付したものでございます。

続いて、節21貸付金、支出済額３億3,800万円は、市内の中小企業者の経営の安定を図るために、市小口融資など原資として、佐賀東信用組合や、市内８金融機関、商工中金に預託し

たものでございます。

次に、節22補償、補填及び賠償金の中小企業小口資金融資保証料につきましては、主要施策の成果の62ページをお願いいたします。

平成29年度の貸付件数は57件で総貸付額１億9,525万円に対し、544万9,787円、市中小企業小口融資に伴う信用保証料について本市が全額補填したものでございます。

すいません、決算書の179、180ページをお願いします。

節28繰出金、931万823円は、産業団地造成特別会計への繰出金でございます。

次に、目３観光費、節７賃金の169万9,290円は、夏休みの期間中に開設しております四阿屋遊泳場、沼川河川プールの監視員の賃金でございます。

節13委託料、観光地等管理委託料375万6,680円は九千部山や四阿屋、御手洗の滝キャンプ場等の観光地の草刈りや清掃などの維持管理に伴う経費でございます。

節19負担金、補助及び交付金、備考欄の下から５行目、新鳥栖駅観光案内事業補助金566万9,628円は、新鳥栖駅観光案内所に常時２名のスタッフを配置し、来訪者に対して、観光案内、ＰＲ等を行う運営経費として、鳥栖観光コンベンション協会へ交付したものでございます。

次のコンベンション等開催補助金135万円は、市内に50人以上が宿泊する大規模なスポーツ大会や福祉関係の研究会などを開催した団体に対し交付したものでございます。

次の観光イベント推進補助金548万6,360円につきましては、主要施策の成果説明書63ページをお願いします。

これにつきましては、鳥栖山笠やまつり鳥栖、とす弥生まつりなどイベント経費等について、観光コンベンション協会に対し交付したものでございます。

祭りのそれぞれの開催日、観光客数を入れておりますが、残念ながら長崎街道まつりにつきましては、雨天のために中止をしております。

決算書の179、180ページへお戻りください。

備考欄の下から２つ目の観光コンベンション事業補助金951万1,000円は、本市の観光ＰＲや来訪者のおもてなし、祭り、観光イベントの開催、コンベンション大会の誘致など観光推進を担う鳥栖観光コンベンション協会事務局の運営費として交付したものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

池田利幸委員

178ページの備考の上から５番目の工業用地整備事業費がありますよね。これ、ちょっと内

容を説明いただけないかなと思いまして。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

御質問の工業用地整備事業につきましては、ＧＬＰ、鳥栖流通業務団地のトラック待機場の緑地の改良工事で草が生えないように防草シートを263平米にわたって整備したものでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あと180ページの一番上、産業団地造成特別会計繰越金。この金額の内訳といいますか、若干教えていただきたいんですけれども。

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後１時48分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時49分開議

江副康成委員長

再開します。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

繰出金の931万823円ですけれども、この分につきましては、産業団地造成特別会計のほうに繰り出すものでありまして、起債の対象にならない起債の利子、借入金の利子、あと端数等につきましては、こちらのほうからの繰り出しをしているというふうな形になります。

以上です。

池田利幸委員

ほぼほぼ利子っていうことでよろしいですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

そうです。

江副康成委員長

ほかに。

久保山博幸委員

180ページの真ん中ほどの新鳥栖駅観光情報発信施設賃貸料。これはどういう内容でしょうか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

新鳥栖駅内にあります観光案内所の敷地は機構の土地でございまして、そこをお借りしている賃貸借料でございます。

久保山博幸委員

今、観光案内場に観光案内のモニターが置いてありますよね。今は維新博のやつが流れています。

以前聞いたときに維新博の前から、随分古い観光案内が流れていたということで、その辺のＰＲにかけるお金っていうか、当然、やっぱり新しいものを発信していかんと、なかなか見た人も新鮮味がないし、実態が伝わっていないのかなと思うんですが、モニターの活用の方法については、金額的には運営費とかいうのは、この中に含まれているんですか。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

下のほうに補助金がありますけれども、モニターの運営費は予算に毎年組まれているのかなと思っているんですけど、流す映像の更新の話だと思うんですけれども、なかなか更新できなかった部分もありましたので、うちにある映像等を流せるようにしようと思っておりました。しかし今回は維新博の映像のほうを中心に流させてもらっています。

以上です。

久保山博幸委員

要望ですけれども、当然、外から見えた方、鳥栖市にどういうところがあるのかなって、やっぱり新しい情報を発信していくべきだというふうに思っていますので、これ要望ですが、よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

じゃあちょっと、私のほうから。

池田さんいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほど池田委員の御質問と答弁の関係なんですけれども、前に、新産業のやつの利子が300万円という答弁あったじゃないですか。

そことのわかるような形の答弁をしてもらってよかですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

西部第２工業用地に係る分も当然、起債をしております。

今回300万円とお答え差し上げましたけど、新産業集積エリアでも起債をさせていただいております。

２つの起債に対する利子ですね､その分を繰り出しているというようなことでございます。

江副康成委員長

それでいいですか。(「はっきりした」と呼ぶ者あり)

小石弘和委員

72ページの財産収入でございますけど、これ鳥栖ガスの株配当金と一遍、私お聞きしたことあるんですけど、何株保有して幾らだと、それから土地開発基金利息、その上の……、ごめん、それ御答弁をお願いします。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

鳥栖ガス株配当金につきましてです。

１株450円の配当ですね。それの2,000株を保有しておりますので90万円の配当金があったということでございます。

出資につきましては、１株5,000円を2,000株でございます。合計の1,000万円を保有しているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

これ何年からですかね。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

昭和43年からでございます。(発言する者あり)

訂正します。昭和43年に設立し、昭和47年から株を保有しております。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

よろしいですかね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを

議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

毎回、おわびを申し上げておりますけれども、今回の農地法の違反の状態、大変誠に申しわけございません。

産業団地造成特別会計につきましては、予算現額25億4,289万2,000円、支出済額４億8,228万2,944円、翌年度繰越額18億5,264万4,000円、不用額２億796万5,056円、執行率18.9％となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

それでは平成29年度産業団地造成特別会計の歳入歳出決算について御説明申し上げます。決算書は313ページ、314ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金、節１一般会計繰入金931万823円は一般会計からの繰入金でございます。

款６市債、項１市債、目１工業用地等造成事業債、節１工業用地等造成事業債４億7,150万円は、新産業集積エリア整備事業に要した経費について起債をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

款１事業費、項１事業費、目１新産業集積エリア整備事業費、節15工事請負費3,875万6,880円につきましては、仮設道路の工事に要した経費でございます。

節17公有財産購入費３億3,542万5,249円は、開発区域内の用地４万3,000平方メートルの取得に要した経費でございます。

節22補償、補填及び賠償金9,669万4,700円は、開発区域内の用地取得に伴う支障物件等の移転補償費でございます。

款２公債費、項１公債費、目１元金、節23償還金、利子及び割引料、地方債元金772万8,856円は、西部第２工業用地造成事業に伴う地方債元金の償還金でございます。

目２利子、節23償還金、利子及び割引料、地方債利子256万9,775円は、西部第２工業用地造成事業及び新産業集積エリア整備事業に伴う地方債利子の償還金でございます。

以上、説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

いいですか皆さん。

それでは、316ページの款１事業費のところで不用額が２億円強出ていますよね。この内訳を教えてもらってよろしいですか。

能冨繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

御説明申し上げます。

不用額の２億円につきましては、主なものを申し上げますと、節13委託料の2,543万4,000円。こちらにつきましては、造成工事に入る前に発注する予定でありました委託の分が工事発注に至らなかったために不用になったものでございます。

それから、節17の公有財産購入費につきましては、契約までに至らなかった分、１億5,939万751円分が不用になったものです。

同じく節22の補償、補填及び賠償金につきましても、契約までに至らなかった分、約2,100万円の分を計上しております。

主なものについては以上になります。

江副康成委員長

今の御答弁の中で、公有財産購入費１億5,939万751円と節22補償、補填及び賠償金の2,133万9,300円。

これの件数ともうちょっと内訳を正確に教えてもらってよろしいですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

まず土地購入、財産購入費ですけれども、地権者数が７名、筆数が19筆、面積が１万2,534.7平米分になります。補償費のほうにつきましては、あと残り５件ほどを予定しております。

以上です。

江副康成委員長

前のほうの工業用地購入のほうですけれども、７名の中で、当委員会のほうには、最終的には１件の権利者等の調整がつかないという形でずっと御報告を受けていたんですけれども、１件以外の６名の分はどういった状況なんですかね。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

今、７名というふうに申し上げましたけれども、そのうち、３名につきましては、補償の分につきまして今、交渉を行っているところであります。(「発言する者あり」)

すいません、申しわけございません。

ちょっと訂正させていただきます。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後２時４分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時13分開議

江副康成委員長

再開します。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

お答えします。

現在７名の方と交渉させていただいておりまして、筆数としては、19筆。それから、面積につきましては1万2,534.7平方メートルとなっております。

なおかつそれぞれの交渉の状況でございますが、まず物件補償等で交渉をさせていただいている部分がございます。

それから、立木、立ち木に関して交渉をさせていただいている方もいらっしゃいます。

それから、権利の関係で権利の調整をさせていただいている方が、地権者数でお二人いらっしゃいます。

それから、代替地等で交渉させていただいている方がいらっしゃいます。

以上が主な交渉状況でございます。

江副康成委員長

あと１点。

今回契約を結んで、仮契約を結んで、議会のほうに議決を求められて本契約のほうに行かれたと思うんですけれども、その契約書の中に、市の立場と地権者との立場が、契約というか――結ばれていると思うんですけれども、その契約は１種類ですか、何種類かありますか。ちょっとちっちゃな部分の修正も含めて、

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

用地の契約書については、１種類でございます。

江副康成委員長

その１種類の結んだ契約書か、あるいはひな形でもいいから、この委員会のほうに提出してください。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

提出させていただきます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

小石弘和委員

316ページの草刈り委託料43万2,000円。これはいつして、何平米行われたんですかね。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

履行期間は平成29年12月11日から同年12月22日まで行っております。契約金額は43万2,000円でございます。

場所につきましては、幸津町ほかということで県道沿いと、あさひ新町との隣接するところの草刈りをしています。

以上です。

小石弘和委員

これ業者は。

能冨繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

業者につきましては、宝本建設になります。

小石弘和委員

これ随契。

能冨繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

随意契約でございます。

小石弘和委員

なぜ随契になったか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

能冨繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

随契理由につきましては、業務委託の50万円以下ということでしたので、随契で行っております。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。ほかにありますか。

久保山博幸委員

ちょっとここでお尋ねしていいのかどうか。

平成29年度に関連してなんですけれども、５月に分割分譲っていう案の説明会があったんですが、今年度実施設計の修正業務ちゅうのが計画されとったんですが、それは今進んでい

るのかどうかっていうところをお尋ねしたいんですが。

能冨繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

ことしの５月に分譲計画について委託を出すということでお話させていただいておりましたが、今発注しておりまして、コンサルのほうで業務の内容を検討しております。

以上です。（発言する者あり）

江副康成委員長

博幸委員、いいですか。

決算との関係であるんでしょうか。そこまでで、いいですか。

久保山博幸委員

現状ですけれども、今こういうふうにいろいろとまっているという状況の中で、あくまで分割分譲っていう形で、今後進められていくのかどうかっていうところをお尋ねしたかったんですが。

江副康成委員長

それでいいならいいですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

もうそれは今の分割分譲ということは、これ白紙に戻すべきですよ。まだ農転ができない、違法している状況であって、何で委託せないかんですか。

無駄なお金じゃないですか。私はそう思いますけど。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今、御説明差し上げた分、いかに早く――おっしゃるように現在、農地法の違反状態でございます。

発注はしておりますので、そこはちょっと我々も検討したいと思います。

小石弘和委員

検討じゃなくて、これ発注した分は要するにキャンセルすべきじゃなかですか。白紙に戻すべきですよ。

市が農地法違反をしているんですよ。その状態で、分割でするような必要性がもうなくなっているんですよ。検討する余地はないと思います。

江副康成委員長

答弁どうしますか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今回の発注の趣旨といたしましては、造成工事に着手できた場合に、少しでも、一部でも、早く分譲できるという可能性を探るための設計の変更というところで発注をさせていただい

ているところでございます。

ということでございますので、小石議員の御意見も踏まえたところで検討させていただきたいというふうに考えております。

小石弘和委員

この一部分譲というふうなことは、農地法違反をしたことが明るみに出る前の話ですよ。それは農地法違反をする前の話ですから、１年３カ月隠しているんですから、隠蔽しているんですから、その時点で、その一部分譲というふうな形ですから、農地法第51条にはっきり――違反行為ですよ、元に戻すべきですよ。

それは白紙に戻すべきじゃないですかと、検討する余地はなくて、白紙に戻してくださいという私は要求しているんですよ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

小石議員の御指摘ごもっともでございます。

ただいま我々、農地法の違反という状態でございます。

この間の全協の中でも、是正に向けた努力を重ねていくということでお話を差し上げております。

その是正ができたというようなとき、もちろんございますけれども、その折には、もし造成に入ることができた場合には、なるべく早いっていうようなところで、設計の変更をさせていただいているところでございまして、もちろんおっしゃっているように、農地法の是正っていうのが我々の第一義というところで考えております。

まずはそこを、是正というところに努力を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

小石弘和委員

どういうふうな是正をされるかですよ。そりゃ選択肢は２つも３つもあると思いますよ。

是正策、是正策と言われるばってん、市の方針はどういうふうな是正策を模索しているんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

是正策につきましては、現段階におきましては、これ、というような方向性は持ち合わせておりません。

ただ、この間の全員協議会のほうでも、お答えをさせていただきましたけれども、契約自体は生きている、それから登記も生きているっていうようなことを踏まえた上で、どのような是正ができるのかっていうところを協議、調整を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

池田利幸委員

関連の話ですけど、この前の全員協議会の中でも、県からの話しの中で、何々じゃないですかっていうような、要はもう４条しかないんじゃないですかっていう、えらく軽い答弁が書いてあったじゃないですか。

あれでものすごく、ちょっと疑問に思っていたことがあって、あの場で言ってもよかったんですけど、県とはどれくらい、きちんと話をして――要はもう１年３カ月とか２年とかいう時点で是正策がきちんと出てない、ある意味お手上げ状態なところで、どれだけ本気で県と話し合いをされているのか。

やっぱり市でできなかったらもう県に頼るしかないし、県がそれでもだめだったら国に相談することでしょうし、市と県がどれだけ協議されているのかなっていうのはちょっと疑問に思うところがあって、御説明できるならお願いします。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

それぞれ、当初指摘を受けて、是正策、どういうような是正策があるのかっていうところからスタートしまして、県の農山漁村課、それからあわせまして企業立地課と協議をそれぞれ重ねております。

また、先日もお答えしました弁護士の先生ともお話をさせていただいているところでございます。そのたび、そのたび、協議をさせていただいているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

ちょっと小耳に挟んだ話なんですけれども、県のほうからしたら、市がちゃんと言うてこんもんね、ちゃんと聞いてこんけん県から聞くわけにはいかんもんねっていう話も、やっぱり小耳に挟むんですよね。

そんだけきれいに全ての情報を県のほうに伝えて、是正策の協力をお願いするっていうところまで行ってないような気がするんですけど。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

協議につきましては、先ほども言いましたように、いろんな場面場面で協議をさせていただいているところでございますけれども、我々、どのような方針で臨むのかっていうところだろうというような御指摘だと思いますけれども、その方針につきまして、まずは県とも相談をし、そして協議を行いながら方針等を固めていきたいというふうに考えております。

以上です。

久保山博幸委員

さっきの話にちょっと戻りますけど、今、基本的に建てられないところに物をつくるという作業をしているんですよね。

分割、実施設計の修正業務っちゅうのは、今進行中ということですが、今こういうことで先々本当にここにつくれるのかもわからんし、将来的にわからんですよね。

分割になるのか、もしかしたらまた一括になるのかっていう、だからここは一旦どこまで進んでるのかわからんですけれども、修正業務っちゅうのはストップするべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

先ほどの小石議員へのお答えと重複いたしますけれども、まずは、農地法違反状態の是正、これを第一で考えまして、委員会からの御指摘ということも踏まえまして、検討していきたいというふうに考えております。

江副康成委員長

ほかにございませんか。（発言する者あり）

ごめんなさい、やりますか。

久保山博幸委員

いや、いいっていうか、私はあくまでも今の段階で一旦ストップすべきと私は思います。

江副康成委員長

決算審査のときに、そういうふうなことを思われたということですね。

小石弘和委員

私はもう違反状態だから、白紙に戻しなさいというふうな意見でございます。

江副康成委員長

それは答弁はよろしいですか。ほかに。

〔発言する者なし〕

池田委員からの質問に関連するんですけれども、この事業は基本的に県との共同事業ですね。

共同事業で平成27年12月に一応、相整ったということで予算請求が始まって、動き出したという経緯があります。

その前に県とどういうふうなやりとりをしたのか、どこまで詰めてやったのか。というところがわかる資料を提出していただけませんか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後２時31分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時32分開議

江副康成委員長

再開します。

本件は今、文書の提出を求めておりますけれども、それに対する質疑が私は必要だというふうに思われますの、その時間を留保して、一旦商工振興課関係議案の質疑を終わりたいと思いますけどいかがでしょうか。

小石弘和委員

今の新産業集積エリアの部分は一応保留ですね。

江副康成委員長

そうですね。今議題となっている平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定については保留ということで。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、建設課及び維持管理課関係議案の審査に入りますので準備のため暫時休憩いたします。

午後２時33分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時43分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

建設課、維持管理課関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより建設課及び維持管理課関係議案の審査を始めます。

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

続きまして、建設課及び維持管理課の決算概要につきまして一括して御説明をさせていただきます。

まず、建設課でございますが、平成29年度の事務執行に際しての建設課職員は14名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては一般会計、土木費のうち、建設課関係分といたしましては、予算現額４億3,269万8,000円、支出済額３億6,897万2,656円、翌年度繰越額6,296万7,000円、不用額75万8,344円、執行率85.3％となっております。

災害復旧費のうち、建設課関係分といたしましては、予算現額1,853万6,000円、支出済額200万8,800円、翌年度繰越額1,652万4,000円、不用額3,200円、執行率10.8％となっております。

平成29年度に取り組みました建設課の主な事業といたしましては、田代大官町・萱方線道路改良事業、轟木・衛生処理場線道路改良事業、公営住宅改善事業、防災拠点建築物耐震改修補助事業などを推進してきたところでございます。

次に、維持管理課でございますが、平成29年度の事務執行に際しての維持管理課職員は、17名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきましては、一般会計土木費のうち、維持管理課関係分といたしましては、予算現額６億8,013万4,000円、支出済額６億7,938万5,151円、不用額74万8,849円、執行率99.9％となっております。

平成29年度に取り組みました維持管理課関係分の主な事業といたしましては、道路舗装事業、橋梁長寿命化事業、交通安全対策事業、転石・大谷線道路防災対策事業などを推進してきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

それでは平成29年度の一般会計歳入歳出決算の建設課分の主なものについて御説明いたします。なお金額については省略させていただきます。

それでは決算書の53ページ、54ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上から２つ目、節３住宅使用料につきましては、市営住宅の使用料でございます。

次に、57ページ、58ページをお願いいたします。

一番下の目４土木費国庫補助金、節１道路橋梁費国庫補助金につきましては、道路改良事業や橋梁長寿化の事業に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

上から２つ目、節３住宅費国庫補助金につきましては、市営住宅の改修工事及び防災拠点であります佐賀競馬場の耐震改修工事に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次に、65、66ページをお願いいたします。

下のほうですけれども、目５土木費県補助金、節２住宅費県補助金につきましては、木造住宅の耐震診断及び防災拠点であります佐賀競馬場の耐震改修工事に対する県の補助金となっております。

次に、75ページ、76ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、項４受託事業収入、節４土木費受託収入につきましては、轟木排水機場ほか、国土交通省所管８カ所及び沼川排水機場、佐賀県所管３カ所分の管理受託料でございます。

次に、85ページ、86ページをお願いいたします。

上のほうですけれども、目３土木債、節１道路橋梁債につきましては、道路改良事業及び長寿命化事業等の社会資本整備総合交付金に対する市債となっております。

その下の節２住宅債につきましては、市営住宅の改修及び防災拠点であります耐震改修事業に伴う市債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございますけれども、181ページ、182ページをお願いいたします。

上のほうからですけれども、款８土木費について御説明申し上げます。

節２給料から節４共済費までにつきましては、建設課長、参事、課長補佐及び道路河川整備係３名、合計６名分の人件費でございます。

節13委託料の主なものは、轟木排水機場ほか12施設の操作委託料となっております。

次に、185ページ、186ページをお願いいたします。

あわせてタブレットのほうの70ページ、71ページをお願いいたします。

一番下のほうですけれども、目６道路整備交付金事業費でございますが、タブレットにありますように、田代大官町・萱方線道路改良事業につきましては、平成27年度から、それから轟木・衛生処理場線道路改良工事につきましては、平成28年度からそれぞれ事業に着手しているところでございます。

決算書に戻っていただきまして､決算書の185ページの一番下の節13委託料でございますけれども、田代大官町・萱方線道路改良事業に伴います物件等の調査の委託料となっております。

次のページをお願いいたします。

一番上ですけれども、轟木・衛生処理場線道路改良に伴います地質調査及び用地測量それから橋梁詳細設計、物件調査に対する委託料となっております。

中ほどになりますけれども、節17公有財産購入費につきましては、田代大官町・萱方線の用地といたしまして６筆、約250平米ほどを購入したものでございます。

その下の節22補償、補填及び賠償金につきましては、同じく田代大官町・萱方線道路改良事業に支障いたしました建物、工作物等の補償費及び市営萱方アパート等の入居者18名の移転補償費となっております。

次に、目７道路改良費でございますが、節13委託料につきましては、原口・基里小線ほか道路改良工事に伴います物件等の調査及び用地測量の委託料となっております。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、味坂スマートインターチェンジ（仮称）の準備段階調査に対する負担金となっております。

次に、191ページ、192ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、目３街路事業費につきましては、街路事業費の節13委託料につきましては、都市計画道路の見直しに伴います検討業務等の委託料が主なものとなっております。

次に193ページ、194ページをお願いいたします。

一番下の目１住宅管理費でございますけれども、節２給料から次のページの節４共済費につきましては、庶務住宅係８名分の人件費となっております。

節11需用費のうちの修繕料につきましては、市営住宅の修繕費となっております。

節13委託料につきましては、市営住宅の消防設備、給水設備等の保守点検に伴う委託料となっております。

節15工事請負費につきましては、南部団地給水施設のポンプ及び前田アパート、浅井アパート等の水道メーターの法定の取りかえ工事費となっております。

次に、タブレットの82ページをお願いいたします。

目２住宅改善費でございますけれども、国の交付金を活用しまして市営住宅の計画的な改修を行い、長寿命化と安全性の向上を図ったところでございます。

続きまして、タブレットの主要施策の83ページをお願いいたします。

これにつきましては、防災拠点であります佐賀競馬場の耐震改修工事に伴いまして国の交付金及び県の補助金を活用しまして、補助を行ったものでございます。

それでは決算書の195ページに戻っていただきまして、節15工事請負費につきましては、先ほど主要施策の成果で御説明しました市営住宅の改修工事費でございます。

次ページ一番上の節19負担金、補助及び交付金につきましては、防災拠点であります佐賀競馬場の耐震改修工事及び木造住宅の耐震診断に対する補助金となっております。

最後になりますけれども、決算書の247ページ、248ページをお願いいたします。

中ほど下のほうになりますけれども、項２土木施設等災害復旧事業費につきましては、大雨によって発生いたしました河内町の市有地のり面の崩落に伴います災害復旧でございます。

以上、建設課分の説明を終わります。

江副康成委員長

建設課の説明を受けて、合同審査としていますけど、ちょっと決算で分量が多いですからここで、ちょっと１回質疑を受けますので、維持管理課はそのあとにということでよろしくお願いします。

それでは建設課の説明が終わりましたのでこれより質疑を受けます。

どなたかございませんでしょうか。

小石弘和委員

１点お伺いします。54ページ、住宅使用料の市営住宅の使用料。

これ何軒分ですか。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

現年度の戸数で申し上げますと497戸分の使用料の歳入でございます。

江副康成委員長

ほかになければちょっと関連して、この住宅使用料、監査の意見のほうに御指摘受けていたけど、未収っていうか、あるいは多いというような指摘も受けていましたけど、そのあたりはどのような状況になっていますか。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

住宅使用料の徴収率等について申し上げたいと思います。

以前は悪いっていう時期もあったようでございますけれども、平成29年度の決算で申し上げますと、現年度徴収率99.67％、未徴収金額が26万円ほどでございまして、県内10市中、２

番目によい数字ということになっております。

３年ぐらいほど前から、徴収強化に努めておりまして、臨戸徴収はもとより、保証人への納付指導、それとあと裁判所を通じまして督促状の発送。こういったものをやっておりまして成果が上がっているところでございます。

江副康成委員長

すいません、監査意見のほうに、この住宅使用料と保育料と合わせて４億円ですかね、非常に滞っているというような指摘があったので、確認させてもらったけれども、それだったらいいんじゃないかと思います。

ほかにございますか。

内川隆則委員

最後の説明にあった248ページの災害復旧工事費。

これはどの辺。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

委員会のほうで１度現地を見に行きました河内町のトンネルのあったところの斜面の崩壊でございます。

内川隆則委員

維持管理課があるけど、今聞いたのは建設課と維持管理課でどの辺で境目があるのかわからんやったけん、ちょっとそれも含めて聞いたとばってん。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

基本的には災害復旧事業は維持管理課の担当になりますけれども、この場所が鳥栖市の所有の土地になっておりまして、この土地の管理が建設課のほうになっております関係上、うちのほうで災害復旧事業を発注しております。

以上です。

江副康成委員長

よろしいですか。

池田利幸委員

186ページの備考の一番下ですね。

田代大官町・萱方線調査等委託料1,337万6,200円。物件についてって言われたんですけど、もうちょっと詳しく教えていただけないかなと思います。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

今の御質問の田代大官町・萱方線調査等委託料の1,300万円の内訳につきましては、物件調査を２件、発注させていただいております。

それと件数につきましては、それぞれ３件分、４件分、発注をかけております。

それと用地関係の不動産鑑定の評価の委託料として、宅地の部分で１カ所、それと、減免等もございますので調整区域の分として宅地見込み箇所１カ所発注をかけております。

主なものとしてはそのような形で調査委託料を業務として発注しておるところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ありがとうございました。

これは今、進み具合はどんな感じですか。全体的な分で。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

現在の状況といたしましては、萱方アパートの解体事業を行っているところでございまして、順次西側のほうから用地買収の話をしているところでございます。

以上です。

池田利幸委員

用地買収が進んでいるところは、まだ西側の結構手前側ぐらいでしたよね。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

平成29年度の用地取得に関しましては、市営住宅の東側付近の用地補償関係２件実施をいたしております。

それと、先ほど課長のほうからも御説明あった市営住宅の入居者の移転の部分について進めさせていただいているところでございます。調査関係についてはもう全て今のところ完了いたしているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

188ページの田代大官町・萱方線道路用地購入費。

先ほど250平米と言われて６筆、これ平米当たりの単価がお幾らなのか。田代大官町・萱方線移転補償費4,157万4,510円というのは、どういうふうな移転補償費なのか。

それと248ページの先ほど河内町ののり面崩落の復旧工事関係で、トンネルの付近に相当なのり面崩壊の残土を収納しているわけですよね。この残土をどう処理されるのかというふうなことをちょっとお聞きしたい。

どのくらいの立米積んでいるんだろうかなあというようなことで、結局雨が降ると、また流れるおそれがないだろうかなというふうなことを思っておりますけど、お聞きをしておきます。

古沢修建設課長補佐兼庶務住宅係長

最初に御質問の、田代大官町・萱方線道路用地購入費の単価等についてでございますけれども、地権者の方については２名でございまして、３筆ございます。

１名の地権者の方の用地単価が平米当たり４万200円。それからもうお一人の方につきましては、３万9,900円ということで各地要件等の単価を定めたところでございます。

それとあと残りのものにつきましては、基金で先行取得をしておりました用地３筆を基金取得時、平米当たり４万4,900円で買い戻しを行ったものでございます。

それとあと物件補償でございますけれども、物件補償の建物の主なものについても申し上げますけれども、先ほど用地買収を２件、基金を除いて２件というふうに申し上げましたけれども、用地にかかりますところの１件は建物自体が、道路線にかかっておったもんですから、その建物の補償、郊外再築、移転の補償、それとあとブロック塀や土間のコンクリート、それから柵、それから植木等々の補償が2,800万円ほど。

それと、先ほど２件と申し上げましたもうお一人の方、用地がかかったところにつきましては、建物支障はしておりませんで、工作物でありますブロック塀と土間コン、それから立木等が支障しておりました。その分の移転補償費が170万円ほどというふうになっております。

よろしゅうございますか。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

248ページの災害の現場で発生した土砂の件についてちょっとお答えさせていただきます。

現在、そこの現場のほうで発生した土砂は約2,000立米程度、発生をしたところでございます。

これについては、現在進めております道路改良事業が２件ほど、今後工事のほうに入っていきます。

道路拡幅になりますので、一部その道路の土砂を今後の盛り土に使用したいと思いまして、今そこに仮置きをそのまましているような状況でございます。

以上です。

小石弘和委員

盛り土に適応するものですか。

見る限りはいろいろまざった産廃的な要素があるんじゃないかなあというふうに感じるんですけど、その点どうお考えですか。

日吉和裕建設課長補佐兼道路河川整備係長

土砂の部分については、今の斜面の部分の土砂の崩壊、掘削をしたところが主なものになっています。

そのためコンクリートとかアスファルトのような産業廃棄物になるようなものは含まれておりません。

ただ、御指摘のように盛り土にそのまま使えるかどうかっていうのは、今後現場のほうでも改良が少し必要かとは考えています。

極力、残土の有効利用というような形で、それと今後の工事のほうのコスト削減も含めて、そのような有効利用をやっていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは建設課関係の質疑を終わります。

ちょっと暫時休憩します。

午後３時11分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後３時12分開議

江副康成委員長

再開します。

大石泰之維持管理課長

それでは平成29年度歳入歳出決算にかかわります維持管理課分関係分につきまして、その主なものについて御説明いたします。

決算書の51、52ページをお願いします。

款14使用料及び手数料、項１使用料、目４土木使用料の主なものにつきましては、節１の土木管理使用料で道路占用条例に基づきます市道の占用料及び公有水面の占用料、それから節２の都市計画使用料につきましては、公園の使用料でございます。

続きまして、71、72ページをお願いいたします。

款17財産収入、項２財産売払収入、目１不動産売払収入、節１土地売払収入につきましては、里道、水路などの不動産の売払収入でございます。

続きまして、81、82ページをお願いいたします。

款21諸収入、項６雑入、目４雑入、節４雑入のうち、土木雑入の主なものにつきましては、上から２つ目、路上事故損害賠償保険金でございます。

以上、歳入の主なものについて御説明いたしました。

続きまして、歳出に移ります。

181ページ、182ページをお願いいたします。

款８土木費、項１土木管理費、目１土木総務費のうち、維持管理課関係分につきまして、まず節11需用費でございます。需用費につきましては、街路灯、駅前トイレ等に使用いたします光熱水費が主なものでございます。

次に、節12役務費につきましては、路上事故賠償のための保険料でございます。

続きまして、183ページ、184ページをお願いいたします。

項２道路橋梁費、目１道路橋梁総務費、節２給料から節４共済費につきましては、維持管理課職員13名分の人件費でございます。

次に、節13委託料につきましては、測量調査委託料、道路台帳修正に伴います委託料でございます。

節22の道路損害賠償金は、道路の管理瑕疵による賠償金で予備費から充用いたしております。

続きまして、目２道路管理費、節７賃金につきましては、夏場に草刈りを担います臨時職員の賃金でございます。

次に、節11需用費の修繕料につきましては、市道及び市道側溝の修繕料でございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、草刈り委託料、舗装路面の補修委託料、次の緑地帯の管理等委託料、鳥栖駅連絡通路等の管理委託料などでございます。

185、186ページをお願いいたします。

節15工事請負費につきましては、西新３号線道路維持工事などの費用でございます。

続きまして、目３道路舗装費の節15工事費につきましては、今泉・田代大官町線舗装工事等の経費でございます。

続きまして、目４橋梁維持費、節13委託料は、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の点検、設計などの委託料でございます。

同じく節15の工事請負費につきましては、本川１号橋ほかの橋梁修繕工事費でございます。

続きまして、目５交通安全対策事業費、節１報酬の主なものは交通安全指導員の報酬でございます。

節の15の工事請負費につきましては、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設等

の改修が主なものでございます。

続きまして、187、188ページをお願いいたします。

目６道路整備交付金事業の節15工事費につきましては、小学校周辺の交通安全対策として実施しておりますカラー舗装などの工事費でございます。

続きまして、項３河川費、目１河川改良費の主なものといたしまして、節15工事請負費は、田代外町排水路整備工事費などの工事費が主なものでございます。

続きまして、項４都市計画費、目１都市計画総務費、節の２給料から次のページの節４共済費につきましては、維持管理課公園緑地係職員４名分の人件費でございます。

続きまして、次の191、192ページをお願いいたします。

目２公園管理費、節11需用費の主なものは、公園の街灯やトイレなどに要する光熱水費でございます。

次に、節13委託料の主なものにつきましては、都市公園などの清掃や樹木等の管理委託料でございます。

次に、節15工事請負費につきましては、藤木緑地公園整備工事ほかの工事費でございます。

続きまして、項４緑化推進費につきまして、主なものといたしましては、節８報償費に関しましては花の日のイベントの謝金等でございます。

節13委託料につきましては、新鳥栖駅や本通筋商店街に設置しておりますプランターなどの花苗移植委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、花とみどりの推進協議会補助金等が主なものとなっております。

以上、維持管理課分の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

小石弘和委員

188ページの道路新設改良費の中で高速道路利用増進事業調査負担金っていうふうなことが載っているんですけど、この点ちょっとお答えをお願いしたい。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長

これは味坂スマートインター関係の準備段階調査に昨年入っておりますので、その分の調査費に対する負担金となっております。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

186ページ、備考の５行目、橋梁定期点検業務委託料ほか6,209万4,785円。

これって何カ所分って言うんですかね。ちょっと詳細を教えてください。

三澄洋文維持管理課参事兼課長補佐

この橋梁点検につきましては、平成29年度に定期点検を合計で75橋、設計箇所が20橋ということで執行しているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

小石弘和委員

192ページの公園管理費の中で、光熱水費491万3,279円って何カ所でどうされているのかなというふうなことでございますので、お答えをお願いいたします。

本田一也維持管理課公園緑地係長

小石議員の質問にお答えします。

公園の管理の光熱水費ですね。光熱水費については水道、下水道、それから電気料ということになっております。

箇所数につきましては、電気料のほうが一応45カ所となっております。それから水道料、上下水道料ですね。これにつきましてが、ちょっと上水と下水、下水がないところもございまして、分かれているんですけど、おおよそでいいますと、70カ所ほどでございます。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

内川隆則委員

この間、市議会報告会を議員でしたんですが、それぞれの議員も、市民の声は聞くんですけれども、やっぱり道路の改良、新設の要望が極めて多いわけよね。

だからそういう面じゃ、日ごろから皆さんも御承知だろうと思うんですけれども、それと比較して新設や拡幅が遅々として進まないような状況の中で、いわゆる平成29年度と30年度の予算の推移というものを比較した場合に、どのような状況になっているのかというふうなことを思うわけよね。

というのは、新設や拡幅が進まないのに、現状のままで道路の改良、改修をしなきゃならんというふうなことになれば、おのずと平成30年度は29年度よりも、予算がそれなりに伴わなくちゃならんだろうというふうに一般的に考えるわけよね。だからそういう面で平成30年

度の予算のまだ途中だけど、推移はどのような感じになっているのか聞かせていただきたいと思います。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

平成29年と平成30年っていうことで比べてみますと、平成29年度は、それこそ交付金、社会資本整備総合交付金が実際、減額になったっていうところがございました。

６月で減額の補正を初めてさせていただいたところでございましたけれども、平成30年度につきましては、そのときの議会の中でも御説明しましたけど、採択メニューを変更することで、重点化事業に変更したということで、全体的に増額の補正を今年度６月補正でさせていただいております。

ということは、平成29年度と30年度と比べますと平成30年度のほうがより多く予算をつけているというような状況でございます。

内川隆則委員

そのような国の補助金の関係ももちろん伴うでしょうけど、鳥栖市独自としてやはりそういうものはおのずと膨らんでくるんじゃないかと、市民の要望はそれなりにあるんではないかというふうには思わなくちゃならんと思うわけよね。

だからそれに応じて、要望に応えられないというのがどこなのか、財政課なのか、市長なのか、そのようなことも考えてやっぱり、建設経済常任委員会などで話す場合は、当然、そのことが出てくるということを必ず受けとめていただきたいというふうに思っております。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

内川委員の御指摘ごもっともでございますので、我々も予算要求時、それから査定時にはそういう気持ちを持って臨んでいきたいと思っております。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

すいません、さっきの内川委員のにちょっとかぶせるような形になってしまうんですけれども、今、交対協とかから上がってくる要望に対して、どれだけ応えているんですか。

パーセンテージ――パーセンテージじゃなくてもいいんですけど、結構ミラーとか道路に関して上がってきていると思うんですけど､それにどれくらい応えられているのでしょうか。

徳渕英樹維持管理課管理係長

池田委員の御質問にお答えいたします。

要望に対する対応の量ということで、具体的な数字はちょっと持ち合わせておりませんけ

れども、例えば当該年度いただいた要望に関しては、全てを対処できておりません。その中でも要望等各種いただいた中でも、また通学路の安全点検、そういったところで優先しながら、あとは地区からいただいた要望カード等の数に対して、私の感覚で申しわけないんですけれども、いただいた要望に対して、半分程度ぐらいしか対応できていないような状況でございます。

池田利幸委員

はじかれた半分はもう一度また上げないと、流れてしまうということなんですか。

徳渕英樹維持管理課管理係長

いただいた要望に関しましては当該年度で処理し切れない場合は当然、翌年度の予算を優先的に使いまして対処させていただいているところでございます。

以上です。

江副康成委員長

いいですか。

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

52ページの下のほうの３行目の公有水面使用料18万3,576円。

これは、いわゆる民間の方から公有水面の使用料を取ってある分の金額ということで考えてよろしいですか。

徳渕英樹維持管理課管理係長

公有水面使用料に関しましては、主な中身につきましては、例えば水路と個人さんの敷地が隔てている場合にそこに乗り入れ口を設置されるとか、あとは個人のお宅の雨水等の排水を側溝等に流すためのそういったものの公有水面の使用料ということでいただいております。この使用料に関しましては、民間の方の分っていうふうになっております。それが今回２年間で18万3,000円ほどいただいている状況でございます。

以上になります。

久保山博幸委員

大体民間の乗り入れですね。意外と少ないなという印象なんですけど、何カ所ぐらい市内でこういう公有水面使用の乗り入れはあるんでしょうか。

徳渕英樹維持管理課管理係長

公有水面の乗り入れ口に関しましては、箇所数的にはすいません、ちょっと正確でないところございますけれども、総面積で450平米ほどございます。

その中で個人さんの部分につきましてが366平米。それと企業さんにつきましてが、３件ほ

どございまして、合計の450平米というふうになっております。

なお公有水面使用の申請件数が42件というふうになっておりますので、個人さんに関するものと企業さんに関するものを含めた数字というふうになっております。

以上になります。

江副康成委員長

よろしいですかね。

内川隆則委員

公有水面は、積極的に個人に買ってもらうように――買うっていうともう隣の人しかおらんわけよね。

だから積極的に買ってもらうような、お願いというか、やり方っていうのはやりよるわけやろ。

徳渕英樹維持管理課管理係長

公有水面のこちらの使用料につきましては、例えば農業用水とか用悪水路が流れていると。そこから水面の上を乗り入れる際の乗り入れ口を個人さんが占用して使われているっていう状況になります。

内川委員の御質問の公有水面の払い下げ関係につきましては、例えば開発区域で一連の土地が分譲地でされたりとか、そういったケースの場合で、例えばつけかえていただいたりとか、もしくは公有水面がもう既に使用されてないような状況の場合は開発者側に払い下げをしたりとか、そういった対応は随時させていただいているところになります。

以上です。

内川隆則委員

しておりますって言うてどのくらいしよっかたい。

積極的にしているのか、言われたら考えましょうとかいうふうなことなのか、もうこれはどうにかしないと、いつまでたっても宿題を残すだけよ。

だから、もうどんどんただみたいにしても買ってもらわんことには、しょうがないわけやけん隣の人以外は誰も買わんわけ。

そいけん、そういう処理の仕方をどんどんしないと、いつまでたっても宿題を残したまんまやっていくような格好になるけんが、ぜひ……。（発言する者あり）

江副康成委員長

発言が終わってからいいですか。

休憩します。

午後３時35分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後３時40分開議

江副康成委員長

再開します。

大石泰之維持管理課長

内川議員の御指摘につきましては、さまざまな状況がございますので、一概には言えませんけれども、今おっしゃるような不要な、機能していない水路などにつきましては、売り払いなどを含めて対策を進めるように検討していきたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

久保山博幸委員

１点だけ。184ページの道路里親ボランティア活動保険料に関してですが、これについては毎年手続が必要なんですか。

それとも、一度道路里親に登録された方は継続してこの保険料っていうのはかけられているんでしょうか。

徳渕英樹維持管理課管理係長

道路里親のボランティアの保険料につきましては、まず里親の登録のほうを申しわけないですけど毎年させていただいています。

その理由につきましては、それぞれの団体さんの構成メンバーとかの増減等ございますので、そういった意味合いで名簿等も含めて提出をいただいております。そういった名簿をもとにボランティア保険というのも１年間の保険になっていますので、そこで毎年加入をさせていただいているような状況でございます。

以上になります。

久保山博幸委員

すいません、それからその下にある、フデノコウノリョウて何て読むんですか。（「ヒッコウリョウ」と呼ぶ者あり）

これどういう、すいません。

徳渕英樹維持管理課管理係長

こちらの役務費4,000円の分につきましては、筆耕料と申します。

これにつきましては、道路里親制度で団体に登録いただいている方を昨年度、団体を表彰しております。

その際の表彰状を書いていただくような費用ということで、シルバー人材センターのほうにちょっとお願いして、立派な字を書いていただいたということでございます。

以上になります。

久保山博幸委員

意見というか要望なんですが、地元の方からせっかくボランティアで掃除ばしてもらいよっとやけん、ゴミ袋ぐらい市から渡したらよかっちゃなかっちゅうような意見がありますので、一応今の意見として、申し上げておきます。

江副康成委員長

ほかに。

小石弘和委員

ちょっと１点お伺いしたいんですけど。

関連ですけど、その里親制度に入っていなければ、文化受賞のところに申請はできないってちょっとお聞きしたんですけど、例えば個人で道路をずっとやられて、あの人は毎年やってあるから、その申請をしたいというふうなことを地元の方がおっしゃってあるから、ちょっと問い合わせしたところ、そういうふうな里親制度のグループに入っていなければ、申請してもだめだというふうなことをお聞きしました。ですから、ちょっと維持管理課のほうに、お伺いします。

徳渕英樹維持管理課管理係長

小石委員おっしゃるとおり、道路里親制度につきましては、創設した当初は団体のみの加入という形で取り扱いをしておりました。

ただ、議員さんおっしゃるとおり、そういった個人さんで本当にボランティアで毎日のように活動されている方っていうのも聞き及んでおりますので、現在につきましては、個人の方でも登録をいただいております。

現在、11名ほど登録をさせてもらっておりますので、もし委員さんが御相談受けられた際は、皆様、個人さんでも一応登録いただけたら加入できるような体制をとっておりますので、よろしかったらお声かけ等、御案内等していただけたらと思っております。

以上になります。

内川隆則委員

そういうことだけでもなかと思うわけ。

例えば、空き缶拾いを毎日しているというふうなやつを俺が相談したところ、基準が10年以上げなね。10年以上しよったら表彰いたしますという返事が返ってきたときがあったけんが、今のやつでも、仮に登録しなくても、その人はもうしたくない、もうそげん縛られたくないっていうふうな人だから。

空き缶拾いを10年しよった人のように、10年すれば、おのずと賞状の１枚でもやったほうがいいんじゃないかと。そんなに四角四面で考えなくても。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後３時46分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後３時50分開議

江副康成委員長

再開します。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

道路里親制度の表彰制度につきましては、おおむね12年以上継続して活動というようなことで、道路里親としての表彰が12年になっております。

市政功労につきましては、総務課が担当しておりますのでそちらのほうに確認をして、そういう方が申請できるのかどうかも含めてちょっとしばらく時間をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

伊藤克也委員

192ページの委託料の花苗移植委託料216万円についてですが、どういった内容で委託をされているのか教えていただければと思います。

本田一也維持管理課公園緑地係長

伊藤議員の御質問にお答えします。

花苗の移植委託料ですけど、これにつきましては、場所につきましては、フレスポ南、東とそれから駅東の広場ですね。それから新鳥栖駅の西と東、それから市民文化会館前及び市役所敷地内というふうになっております。

内容につきましては、緑化の推進ということで、うちのほうも花いっぱい運動とかございますのでその一環として、そういった季節ごとに、年間を通じて植える花を決めながら委託をしているとこでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

なかなか花を見る機会が少なくなったものですから、どういった箇所にどの程度委託されているのかなっていうふうに思うんですが、これって委託に関しては専門の業者さんに委託をされるのか、それとも花を育てているような方たちもいらっしゃると思うんですか、そういった方にお願いをしているんですか。

本田一也維持管理課公園緑地係長

伊藤議員の御質問に答えします。

委託業者につきましては、福祉、事業者でありますグリーンファーム山浦というところが請け負っております。

そこでは苗もつくりまして、それを全部植えているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは維持管理課関係議案の質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後３時52分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後３時53分開議

江副康成委員長

再開します。

あとは国道・交通対策課審査が残っておりますけれども、あすの10時から行いたいと思います。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

江副康成委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後３時53分散会

平成30年10月２日（火）

1　出席委員氏名

委 員 長　　江副　康成
副委員長　　伊藤　克也
委　　員　　小石　弘和　　内川　隆則　　久保山日出男
　　久保山博幸　　池田　利幸

2　欠席委員氏名

な　　し

3　説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪　　努
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐	向井　道宣
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長	三橋　秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長	能冨　繁和
国道・交通対策課長	中内　利和
国道・交通対策課道路・交通政策係長	増田　義仁
上下水道局次長兼管理課長	高尾　浩伸
上下水道局管理課長補佐兼総務係長	樋本　太郎
上下水道局管理課長補佐兼業務係長	小川　智裕
上下水道局次長兼事業課長	今村　利昭
浄水場長	平塚　俊範
上下水道局事業課水道事業係長	中垣　秀隆
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長	松雪　秀雄
上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長	中牟田　恒

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事　　古賀　隆介

5　審査日程

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

〔説明、質疑〕

上下水道局関係議案審査

議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第21号　平成29年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号　平成29年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号　平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

商工振興課関係議案審査

議案乙第29号　平成29年度産業団地造成特別会計決算認定について

〔説明、質疑〕

6　傍聴者

な　　し

7　その他

な　　し

午前10時開議

江副康成委員長

それでは本日の建設経済常任委員会を開きます。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

これより国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おはようございます。

本日は、産業経済部のうち、残っておりました国道・交通対策課分の決算概要につきまして御説明をいたします。

平成29年度の事務執行に際しまして国道・交通対策課職員は５名で事務の執行に当たってまいりました。

決算概要につきまして一般会計土木費のうち、国道・交通対策課関係分といたしましては、予算現額１億2,431万3,000円、支出済額１億2,423万2,773円、不用額８万227円、執行率99.9％となっております。

平成29年度に取り組みました主な事業といたしまして、国道３号鳥栖拡幅事業、国道３号鳥栖久留米道路事業、地方バス路線事業、地域公共交通確保維持改善事業、新幹線整備事業などを推進してきたところでございます。

事業の主な内容につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議をお願いいたします。

中内利和国道・交通対策課長

国道・交通対策課の中内です、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算の国道・交通対策

課関係分について、その主なものについて御説明いたします。

決算書の51から52ページの下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料について御説明いたします。

項１使用料、目４土木使用料、節２都市計画使用料のうち1,507万7,470円につきましては、鳥栖駅東駐車場使用料でございます。

続きまして、決算書53から54ページの上段をお願いいたします。

節４新幹線対策使用料5,169万120円につきましては、新鳥栖駅周辺駐車場使用料でございます。

以上が歳入の主なものについてでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

決算書183ページから184ページをお願いいたします。

項２道路橋梁費、目１道路橋梁総務費でございます。

節２給料から節４共済費につきましては、国道・交通対策課５名分の人件費が含まれております。

次に、189ページから190ページをお願いいたします。

項４都市計画費、目１都市計画総務費でございます。

節13委託料でございますが、備考欄に記載しておりますミニバス運行業務委託料470万4,785円につきましては、ミニバス鳥栖・田代地区循環線及び基里・旭地区循環線の４路線の運行に係る委託料でございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、備考欄に記載しております国道34号整備促進期成会や国道３号改良促進期成会及び各種協会等への負担金でございます。

次のページの備考欄２番目になりますけれども、地方バス路線維持補助金4,629万6,000円につきましては、路線バスの市内線３路線、広域線３路線、合計６路線の運行にかかわる補助金でございます。

次に、193ページから194ページをお願いいたします。

目６まちづくり推進費でございますが、節13委託料373万2,480円につきましては、鳥栖駅東駐車場の管理業務委託料でございます。

次に、197から198ページをお願いいたします。

目１新幹線対策費でございます。

節11需用費550万2,796円につきましては、主なものとしまして、新鳥栖駅構内のみんなのトイレと観光案内所等の光熱水費でございます。

節13委託料でございますが、備考欄に記載しております。新鳥栖駅周辺施設管理委託料2,133万756円につきましては、新鳥栖駅周辺市営駐車場５カ所の管理業務や、みんなのトイレ及び自由通路の清掃業務の委託料でございます。

以上で議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算について国道・交通対策課分の説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ほかに。

池田利幸委員

すいません、198ページの新鳥栖駅の役務費の新鳥栖駅駐車場料金徴収事務委託手数料（電子マネー分）。この電子マネー分の手数料19万8,710円。これ大体、今電子マネーってどれくらいのお金が発生しているのかなと思って。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

御質問の件ですけれども、新鳥栖駅の駐車場に係ります電子マネーの徴収に係る分で今回決算としましては19万8,710円となっておりますけれども、これにつきましては、電子マネーで徴収していただいた分の1.7％を納付するものでございますので、その金額が19万8,710円でございます。

使用料に占めます電子マネーの徴収の割合につきましては、昨年度で22.6％が電子マネーによる収入でございます。

池田利幸委員

これは導入してから徐々に電子マネーで決済している方はふえてきているんですよね。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

はい。平成22年度に新鳥栖駅駐車場できましたけれども、ここでいうと平成26年からの数字で申しますと、平成26年度が17.7％、平成27年度が19.9％、平成28年度が21.7％、平成29年度が22.8％と年々利用がふえているような状況でございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

内川隆則委員

決算と直接関係ないんですが、せっかくやけん、３号線の進捗状況、何年までかかるとか

い。

中内利和国道・交通対策課長

３号線の鳥栖拡幅につきましては、曽根崎交差点を中心に、前後700メートル区間について、今工事を実施しておりまして、ほかの区間についてはちょっとまだ用地が片づいてない部分があります。

国道事務所として何年度に供用というところ、まだ見えてない状況でございますけれども、今具体的に工事に入らせていただいていまして、基里小学校の前の基里歩道橋、あそこの部分は今年度完成して、通り初め式もしくは開通式という形で徐々に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

内川隆則委員

いやいや、一番心配するのは、当初から予算が１年間どれだけつくかというふうなことでやってきて、今までやってきた中で、あとどのくらい金額があれば、今までの９億円ぐらいで推移していけば、あと何年かかるんじゃないかというふうなことが想定できるけん、国道事務所もそういうことを言いよったら何年かたてば、おおよその見通しが出ますというふうに言われよったけんが、そのことを聞きたいと。

中内利和国道・交通対策課長

すいません。国道事務所も鋭意、用地買収とか進めているんですけれども、ある程度用地が済んでさえしまえば、お金が幾らついて、あと何年で開通できるっていう見通しを立てさせていただけるんですけど、まだそこまで用地が進んでないというところもあって、開通のめどというのがちょっと具体的に示させていただけない状況になっております。

以上です。

内川隆則委員

そうであるならば、77億円かかるけん、もうどれだけ今まで金額が出て、国からおりてきたけんが、差し引きどれだけ残って70億円引く何がしで幾ら残っておりますと、したがって、９億円の推移でいけば、あと何年ぐらいの予測が立てられますていうふうな話を聞きたいわけよ。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時12分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時13分開議

江副康成委員長

再開します。

中内利和国道・交通対策課長

鳥栖拡幅事業につきましては、全体事業費77億円。今、事業進捗率として33％となっております。これが昨年度の平成29年３月31日時点です。

すいません、残りの事業費と、あとそれを純粋に割ればどうなるのかっていうのはちょっと後ほど、資料で御説明をさせていただければと思いますけれども。

江副康成委員長

資料の提出をお願いします。

内川隆則委員

そこで、おおよその予測が立っていけば、あんたの仕事がなくなってしまうので、そうじゃなくて、あと34号線に引き続きバトンタッチがスムーズにできるような仕事がとても重要たいな、途切れんごと。

だから、その辺の兼ね合いもあるけんが聞いたつもりやっけんが。

中内利和国道・交通対策課長

ありがとうございます。

また、34号線についても34号線の期成会のほうでバイパスの要望は国のほうにも働きかけを続けております。

また、今年度は３号線の永吉交差点の改良ということで、あそこだけ２車線区間が残っておりますので、そこの部分の暫定的な４車線化ではありますけれども、４車線化の事業というのを今年度から開始しまして、設計のほうも詰めさせていただきますので、鋭意努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

池田利幸委員

192ページ、備考の上から２番目、地方バス路線維持費補助金4,629万6,000円。これってやっぱり額的に大きいんじゃないかなと思うんですけど、過去３年ないし５年の補助金の推移はどうなんですか。

あと乗車率ってわかるのであれば、ふえているのか減っているのかちょっと教えていただきたいんですけど。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

路線バスの補助金に関しましては、平成25年度からの数字を申し上げますけれども、全体で4,344万4,000円。平成26年度が4,752万9,000円、平成27年度が4,829万5,000円。平成28年度4,662万3,000円と平成29年度決算額でございます4,629万6,000円が補助金の額となっております。

全体の利用者数でお答えをいたしますけれども、平成25年度が44万5,621人、平成26年度が45万1,013人。平成27年度が46万9,312人、平成28年度47万2,096人。平成29年度が47万9,608人。徐々に利用者数については増加しているような状況でございます。

池田利幸委員

毎回路線バスとミニバスってミニバスのほうの充実をというふうに必ず地域からも話が出てくるものでありますので、この辺やっぱりミニバス、地方バスをしっかり絡めて地域の声を聞いて乗車率を上げていただくことによって補助の額も減ってくると思います。

こっから先も必ず今からの高齢化社会の中で、一番の問題に、皆さんの足っていうふうになると思いますんで、よろしくお願いしときます。

江副康成委員長

いいですか。この件で、質問ありますか。

〔発言する者なし〕

私もこの件で、今１台当たり何人ぐらい乗っている勘定になるのでしょうか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

平成29年度の数字で申し上げますが、ちょっと路線ごとになるんですが、広域線の久留米鳥栖線が平成29年度13.7人、それから鳥栖神埼線7.5人、それから綾部線が13.9人。次に、市内線の河内線が5.5人、麓線が4.2人、弥生が丘循環線が6.0人というふうになっております。

江副康成委員長

この大きなバスで空気を運んでいるとやゆされる面もあるんですが、この補助金の補填及び料金収入で成り立っているはずなんですけれども、料金収入はどのぐらいでしょうか。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

今委員長の御質問の件については収支率の関係になるのかなと。

運行経費に占めます運行収入の割合ということでございまして、路線バス全体としましては45.7％になっております。

江副康成委員長

となりますと、おおよそのこの補助金の倍の金額で運営はできるということでよろしいですかね。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

市から出す補助金につきましては、運行経費から運行収入差し引きましてさらに、国庫補助なり、県補助、それから広域線につきましては、国庫補助と県補助、それから沿線自治体、みやき町であったり、神埼市であったり吉野ヶ里であったり久留米市であったり、そのあたりの負担金を差し引いたところで運営されていますので、ちょっと路線によっては、先ほど言いました倍の金額でとならないところもあるんですが、大まかな考えとしてはそのようなことでございます。

江副康成委員長

あわせまして、その前のページの地域公共交通会議等――審議会がありますよね。そこではそういったところの議論はどういった形でなされているのかなと。

というのは、なかなか乗車率が低いと、その打開策で何かこういう方向に進めたらどうかという話はあるんですか。

中内利和国道・交通対策課長

委員会の中で今年度でいくと、やっぱり佐賀県内全体でいっても、これだけ乗車率が微増ですが伸びているっていうところは余りないと、逆に落ち込んでいっている自治体がやっぱり多いということで、今のところは今の状況を推移していくっていうのもあるんですけれども。

今回、網形成計画っていうのを策定することになりますので、そういう中ではある程度、今基礎調査を実施するための業務を発注していまして、市民のアンケートとか、あと学生のアンケートとか、乗り込み乗車の調査を行ったりして今年度ある程度課題を出して、その課題から課題解決のための方向性を来年度に向けて整理していこうと思っていますので、よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

何を聞きたいかというと、この補助金が半分強、50%強あるということは、この倍ぐらいのほうで出す腹を決めて、ただでもいいから乗ってくれという形で利用者数をふやす、毎日がバスの日ですよね、基本的には。

そういった形でやって人が乗れば、もしかしたらそこに広告が打てて広告収入も入るかもしれないというような、そういう今までとちょっと違うような方策とか考え得ることはできないのか、あるいはそういう話は全く出てこないのかお聞きしたいんですけれども。

中内利和国道・交通対策課長

そういった無料化という話は前回の会議では出てきておりません。

ただ、今回そういった形でアンケート調査をしながら、本当にある意味、今鳥栖市にある

課題というのがどういうものかというのをちょっと浮き彫りにさせていただいて、その中から課題解決のための方向性、その方向性を進めるための施策というのを来年度にかけて考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

江副康成委員長

10月13日はバスの日だと思いますけれども、バスの日はどういう目的でやっているんですか。

中内利和国道・交通対策課長

バスの日については先ほども言われましたとおり、やっぱり公共交通というものに皆さんに乗っていただくと。

無料でその日は解放するんですけど、乗っていただいて、昨年度とか聞きますとやっぱり便利だったということで皆様の移動手段の一つとして、公共交通が選択されるということにもつながっていきますので、そういった意味で毎年実施しているということで、実際乗車数も伸びているという状況でございます。

江副康成委員長

バスの日はほかの日と比べてふえているってことですか。

中内利和国道・交通対策課長

すいません、その日は無料運行なので、通常乗らない人たちも乗っていただいて、バスとかの便利さっていうのを実感していただいて、ほかの日の公共交通の移動手段として皆さんが選択していただけるような目的で実施しております。

江副康成委員長

同じ趣旨だと思うから、ぜひそういった検討もしていただきたいし、ミニバスとかも月水金とか火木土とかいつでも乗れるわけでもないということで、いつも乗るような形でそれもプラスで、どっからどこまで乗っても、もうお金の負担が極めて少ないと、あるいはないというのは非常に利用促進を図れると思うし、さっき言ったように、そうするとそれに乗っている人を引き込むための広告収入とかそういった話も、前の委員会でもそういう話も出ておりました。

そういった話も、ぜひ酌み取って考えていただきたいなと思います。

池田利幸委員

さっきの網計画の中でアンケートをとるっていう部分は、どこまでの範囲でどういうやり方でアンケートされるつもりですか。

中内利和国道・交通対策課長

市民アンケートについては９月に業務を発注したばかりで、今からどういった形でどうい

った方々にっていうところを今、検討しているところであります。

それとあと市内高校生のアンケートについては、今、鳥栖高校と鳥栖工業、鳥栖商業と３校ありますので、そこの高校生に向けたアンケート、それと市内の企業向けのアンケートというのを考えております。

池田利幸委員

私もずっと、その地域とか歩きよる中で必ず言われることで、一番困っている方々、ふだんいろんな役員会に出るとか、社協に出たりとかという方々じゃない方の声っていうのが、本当に届いているのかなっていう部分も大分感じることがありますんで、できる限り本当に困っている方々の声が聞ける、難しいかもしれないですけど、そういう声の拾い方をしていただきたいなっていう要望でございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

内川隆則委員

いつもこんな堂々めぐりの話が出るけど、これは国の法律によって国の補助を受けながらの方法たいね。

だから無料にせろなんて言うたら国はだめだっちゅうていうふうに言うじゃろうと思うし、だから、あとはどうするかっていうとデマンド方式とか、それから、タクシー券をやるとかいうふうな方法しかないわけよね。

これは、もう国の法律によって国の補助を受けながらやる手だてやけんが。これ以外方法は、これについてはないわけよね。

だから、その辺を思い切ってデマンドにやるか、無料タクシーチケットを配るか。そういうふうな方法が4,600万円よりも低くなるならば、それでいいんじゃないかというふうな方法もあるたいね。

だから、我々だってその辺はどう感じるかということも判断の一つというふうに思います。

江副康成委員長

答弁よろしいですか、答弁できるかどうかあれやけど。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

路線バス、ミニバスにつきましては、5,000万円弱ぐらいの負担が毎年ございますけれども、内川委員が言われましたように、公共交通の手法としましてはデマンド交通であるとか、タクシーに対して助成とかいろいろあるんですけれども、路線バスについては今後も維持しながら、お金の部分は当然、考慮すべき面はあるんですけれども、路線バスを維持してミニバスについても、今の路線でいいのかという検証は当然必要でございます。

それに加えまして、それで賄えてない部分に対してどうするのかと、当然、そちらも財源がたくさんありますと、いろんなところに網の目のようにすることができますけれども、そこら辺のバランスもとりながら、どれが鳥栖市にとってふさわしいのかというふうについては今後考えていきたいというふうに思っております。

江副康成委員長

よろしいですか。

ちょっと関連して、今、内川議員から言われたのがそうなんだろうなと思うんですけれども、無料はいけないかもしれんけれども、100円とかお金を取れば国の制度の中でこうやっていける範囲なんですかね。

天神とか100円バスとかありますけど、そのあたり答弁できるんだったら教えていただきたいんですけど。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

料金に関しましては、鳥栖市のほうでも地域公共交通会議がありますので、それから運輸局の認可等も当然ございますので、そのあたりの審議を経れば、可能は可能なのかもしれませんが、当然、経費の問題、出てきますので、受益者負担が伴うのは当たり前なのかなという認識をしているようなところでございます。

江副康成委員長

ほかは。

池田利幸委員

すいません最後に。

前回とかの要望の中で、網計画の中に常任委員会の中からっていうお話もいただていたのは、前そこも考えるっていう答弁をもらっていたと思うんですよね。

それは方向性的にどうなのかなと思いまして。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今発注とかしている段階でございますので、当然、こちらの委員会のほうには小まめに報告をさせていただきたいというふうには考えておりますので、その都度都度、状況を見ながら御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

伊藤克也委員

すいません、ミニバスの件で田代地区の乗車人数が平成28年から平成29年度にかけて600

人というふうに増加をしているんですけれども、どういった分析をされているのか聞かせていただければ。

増田義仁国道・交通対策課道路・交通政策係長

御質問の件ですけれども、すいません、要因についてはちょっと把握ができていないような状況でございます。

ミニバスにつきましては、高齢者の通院とか買い物の利用が主でございますので、ヘビーユーザーの方が、週３回毎週、それから年間にわたってとなると、延べ人数でいいますと100人ぐらいのものになりますので、ちょっとそのあたりの状況について、今回調査する中で、また要因も分析しながら、今後の検討材料にしていきたいというふうに考えております。

伊藤克也委員

わかりました。

例えば乗車率が100％になった場合は、どういった人数になりますか。田代地区だけで結構ですけど、教えていただければと思います。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前10時31分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時32分開議

江副康成委員長

再開します。

中内利和国道・交通対策課長

１便当たりが田代地区について7.1人で年間の利用者が7,365人ということなので９人とした場合は9,000人ぐらいの数字になります。

伊藤克也委員

田代地区の場合、乗車率が7.1人程度っていうことなんですね。

すぐに9.0人というか、乗車率が100％になるっていうことは、考えられにくいのかなっていうふうな気もしますが、このままで恐らく高齢化率もふえていきますんで、ミニバスの利用については伸びていくというふうに思うんですね。

やはり先ほどからあるようにミニバスの利用者が伸びていくんであれば、やはりこちらの便数をふやすとか、そういったことをやっぱり検討していく必要が今後出てくるというふうに思うんで、そこはしっかりと路線バスも必要ですが、利用状況から見るとやっぱりミニバスの利用状況がふえているんで、しっかりと対策、今後考えていく必要があるのかなというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

江副康成委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

ないですね。

それでは国道・交通対策課関係議案の質疑を終わります。

次に、上下水道関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前10時49分開議

江副康成委員長

再開いたします。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

上下水道局関係議案審査

議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第21号　平成29年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

江副康成委員長

これより上下水道局関係議案の審査始めます。

初めに議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について及び議案乙第21号

平成29年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

上下水道局長として御挨拶を申し上げます。

江副委員長を初め、伊藤副委員長、各委員の皆様には日ごろから上下水道局関連事業につきまして御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

初めに水道事業の決算概要について御説明申し上げます。

平成29年度における給水状況につきましては、給水戸数は昨年度から640戸増加し、３万310戸となり、普及率は97.6％となっております。

収益的収支につきましては、３億4,150万9,658円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、１億円を減債積立金に積み立て、残り２億4,150万9,658円を翌年度繰越利益剰余金といたしました。

次に、下水道事業の決算概要につきまして御説明申し上げます。

平成29年度における処理状況につきましては、水洗化世帯数は、昨年度から879戸増加し２万7,746戸となり、普及率は98.7％となっております。

収益的収支につきましては、３億5,896万4,602円の純利益を計上いたしております。

この利益の処分につきましては、減債積立金に積み立てることといたしております。

次に、農業集落排水事業の決算概要につきまして御説明申し上げます。

同事業につきましては、下野、於保里２地区の生活残排水の処理を行っており、平成29年度の決算額は歳入、歳出同額の7,760万2,672円となっております。

具体的な業務の執行状況等につきまして、担当課長から御説明いたします。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

皆さんおはようございます。

上下水道局管理課長の高尾でございます。

私のほうからは、水道事業の決算概要について御説明を申し上げたいと思います。

決算の内容につきましては、お手元の平成29年度鳥栖市公営企業決算書に沿って御説明をさせていただきます。

ページのほうが前後いたしますが、初めに12ページをお願いいたします。

赤い表紙の次のページになります。

平成29年度の主な取り組みについてでございますが、５行目からでございますが、老朽化している配水管を耐震化するための配水管布設工事のほか、平成28年度から30年度まで継続

費を設定して行っております浄水場更新工事を進めております。

また、水処理の安全性の向上を図るため、水質検査機器を更新して良質な水の安定供給に努めております。

それでは決算書の内容につきまして決算書に沿って御説明させていただきます。

申しわけございませんが戻っていただきまして１、２ページをお願いいたします。

平成29年度決算報告書について御説明をいたします。消費税込みの記載となっております。

まず収益的収支について申し上げます。

収入につきましては、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせました事業収益決算額は16億5,653万4,028円となっております。

次に、支出につきましては、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は11億6,652万6,352円となっております。

３、４ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。

収入につきましては、企業債、他会計負担金を合わせました収入決算額は10億6,683万1,918円となっております。

次に、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金、ダム取得権取得費を合わせました決算額は、合計22億3,703万2,493円となっております。

なお建設改良費につきましては、浄水場急速ろ過池ほか更新事業の平成29年度継続費のうち、支払い義務発生額を差し引きました残額２億9,549万2,000円を翌年度に繰り越ししているところでございます。これにつきましては６月議会について報告したところでございます。

５ページをお願いいたします。

水道事業の事業活動に伴う経営成績を示します損益計算書でございます。

平成29年度につきましては、１の営業収益から２の営業費費用を差し引きました営業利益が３億515万2,683円、これに３、４の営業外収益と営業外費用を増減いたしました経常利益が３億4,028万8,559円。さらに５、６の特別利益と損失を増減いたしました当年度純利益利益は３億4,150万9,658円となっております。

６ページをお願いいたします。

平成29年度における剰余金の変動を示した剰余金計算書でございます。

資本金につきましては、前年度の剰余金処分により減債積立金から１億9,294万3,316円を、建設改良費から１億円を組み入れたことにより、２億9,294万3,316円増加して、当年度末残高は66億5,012万900円となっております。

その右側でございますが、資本剰余金につきましては、当該年度の変動はなく、当年度末

残高は２億3,691万1,571円となっております。

その下の利益剰余金につきましては、前年度処分後残高から減債積立金、建設改良積立金の変動額及び当年度純利益を加えました当年度末残高は11億5,973万1,056円となっており、資本金、資本剰余金、利益剰余金を合計いたしました資本合計は80億4,676万3,527円となりました。

下段の下の表、平成29年度剰余金処分計算書案でございますが、これにつきましては、議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について、議案の議決をいただいて行うものでございます。

表の右側の欄の当年度未処分利益剰余金８億5,973万1,056円につきましては、減債基金に１億円を積み立て、資本金に５億1,822万1,398円を組み入れ、残額２億4,150万9,658円を翌年度繰越利益剰余金としております。

７、８ページをお願いいたします。

平成29年度末現在におきます水道事業の財政状況を明らかにするため、資産と負債資本を総括的に表しました貸借対照表でございます。

資本の部、１．固定資産125億3,418万501円と２．流動資産17億６万2,847円を合わせました資産合計は、一番下でございますけど、142億3,424万3,348円となっております。

右のページに移っていただきまして、固定負債40億1,922万7,717円。４．流動負債４億334万9,729円及び５の繰り延べ収益17億6,490万2,375円合わせました負債合計は61億8,747万9,821円となっております。

次のページをお願いいたします。

資本の部でございます。

資本金は66億5,012万900円となっております。

資本剰余金と利益剰余金を合わせました剰余金の合計は13億9,664万2,627円となっております。

以上、負債資本の合計額は142億3,424万3,348円で前ページの資産合計と同額となっております。

13ページをお願いいたします。

概要は先ほど説明しましたので、平成29年度の議決事項につきましては、報告事項１件、予算決算に関する乙議案６件となっております。

右の14ページに職員に関する事項でございますが、水道事業の職員配置につきましては、前年度から１名減の21名となっているところでございます。

15、16ページをお願いいたします。

２．工事（１）建設改良工事の概要につきまして御説明をいたします。金額は消費税込みで記載をいたしております。

15ページから24ページにかけまして記載しております配水管布設工事につきましては、工事件数の合計が33件で、工事費は、３億1,861万6,200円となっております。

４枚めくっていただきまして、23、24ページでございます。合計額を記載しております。

また、その他の工事費につきましては、浄水場更新工事費のうち、平成29年度中に竣工した薬品沈殿池耐震補強工事ほか２件の工事費は8,832万3,480円となっております。

25、26ページをお願いいたします。

（２）保存工事の概要につきましては、100万円以上の浄水場関連設備の修繕工事２件を記載しているところでございます。

続きまして、27、28ページをお願いいたします。

27ページの業務関連分について主なものを御説明いたします。

年度末給水戸数は３万310戸で前年度比640戸の増となっております。

年間給水量は、749万297立方メートルで前年度比８万4,224立方メートルの増となっております。

31ページをお願いいたします。

（２）事業収入に関する事項について御説明をいたします。事業収益費用につきましては、消費税抜きで記載しております。

給水収益は12億8,651万3,612円で前年度と比較いたしまして、1,773万122円の増となっております。

これに加入金等を合わせました事業収益総額は14億7,469万2,233円となっております。

次に、ロの水道料金収納状況についてでございますが、現年度、過年度それぞれに記載しておりますが、合計収納率は前年度より0.1ポイント上昇いたしまして、97.1％となっているところでございます。

32ページをお願いいたします。

（３）事業費に関する事業でございます。平成29年度の事業費用合計額は11億3,318万2,575円で前年度と額比較いたしますと１億549万6,049円の減額となっております。

これは昨年度、浄水場更新工事の初年度であり、旧施設の解体に伴う除却費が多かったため、昨年度と比較いたしまして、資産減耗費等が減少したことによることが主なものでございます。

33ページをお願いいたします。

（４）その他主要な事項の経営分析につきまして主なものについて御説明をいたします。

行政区域内人口７万2,993人、計画給水人口７万3,000人に対しまして、平成29年度の給水人口は７万1,250人となっておりまして、行政区域内人口に対する普及率、給水計画人口に対する普及率ともに97.6％となっております。

また、１立米当たりの給水費用でございます。中ほどに書いておりますけれども、給水原価は138円58銭で１立米当たりの給水収益であります。供給単価は171円76銭となっております。

以下、水道事業の施設効率を判断する指標でございます。

負荷率、配水能力に対する配水量の割合を示しております施設利用率、経営の効率性を見るための職員１人当たりの給水人口などにつきましては、記載しているとおりでございます。

続きまして、右のページの４．会計について御説明いたします。

契約金額が1,000万円以上の重要契約につきまして消費税込みで記載をいたしております。

34ページから37ページにかけまして、工事請負費業務委託契約をそれぞれ記載しております。

２枚めくっていただきまして38ページをお願いします。

１年間の資金の状況を記載いたしましたキャッシュフロー計算書でございます。

当年度純利益を基点といたしまして、減価償却費等の非現金化支出や未収金未払金等の増減額を加算する間接法での表記となっております。

下から２行目の期首残高は19億4,983万1,116円に対しまして、３億9,573万4,013円減少し、期末資金残高は15億5,409万7,103円となっているところでございます。

39、40ページをお願いいたします。損益計算書の内訳明細書となります収益的収入について記載をいたしております。金額につきましては、消費税抜きの金額を記載しております。業務活動に伴う営業収益の給水収益加入金が主な収入となっております。

次に、41、42ページをお願いいたします。

収益的支出につきまして御説明をいたします。

最初の目でございます原水浄水費につきましては、浄水場の運転管理等に係る委託料や次のページになりますけれども、上から４つ目でございますけれども、水源地及び浄水場にかかる動力費、薬品費等が主なものとなっております。

次の目の配水及び給水費につきましては、45、46ページを開いていただきまして、給配水管等に係る修繕料、それから配水管布設工事に伴う路面復旧費が主なものとなっております。

一番下の次の目の業務費につきましては、次のページでございますけれども、中ほどの委託料でございますが、検針事務委託料の委託料や口座振替手数料など、徴収事務に係る経費が主なものとなっております。

49、50ページをお願いします。

目．総経費総係費につきましては、水道事業の事務全般に係る職員の給料、手当等が主な支出となっております。

51、52ページをお願いいたします。

目．減価償却につきましては、配水管等の有形固定資産及びダム使用権等の無形固定資産の減価償却費となっております。

目．資産減耗費につきましては、浄水場の更新工事や配水管の布設工事に伴う固定資産除却費となっております。

次の営業外費用につきましては、企業債に係る支払い利息が主なものとなっております。

項．特別損失につきましては、水道料金の過年度調定更正分となっております。

次に、53、54ページをお願いいたします。

資本的収支明細書について御説明をいたします。

資本的収入につきましては、浄水場更新工事に充てるための企業債及び消火栓設置に伴う一般会計負担金が主なものとなっております。

55、56ページをお願いいたします。

資本的支出について御説明いたします。

最初の目の浄水設備費につきましては、浄水場更新工事に係る工事費が主なものとなっております。

次の目の送配水設備につきましては、次のページでございますけれども、配水管布設等に係る工事請負費が主なものとなっております。

目．営業設備費につきましては、新設用の量水器の購入費が主なものとなっております。

以下、目．リース購入費、項．企業債償還金、項．ダム使用権取得費となっております。

59、60ページをお願いします。

固定資産明細書でございます。

（１）の有形固定資産明細書につきましては、土地建物構築物、機械装置など固定資産の明細でございます。

中ほどより下の合計の欄をごらんください。

平成29年度末の当初、現在高195億2,125万9,264円に対しまして、平成29年度の建設改良工事費等による増加額及び布設等による減少額を加減いたしました年度末現在高は212億4,437万5,087円となっております。

これに年度末までの減価償却累計額を差し引きました年度末償還未済高は、一番右の121億4,765万7,475円となっております。

61、62ページをお願いいたします。企業債明細でございます。

発行年月日、発行総額、償還額及び未償還残高等をそれぞれ記載しております。

３ページめくっていただきまして67、68ページをお願いいたします。

企業債発行件数合計47件、一番下でございますけれども、発行総額69億7,000万円でございまして、これまでの償還高累計額28億9,136万8,483円を差し引きました平成29年度末の未償還残高は40億7,863万1,517円となっております。

以上で決算書の概要について御説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

久保山日出男委員

いろんな業者の中で、21ページからずっと工事をされておる業者については、これ市のＢ級ですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

はい。この工事につきましては、水道施設工事の業者になりますけれども、金額に応じて、発注を分けておりまして、1,200万円以上の工事になるとＡ級業者になります。600万円から1,200万円の工事がＢ級業者、600万円以下の工事についてはＣ級業者になります。

久保山日出男委員

そうなると26ページは、これは工事のやり方なのかもしれないけれども、このお二方は市内の業者ですか、ではないでしょう。どんなふうになっていますか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

これについてはちょっと修繕工事になりまして、市内の業者ではありません。

久保山日出男委員

それじゃあ、このような取り扱いをする市内の業者はもういないということでよろしいんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

はい、そのとおりです。

久保山日出男委員

わかりました。

それでちょっとお聞きしたいんですが、Ｃ級の業者も使ってあるんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

金額が600万円以下の工事については使っております。

久保山日出男委員

というのは、いろんな災害があった場合に、やっぱり下の等級の方の緊急に応じて活動してもらわないといけないときもあるから、そういうところも逐次できれば使っていただいていたほうがいいんじゃないかなという懸念がありましたもんですから、そういった意味でお尋ねしました。

以上です。よろしくお願いしておきます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

小石弘和委員

14ページの職員に関する事項で、平成29年３月末日で１名減というふうなことでございますけど、これ事業課から減っているんですけど、平成30年度に関して、この事業課に対して、仕事に支障を来しているものか、いないものか。なぜ１名の減になったのかというようなことを御説明いただきたいと思います。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

１名減につきましては、事業課の参事でございます。

今のところ確かに議員御指摘のとおり、雨水事業とかたくさん抱えておりますけど、10月１日で職員のほうも採用していただいておりますので、支障はないものと考えております。

小石弘和委員

平成30年４月の異動で増員はなかったわけですね。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

平成30年４月の時点ではあっておりません。

小石弘和委員

そういうふうなときに担当課から要求はされたわけですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

要望は出しております。

小石弘和委員

これだけ事業が重なって結局、減にされているというようなことは、非常に事業に支障を来すんじゃないかと。10月から技術屋さんが入られると思うんですけど、まだまだ素人ですよ。そういうふうな点は、やはり部長なり、そういうふうな配慮をしなくてはいけないと思うんですよ。やはり適材適所というようなものがありますから。

これだけの大きないろいろ事業が重なっているときに、減にされるというなことはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思いますけど。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

10月１日付けで７名、技術職の職員が採用されております。２名が電気関係で５名が土木技術関係でございます。

そのうち事業課のほうには電気関係と土木技術の関係１名ずつ今配置がなされているところでございます。

先ほども申し上げましたように今回初めて10月１日採用というところに総務課のほうでも踏み切ってもらっていますので、そのあたりは総務部とも、十分協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

では私のほうから。

５ページを見まして当年度純利益３億4,000万円ということになっています。

ずっと恒常的に大きな利益が出ていると思うんですけれども、今後どういった見通しになるんでしょうか。

樋本太郎上下水道局管理課長補佐兼総務係長

御質問にお答えいたします。

こちらのほうに３億4,000万円ほどの純利益が出ておりますが、委員の皆様御承知のとおり、一般会計のほうから、下水道事業会計については、現金不足分を繰入金として、補填をしていただいております。

こちらの３億円という数字ですけれども、こちらは資本的収支のほうの不足額がことし10億円ぐらいあったんですが、その分が昨年が９億円ぐらいだったんですけれども、その分の１億円分が、純利益のほうに回っているっていう形になります。

ちょっと口頭で説明するのは、あれですので、ちょっと資料……。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時19分開議

江副康成委員長

再開します。

樋本太郎上下水道局管理課長補佐兼総務係長

大変失礼いたしました。御質問にお答えさせていただきます。

水道事業の純利益につきましては、３億4,000万円でございますけれども、こちらの内訳につきましては、昨年のほうから収益のほうが、水道事業収益が、給水収益の増によりまして約1,008万円の増。

水道事業費用につきましては、浄水場更新関連工事に伴う除却等の影響が前年より少ないこと等によりまして約１億5,000万円の減となっておりまして、差引純利益が１億2,300万円ふえております。

今後の見込みについてでございますが、今年度が浄水場の関連工事の最終年度になりまして、大量の除却とかが発生する予定でございます。

それで、平成30年度が２億円程度の純損失を見込むという状況でございまして、平成31年度以降から、計画期間の平成38年度、水道事業の更新計画の平成38年度までは、おおむね１億円程度の水準で純利益が上がっていくものと思っております。

以上でございます。

江副康成委員長

今、災害とか起こって、特に地震とかで水道が止まるという形で、結構そういう映像というかニュース聞きまして、結構不安に思われている市民の方がいらっしゃるんですよ。

ということで鳥栖市の配管の耐震化率ですか、進捗状況は今どんなもんなんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

鳥栖市の管路の耐震化率につきましては、平成29年度末の時点で16.3％でございます。

江副康成委員長

そういうことで今言われたように３億円というのは、ことしはちょっと特別で来年、反対にふえるということであと１億円ぐらいの推移ということで、そのぐらいの利益は確保してこないんでしょうけれども、できれば耐震化率じゃないけど――の進捗を早めているということで利益を適度なところに抑えながら、そして、あわせて耐震工事をする際には、路面復旧とか、そういうところも出てきますんで、道の改善にもなりますから、そういったぐらいのもし余裕があれば、そういったところの耐震化率の進捗を前倒しじゃないけど進めていただきたいなという希望でございます。

答弁は部長できるなら。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

御指摘ごもっともだと思っておりますので、うちの水道事業の運営状況等を見ながら、そのあたりは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

江副康成委員長

もう一つ別の件で、62ページのところで企業債の明細書ございますけれども、利率が、一番古いやつが5.5%とかございまして、昔は高い利率、借りかえとかいろいろやって時期があったと思うんですけれども、下水道事業と比べて水道のほうは利率が高いやつがずらっと残っているような気がするんですけれども、そういったところの借りかえとか、今非常に金利が安い状況やないですか。そのあたりはいかが考えられているんですか。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

企業債の借りかえ、繰上償還につきましては、平成19年から平成24年の５年間で、臨時特例的な措置として、国のほうが賠償金免除の繰上償還の制度がございました。

しかしながら現在はそういった制度がございませんので、借りかえということは今のところは制度上できないことになっております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

久保山博幸委員

建設改良工事の配水管布設替え工事に関してなんですけれども、通常、取りかえた後アスファルトの路面、どちらかというと盛り上がったような感じで仕上げられると思うんですが、ある路線のところで、逆に引っ込んで、雨降りのときに水たまりになって、ちょっとそういうのは施工上の問題があるかなという部分が見受けられましたので、そのあたりは、やっぱり水たまりになるんですね。盛り上がる分には当然かなと思うんですけれども、逆に沈下したような感じになっているので、その辺はよろしくお願いいたします。

江副康成委員長

答弁はできますか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

水道工事の舗装復旧につきましては、配水管布設後に、通常、仮復旧の状態で開放しております。まだ沈下の可能性がありますので、１年以上置いているんですけれども、現状では、２年前の工事について今、本復旧を行っておりまして、その期間については施工業者のほうに、巡回して監視しておくようには努めております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

小石弘和委員

１点だけお伺いします。

平成29年度３月末日までの水道事業、これ起債は何ぼあるんですかね、借金。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

68ページをお願いいたします。

先ほど御説明して企業債の明細書の合計の欄でございますけれども、もともと70億円ほど起債を借りておりまして、それに29億円ほど返しておりますが、残りが40億円ということになっております。

未償還残高の一番下のところの一番右の数字ですね。40億7,800万円でございます。

江副康成委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号　平成29年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について及び議案乙第23号　平成29年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

事業課長の今村です。

引き続きまして、下水道事業の決算概要について御説明させていただきます。

決算書の中ほどの青い表紙からが下水道事業の関係でございます。

最初に、赤い表紙の次のページの10ページをお願いします。

初めに、平成29年度の主な取り組みについてですが、建設改良事業として、浄化センター

の長寿命化工事に着手したほか、西田川関連雨水対策事業の実施設計を行いました。

また、維持管理業務として、浄化センター設備の修繕工事等の実施をし、生活排水の適正処理に努めました。

普及状況につきましては、千歳地区の農業集落排水施設の公共下水道への接続もあり、処理区域内人口は７万2,079人、人口普及率は、98.7％と前年度より大幅にふえております。水洗化人口は６万6,281人で水洗化率は92％となっております。

それでは決算の内容につきまして、決算書に沿って説明をさせていただきます。

最初のほうに戻りまして、１ページ、２ページをお願いします。

平成29年度下水道事業決算報告書について説明いたします。消費税込みでの記載となっております。

収益的収支について申し上げます。

収入につきまして、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた事業収益決算額は26億5,650万3,192円となっております。

次に、支出につきまして、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた事業費用決算額は22億8,495万2,144円となっております。

３ページ、４ページをお願いいたします。

資本的収支について申し上げます。

収入につきまして企業債、国県補助金、分担金及び負担金を合わせた収入決算額は、９億9,152万600円となっております。

次に、支出につきまして建設改良費、企業債償還金、借入金償還金を合わせた支出決算額は、20億2,932万2,310円となっております。

なお、建設改良費におきまして、国の経済対策により、３月議会において補正した西田川雨水対策事業及び管きょ整備事業の一部について、翌年度に繰り越しておりますので、６月議会において報告をさせていただいたところでございます。

５ページをお願いいたします。

下水道事業の平成29年度の事業活動に伴う経営成績を表しております損益計算書でございます。

中段の右側に記載しておりますが、平成29年度につきましては、営業損失が４億2,427万6,107円。

経常利益が３億5,915万3,439円、当年度純利益が３億5,896万4,602円となっております。

６ページをお願いいたします。

平成29年度中における剰余金の変動を表した剰余金計算書でございます。

まず、資本金につきましては、当年度末残高は４億2,440万8,575円となっております。

次に、資本剰余金につきましては、当年度末残高は５億1,338万3,306円となっております。

次に、利益剰余金につきましては、本年度末残高は６億2,354万1,930円。合わせて、資本合計の当年度末残高は15億6,133万3,811円となっております。

下段の表、平成29年度剰余金処分計算書案でございますが、これは議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について、議会の議決をいただいて行うものでございます。

表の右側、当年度の未処分利益剰余金６億2,354万1,930円につきましては、減債積立金に３億5,896万4,602円を積み立て、資本金に２億6,457万7,328円を組み入れることといたしております。

７ページ、８ページをお願いいたします。

平成29年度末における下水道事業の財政状況を明らかにするため、資産と負債及び資本を総括的に表した貸借対照表でございます。

資産の部では１．固定資産合計424億5,231万8,694円、流動資産合計４億2,007万3,040円を合わせた資産合計は428億7,239万1,734円となっております。

８ページに移りまして、負債の部では、３．固定負債合計186億3,231万4,347円。

４．流動負債合計19億4,761万2,119円及び５．繰延収益合計207億3,113万1,457円を合わせた負債合計は413億1,105万7,923円となっております。

９ページをお願いします。

資本の部についてですが、資本金は４億2,440万8,575円となっており、資本剰余金と利益剰余金を合わせた剰余金合計は11億3,692万5,236円となっております。

以上、負債資本合計額は428億7,239万1,734円となっており、７ページの資産合計額と同額となっております。

11ページをお願いいたします。議会議決事項についてです。予算決算に関する乙議案７件となっております。

12ページは職員に関する事項です。下水道事業の正規職員配置につきましては、前年度と同人数でございます。

13、14ページをお願いいたします。

２．工事（１）建設改良工事の概況につきまして御説明いたします。イ．管きょ築造等工事につきましては、工事件数４件で工事費合計は1,423万8,421円となっております。

ロ．付帯（舗装）工事につきましては、工事件数２件で、工事費合計は1,098万2,520円となっております。

15、16ページをお願いします。

ハ．汚水桝設置工事につきましては、工事件数８件で、工事費合計は2,510万6,760円となっております。

ニ．浄化センター設備工事につきましては、工事件数１件で工事費は70万2,000円となっております。

19、20ページをお願いします。業務関係分について御説明いたします。

イには用途別排水量を月別に記載しております。

ロは用途別下水道使用料、ハは月別使用状況でございます。

21ページをお願いします。

（２）事業収入に関する事項について説明いたします。

イ．事業収益につきましては、消費税抜きで記載いたしております。下水道使用料が13億1,731万6,496円で前年度と比較し4,507万7,351円の増となっており、他会計負担金、他会計補助金とを合わせた事業収益総額は25億5,115万5,108円となっております。

続きまして、ロ．下水道使用料収納状況についてですが、現年度、過年度とそれぞれに記載いたしております。合計収納率は96.7％でございます。

右の22ページの（３）事業費に関する基本事項についてですが、下水道事業費用を消費税抜きで記載しております。平成29年度の事業費用合計額は21億9,219万506円で、前年度と比較いたしますと1,828万7,304円の増額となっております。

23ページをお願いします。

（４）その他主要な事項の経営分析につきましては、前年度と比較する形でそれぞれの項目ごとに記載しております。その主なものについて御説明いたします。

住民基本台帳人口７万2,993人、計画処理人口７万9,900人に対しまして、現在の処理区域内人口は７万2,079人となっており、住民基本台帳人口に対する普及率は98.7％となっております。水洗化率は92.0％、年間有収水量は855万2,105立方メートルとなっております。

また１立方メートル当たりの汚水処理原価は、143円60銭で、１立方メートル当たりの収益であります。

使用料単価は150円ちょうどとなっております。

以下、下水道事業の施設効率を判断する指標の負荷率、処理能力に対する処理水量の割合を示す施設利用率、経営の効率性等をみるための職員１人当たりの水洗化人口などにつきましては、記載いたしているとおりでございます。

続きまして、24ページ４．会計について御説明いたします。

イ．工事請負契約及びロ．業務委託契約につきましては、1,000万円を超える工事契約につ

いて記載しております。

（２）企業債及び一時借入金の概況でございますが、イ．企業債につきましては、前年度末残高207億1,177万8,829円、本年度借入高８億1,570万円で本年度償還高16億7,437万4,992円を差し引いた本年度末残高は202億2,204万5,900円となっております。

ロ．一時借入基金につきましては、本年度における借入残高最高額は３億5,000万円となっております。

25ページをお願いいたします。

１年間の資金の状況を記載したキャッシュフロー計算書となっております。

当年度純利益を基点として、減価償却費等の非現金支出や未収金、未払金等の増減額を加減する間接法での表記となっております。

下から２行目の、資金期首残高は、8,703万8,660円に対し、資金期末残高は、２億5,890万3,332円となっております。

27、28ページをお願いします。損益計算書の内訳明細書となります。

収益的収入について記載いたしております。

営業収益の下水道使用料、営業外収益の他会計補助金が主なものとなっております。

29、30ページをお願いします。

収益的支出について御説明いたします。

なお金額につきましては、消費税抜きの金額で記載しております。

目．管きょ費につきましては、下水道台帳作成等の委託料、マンホール補修に要する修繕費が主なものとなっております。

目．処理場費につきましては、31、32ページになりますが、浄化センター維持管理業務等の委託料、浄化センター設備にかかわる修繕費が主なものとなっております。

目．業務費につきましては、下水道受益者負担金の前納報奨金に係る報償費、下水道使用料徴収にかかわる水道事業への負担金が主なものとなっております。

33、34ページをお願いします。

目．総係費につきましては、下水道事業の事務全般に係る職員の給料、手当等が主な支出となっております。

35、36ページをお願いいたします。

目．減価償却費につきましては、浄化センター設備、管渠設備等の減価償却費となっております。

目．資産減耗費につきましては、マンホールポンプ等の交換による固定資産除却費となっております。

次に、項．営業外費用につきましては、企業債に係る支払い利息が主なものとなっております。

項．特別損失につきましては、下水道使用料の過年度調定更正分となっております。

37、38ページをお願いします。

資本的収支明細書について御説明いたします。

収入につきましては、建設改良等に充てるための企業債、国庫補助金、受益者負担金となっております。

39ページから42ページが支出の部の建設改良費でございます。

建設改良費の目．施設建設費につきましては、浄化センター長寿命化工事委託料にかかわる委託料や41、42ページになりますが、汚水管等築造工事等に係る工事請負費が主なものとなっております。以下、企業債償還金、機構立替金償還金となっております。

43、44ページをお願いします。

固定資産明細書について御説明いたします。

固定資産明細書のうち、（１）有形固定資産明細書につきましては、土地建物、構築物、機械及び装置などの固定資産の明細でございます。

表の最下部に合計額を記載いたしております。年度当初現在高544億635万5,391円に対し、平成29年度の建設改良等による増加額及び除却等による減少額を加減した平成29年度末現在高は、556億3,651万6,579円となっております。

これに平成29年度末までの減価償却累計額を差し引いた年度末償却未済高は、424億5,123万8,694円となっております。

45、46ページをお願いします。

45ページから64ページまで企業債明細書を掲載しております。企業債の発行年月日、発行総額、償還高等の明細を記載いたしております。

63、64ページをお願いします。

企業債発行件数115件、資本平準化債発行件数12件の計127件、発行総額362億2,993万円で、これまでの償還高累計額160億788万4,100円を差し引いた未償還残高は202億2,204万5,900円となっております。

以上で、下水道事業決算についての説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願いします。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたかございませんでしょうか。

久保山日出男委員

それでは汚水枡かな、この工事について。15、16ページをお願いします。これはあくまで疑問を抱くものでちょっと教えてください。

例えば、枡３個で、轟工務店さんが云々ではないんだけど、１番の工事で114万4,800円ですね。それと次のときに同じ３個で66万3,120円。かと言えば今度は次の７番目の、丸建さんですかね、３個で真ん中の約倍に近い129万9,240円。

この辺のところはどういう算式かわかれば、ちょっと教えていただきたい。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

汚水枡の設置につきましては、各現場で施工の条件が変わってまいりますので、施工延長等で金額が変わってまいります。

久保山日出男委員

延長っていうのはどういうことですか、枡の。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

既存の本管、もしくはマンホールから公共枡をつないでおりますけれども、その延長に当たります。

久保山日出男委員

できましたら延長とか、工事内容に若干わかりやすく書いていただければ、我々も決算のときにはわかりやすいかなと思いますが。

今後そういうのが記載できれば、ここの工事内容に、距離とかですね。そういうふうにしていただければと思います。

よろしくお願いしておきます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

小石弘和委員

30ページですけど、収益的支出の部で下水道事業費用。これ修繕費のマンホール補修工事、923万4,000円。これに何カ所やって、どういうふうな補修工事をやられたのか。

それから保険料ですね。下水道の賠償責任保険13万7,450円。これ、どれだけの負担、賠償の責任があるのか。結局、この下水道の延長を全部負担するのか。

それをちょっとお答えいただきたいと思います。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

まず、マンホール補修の工事につきましては、マンホールポンプの修繕とか、あと道路工事などで、マンホールの高さの調整が発生いたしますので、それの高さを調整する工事の修繕になっております。平成29年度の件数としては、18件がございました。

次に、保険料のほうですけれども、これは下水道管の破損とかなどで、道路が陥没するとか、下水道の施設が原因となって生じた偶然の事故に対して、他人の生命とか身体、財物などに損害を与えた場合に適用する保険でございます。

小石弘和委員

これ、全市の中の下水管っていうふうなことで理解していいんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

全路線の延長が対象となっております。

小石弘和委員

もう一点をお聞きしますけど、じゃあ、要するに下水道の延長は全市でどのくらいあるんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

平成29年度末で446キロでございます。

江副康成委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

それなら、私のほうから。

有収率ですか、すごくよくなっていますけれども、その原因を。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

ちょっと平成28年度と比べて、かなり数字が上がっているんですけれども、これの要因として一番考えられるのが年間の降雨量が平成28年度と29年度と全然違いまして、平成28年度が鳥栖市の年間の降水量が2,650ミリに対して平成29年度は1,900ミリで、それに対して70%ぐらいになっております。

下水道の場合には、雨水の混入が結構まじってまいりますので、その影響が一番大きいかなというふうに思っております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

小石弘和委員

先ほどの関連ですけど、保険料の13万7,450円。これ平成29年度にそういうふうな保険をお使いになった対象になった件数があるわけですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

平成29年度分でございます。(発言する者あり)

平成29年度は保険を使っておりません。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

それでは、通常の決算書のほうですね、一般会計の歳入歳出決算書のピンク色の決算書の161ページをお願いいたします。

平成29年度鳥栖市一般会計決算のうち上下水道局分について御説明をいたします。

款４衛生費、項４環境対策費、目２浄化槽設置整備事業費につきましては、節19負担金、補助及び交付金130万8,000円のうち、浄化槽設置整備事業補助金につきましては、２件の設置補助を行っております。

また、浄化槽維持管理費補助金につきましては、１件当たり１万5,000円でございまして、26件の補助を行っているところでございます。

以上、平成29年度浄化槽設置整備事業についての御説明を終わらせていただきます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。どなたかございませんか。

〔発言する者なし〕

ないというなら、私のほうから。

浄化槽、公共下水道がありまして、浄化槽で対応するっていったら、全体のどのくらいの割合になるんでしょうか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

割合にして0.25％になります。

江副康成委員長

公共下水道域内でまだ浄化槽を使っている方はどのぐらいいらっしゃいますか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

公共区域内で今把握している分では、浄化槽設置されてある方は1,294件でございます。

江副康成委員長

その切りかえとはどういう方針で臨まれるんですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

浄化槽の老朽化とかそういったときに、切りかえられると思いますけれども、鳥栖市としては、早急に切りかえるようには随時、はがき等で通知をしております。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

小石弘和委員

その浄化槽の耐震化の問題もございますけど、そのチェック機能はどういうふうに市としてやってあるわけですか。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時54分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時55分開議

江副康成委員長

再開します。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

ちょっと以前は、下水道促進員さんを雇って、訪問してから巡回して行っておりましたけれども、現状ではちょっとそれも頭打ち状態となってきておりましたので、今はもうはがきの通知のみ、もしくは職員が巡回したりして通知はしております。

小石弘和委員

結局、前はそういうふうなことをやっとった。じゃあそのはがきで、それは効果が上がるわけないでしょう。やはり、増員をしてでも、そういうふうな戸別訪問して切りかえていただきたいというふうなことをやらんと、これ解決していかないんじゃないですか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

ちょっと以前は結構効果があったんですけれども、今水洗化率も92％ぐらいに上がって、もう今残っている方は生活困窮者とか、例えば、高齢者等が、費用がかかりますので、そういったものが主な要因になっておりますので、ちょっと強くは言えないかなっていうところもございます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

そういった方に対しても、わずかですけれども水洗化の利子補給金とか、そういったものも御紹介しながら促進をお願いしているんですけど、何せ高齢者の方で、あと考えられるのは、子供さんたちが家を建てられるときに、一緒に下水道の施設もつくっていただければというふうにお願いはしております。

池田利幸委員

これ、推進できるところとできないところ多分、あると思うんですよね。

したいけど、つなげられないから、していないっていうところとか、高さの問題とかで、実質できるけどしてないところっていうのは実際どれくらいあるんですか。1,700件の内訳とかわかりますか。

今村利昭上下水道局次長兼事業課長

ちょっとその辺の詳細のところは把握しておりません。

平塚俊範浄水場長

下水道推進化というのを10年以上しております。各全てのお宅の御事情を10年間にわたり、毎年いかがですかということでお願いをして、その後、浄化槽については切りかえの命令権がございません。そこで、今言われてありますように、どうやって進めていくのか。そういったところは費用対効果ということを個人さんに、皆さんにお知らせをいたしております。

その費用対効果を見ながら、何年間で、今のでお金を元が取れるかという御説明までしておりますけれども、やっぱり単身世帯が多いということと、高齢者も多いと。

そういった全てを網羅しておりますので、今から先は代がわりするときにお願いをしていくという形になっていくと思います。

よろしくお願いします。

江副康成委員長

池田委員いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

それでは本案に対する質疑を終わります。

ちょっと暫時休憩します。

午前11時59分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時59分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第28号　平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第28号　平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計の決算で御説明いたします。

297ページをお願いいたします。

平成29年度の農業集落排水特別会計は予算現額7,810万6,000円に対しまして、決算額は7,760万2,672円でございまして、歳入、歳出同額となっております。

次の301、302ページをお願いいたします。もう１枚開いていただきまして、まず歳入の主なものについて御説明いたします。

款１分担金及び負担金、項１分担金、目２加入金は１件分の加入金15万円。

款２使用料手数料、項１使用料は、農業集落排水使用料835万4,917円となっております。

款３繰入金につきましては、歳入の不足額につきまして、一般会計から6,909万6,009円の繰り入れを行っているものでございます。

303、304ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款１農業集落排水費、項１農業集落排水事業費、目１農業集落排水維持管理費のうち、節２給料、節３職員手当等、節４共済費につきましては、事業課職員中１名分の人件費でございます。

節11需用費につきましては、排水処理施設の電気料金等の光熱水費等が主なものでございます。

節13委託料につきましては、処理施設の維持管理費及び汚泥収集運搬処分等に係る業務委託料でございます。

次に、款２公債費につきましては、地方債元金が5,065万274円。

次のページの地方債利子が1,081万1,141円となっております。

以上、平成29年度鳥栖市農業集落排水の決算についての御説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。どなたか御質問ありますか。

小石弘和委員

298ページの不納欠損額3,465円。これ１件ですかね。

小川智裕上下水道局管理課長補佐兼業務係長

お一人の方で３カ月分の欠損になっております。

江副康成委員長

ほかにございますか。

内川隆則委員

今何カ所機能しよっと。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

現在は平成28年度末に千歳地区を公共下水につながせていただきましたので、下野地区と於保里地区の２カ所が維持管理を行っておるところでございます。

下野地区についても今年度接続、於保里地区については来年度接続で、農集については、来年度で接続が終わってしまいます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは上下水道局関係議案の質疑を終わります。

次に、昨日の議案審査で保留にしておりました商工振興課関係議案の審査が残っていますけれども、昼食のため暫時休憩します。

午後０時３分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時11分開議

江副康成委員長

再開します。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

商工振興課関係議案審査

議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

江副康成委員長

これより議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

それではタブレットのほうに入れさせていただいております参考資料について御説明をいたします。

２ページをお開きください。本市の決裁文書がついているかと思います。左上の平成27年11月26日に起案をしております。

決算については平成27年12月３日、同日施行という形になっております。

これにつきましては、市長決裁までいただいておりまして、下のほうの新産業集積エリア整備事業推進本部の部員の方、並びに幹事の方から合議をいただいているところでございます。

この決裁を受けまして次のページ……、（発言する者あり）この決裁につきましては、新産業集積エリアの開発行為事前審査申請について伺っております。

この事前審査と申しますのは、本申請の前に大規模開発の場合は、県の関係各課との協議

が必要になりますので、その事前の申請を出すための決裁でございます。

あけていただきまして、３ページ目でございます。１番から16番まで、各様式がございまして、本日はこの中から、図面等については抜かせていただいております。

ここに、あけていただきますと、まず事前の申請書、先ほど申しましたけれども、平成27年12月３日の決裁を受けて、同年12月４日に申請のほうを佐賀県のほうに出しております。

１枚あけていただきまして設計の概要説明書ということになります。これにつきましては、宅地用地として使う面積、開発後の宅地面積21万1,622平米、公共施設数６万平米等と記載をしております。

１ページをあけていただきますと６ページになります。ここが今の現況の面積になっておりまして28万166.69平米が地区内の面積となっているところでございます。

この事前申請をした後に、７ページ目でございますが、県のまちづくり推進課より、平成28年１月27日付で大規模開発事前審査の結果についてということで、県の各課からの意見を取りまとめていただき、通知いただいているところでございます。

８ページ以降が各課の意見になります。８ページをお開きください。

８ページにつきましては大まかな事前審査表ということで、土地利用計画については調整区域であるとか、道路計画については幅員９メーター以上の道路に接続しなければならないとか、それぞれ公園、排水、給水、消防施設等々についての御指摘をいただいているところで、その詳細については、９ページ以降に記載をされております。本件につきまして今問題になっております。

農地転用の意見といたしましては13ページをお願いいたします。13ページの上段でございます。

農山漁村課からの回答といたしまして、まず、農業振興地域に関する分については、白地なので要りませんと。ただ、農地法について、農地法第５条に基づく農地転用許可が必要ですということで、かつ、右側に転用申請の場合には市農業委員会を経由して申請することとなっていますということで指摘をいただいているところでございます。

続きまして、鳥栖市の意見もこの中に反映されておりまして、鳥栖市の農業委員会からの意見といたしましては、20ページでございます。

20ページに一番下の段に農業委員会事務局の意見といたしましても農地法第５条による規定による農地転用許可が要りますということで周辺農地へ影響がないように、農業水利については十分配慮してくださいということで指摘をいただいているところでございます。これまでが開発申請の事前申請についての経緯でございます。

続きまして、最後の21ページが土地売買契約仮契約書になります。ここには、１条からそ

れぞれ代金を支払うということとか、第４条ですね。第４条のところには土地の地上権、借地権、抵当権等について甲はあらかじめこれを消滅させておかなければならないという条項も入っております。

そして、第９条におきましては、この契約書は、この契約の締結に係る鳥栖市議会の議決を経たときは地方自治法第234条第５項の契約書とみなすものとするということで、自治法の第234条第５項につきましては、契約の事項をうたっているものでございます。

以上、簡単ではございますけど資料の説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

小石弘和委員

この初めの申請書、決裁もらったって、印鑑はあるとですか、印鑑は。

江副康成委員長

不明なところがあるけんじゃないですか。

小石弘和委員

この印鑑は、決裁のところは見えない。副市長のところも見えない。

本当にこれもらっていると。（発言する者あり）

江副康成委員長

一応、答弁をお願いします。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

印影のほうがよく写っておりませんので、原本をお持ちしてよろしいですか。

江副康成委員長

はい。（「ちょっと休憩よかですか」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後１時19分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時23分開議

江副康成委員長

再開します。

小石弘和委員

確かに原本で確認をいたしました。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

池田利幸委員

すいません、最後の21ページの契約書のところですね。

この契約書の中の、多分きのうお話しされた２件のっていう部分は、第４条の部分に係る部分の土地の地上権、借地権、抵当権その他所有件以外の権利があるとき甲はあらかじめこれを解消させておかなければならないっていう部分がかかってきているんだと思うんですけど、結局小作っちゅうか、つくられている方と地権者の話し合いっていうのは、うまくいっているんですかね。

現時点で、そこが解消できないと、先には、どっちみち登記を戻すとかそういう話になるときも、そこが解消できないと進まないと思うんですけど、それは今どんな状況なんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

18条の解約につきましては、お互い所有者の方と小作の方と、おおむね、おおむね調整は整っているというふうに考えております。

池田利幸委員

わかりました。

それは先に進められるっていう解釈で、とりあえず次に行くんですけど、その下の第５条ですね。甲は土地の占有を移転し、かつ、土地の所有権移転登記が完了した後に土地の代金の支払いを請求することができるものとする。

これでもう登記が終了したからお金を払って、請求されたからお金を――そのあとのところで速やかに払わなければならないということで、払ったと思うんですけど、これを今法律家入れて、どうにかしようと思ったら、結局ここの時点まで、最悪でも遡らないと解消できないということですね。

ということはほぼほぼ最初の状態に戻さないと話は進まないんじゃないかなと、この契約書を見たら、思うんですけれども、どう考えていらっしゃいますか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

所有権移転登記が終わってお金を支払いしているっていうところ、もちろん事実としてございまして、現在そこが農地法の違反状態だということになっております。

我々も議会の全員協議会の中で、きのうもお話をしておりますが、今我々がお尋ねをしている弁護士は、この契約自体は生きていると、契約自体を生きているというような中でじゃ

あ――そういう状況の中が１つ。それから登記も鳥栖市という登記は生きているっていうところは確認をいたしておりますが、そういう状況の中で、是正策として、どういう方法があるのかっていうところを今県と協議、検討しているというような状況でございます。

おっしゃるように、これまでも随分小石議員からも御指摘をいただいておりますが、元に戻すというところが本来筋だというところは我々も理解をしておりますが、その中で契約は生きている、登記も生きているという中でゼロまで戻すのか、途中まで戻すのかっていう戻す度合いというところも、さらなる確認なり協議をしていきたいというふうに今考えているところでございます。

池田利幸委員

今協議中だと思うんですけど、弁護士の見解としたら、どこまで戻せば、違法状態から改善できるっていう目安が出ているんですか。

そこぐらいまでは出ているものなんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今弁護士さん、是正できるよっていうお言葉をいただいていますが、是正策、おっしゃるようにどこまでっていうようなところはまだちょっと、そこまで、協議――どこまでの段階なのかっていうところまでのお話は今できていない状況でございますので、そのあたりも含めて今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

池田利幸委員

そうしたら、第７条のところのこの契約による土地の売買について第三者からの異議の申し出があったとき甲は責任を持って解決しなければならないっていう文言あるんですけど、甲といえばこれの場合はもとの所有者ですよね。

これっていうのは今、異議の申し立て第三者から出ている状態じゃないですか。第三者、この場合、あさひ新町とかが出てきている分というのは、この契約の中の第三者の異議っていうのにはかからない……。

契約の場合。

江副康成委員長

休憩します。

午後１時30分休憩

午後１時31分開議

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

私の質問はちょっと趣旨と違いましたんで１回取り下げをさせていただきます。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

すいません、確認をさせてください。

13ページの農山漁村課、この事前審査書ですかね――の13ページの農地法についてっていうところで、先ほど来問題になっている文言が明記されているんですね。恐らくこれは担当課を含めて、ここに印鑑を押してある方は目を通されているものですけれども、これをもって、担当職員が、県の農山漁村課に確認をとって、勝手な解釈というか、後に一括して指定申請をすればいいっていうふうに思われたっていう認識でよろしいですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

一括申請、一括許可っていうのは、ここでも農地転用許可が必要ですっていうようなサジェスチョンをこちらのほうでされております。

その前段で確認をしたときに、一括申請、一括許可っていうところは、理解はしているとは思うんですが、ですから農地法の５条に基づく転用許可申請っていうのが必要だっていうような認識はあったんですけれども、何度もお話をしておりますけれども所有者への用地代の支払いとか、そのあたりやそれから事業自体の破綻の危惧っていうようなところをおもんぱかって、所有権移転登記をし、用地代を支払ってしまったと。

その時点で、ここから後になりますけれども、平成28年４月に農山漁村課のほうに、農業委員会を通じて聞いたら、その一部という認識のもとに所有権移転登記が終わったものについては４条、それ以外は５条という趣旨の発言をいただいて、それを誤った解釈でどんどんどんどん進めていく――要はそこで農地転用許可、農地法の重要性の認識が足らず、あとで一括して許可をもらえばいいんじゃないかっていうような頭になっていたっていうようなところでございます。

江副康成委員長

ほかに。

〔発言する者なし〕

私のほうから。

最後の契約書のほうから行きますけれども、この土地売買仮契約書を作成したのは誰ですか、作成したの。（発言する者あり）

ひな形でもいいんですよ、個々ではなくて、この書式でこういう内容でこの契約書をつくったのは誰ですか。わかんないですか。（発言する者あり）

休憩します。

午後１時35分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時37分開議

江副康成委員長

再開します。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

この売買仮契約書につきましては、九州新幹線の用地買収の折の契約書を参考にし、当時の担当職員が作成したっていうふうに聞き及んでいるところでございます。

江副康成委員長

それをつくったのはどの時点になるんですかね、さっき――12月もあれば、１月27日もあるし、受けた後、どの時点でつくった土地売買仮契約書ですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

申しわけございません、定かではございませんが土地の売買、この仮契約っていうのが、平成28年度２月に説明会をし、そこから集団の仮契約の調印を行っているというような関係上、その前、２月の前というふうに考えられます。

江副康成委員長

何でその質問をまずしたかというと、今回重要な問題になっている農地転用の部分に触れた条項が全くないと。そこの認識が、この契約の中に入ってないというのは実は非常に重大な欠陥なんですよ。

ちょっとまずその指摘をして、何でこれは入らなかったのか。当然、契約をするときには、そこを確認するための契約書ですから、まずそこが問題だということを御指摘しておきます。

次に、先ほど説明会と言われましたけれども、まず、県道にかかるところと、かからない

ところ、２つのグループがありまして、７割の県道にかからないところが契約を結ばれましたよね。

結ばれたときにはこの仮契約書を結んだ日付はいつになるんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

仮契約の締結開始をいたしましたのが平成28年２月２日からでございます。

そして集団の調印式を下野町公民館で平成28年２月16日、17日、同じく２月18日、19日が幸津町公民館、平成28年２月20日から21日が鳥栖市役所というようなことでございます。

江副康成委員長

次にということで、第４条中ほどに甲は乙に対して平成〇〇までにという形でありますけど、ここに入る日付は大体どういった日付になるんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今申し上げました集団で調印をさせていただいて、いわゆる議決事項になった分につきましては、５月末というふうに聞き及んでおります。

江副康成委員長

では５月末と、この日付は、どういった日付を入れるかってやつは誰がどういった権限に基づいて入れるんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

当時の５月末っていうのは支払いの関係もございましたことから、５月末っていうふうにしているといういうことが考えられます。

それ以降については、その日付ということは、１カ月から２カ月の余裕を持って設定をしているものというふうに考えております。

江副康成委員長

次のグループですね、県道にかかるグループ、３割の方。そちらのほうの仮契約書の作成日は大体、何月何日になっているんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今の御質問に対するお答えということでございますが、平成29年３月議会で議決をいただいたものというところでは、その分につきましては、平成29年３月29日から同年の５月16日までに所有権移転登記をいたしております関係上、契約日っていうのは、その前になる、３月29日の前ということになると思われます。

江副康成委員長

平成29年３月29日の前ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この３割の方のやつは平成28年度当初予算で乙議案というか、予算がつきましたよね。そ

のあとは契約を結んでいける状態になれば結ぶということになるんですが、その平成29年３月の前っていうと、どの時点……、結構幅が広い感じですけど、どのあたりにそういったところの作成作業をされたんですかね。（発言する者あり）

ちょっと暫時休憩します。

午後１時43分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後１時44分開議

江副康成委員長

再開します。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

平成28年当初予算で議決をいただきました用地費、県道沿いの用地費につきましては、議会案件以外、個別の案件というのが20名いらっしゃいまして、その分につきましては、平成28年６月10日から平成29年３月28日にかけて、所有権移転の登記をしておりますので、当然、個別でございますので所有権移転登記をする前には仮契約を結んでいるという状況でございます。

議会にかければ仮契約書になりますので、その分については先ほど申し上げました16名の分について、平成29年３月29日から５月16日までに所有権移転登記をしておりますので、それで当然、３月議会に上程をするということになれば、３月議会の議案を上げる前には仮契約を結んでいるものというふうに考えております。

江副康成委員長

では当初のというか土地売買仮契約書を結ぶときに、農地転用申請もあわせてとられたというふうに聞いておりますけど、それでよろしいですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

江副康成委員長

その転用申請書は、旧所有者っていうか、地主と鳥栖市ということで５条申請に基づく申請書ということでよろしいですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

江副康成委員長

であれば、７割のほかの３割の方々の農地転用申請書がいつの時点で徴収というか、されたのですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

当初からっていうか、地権者の説明会をした折から、仮契約、並びに農地転用の申請書っていうのは同時に提出をお願いしますというお願いは差し上げておるというふうに聞いておりますので、残りの分につきましても契約日なのか、それよりも以前なのかっていうところはありますけれども、合わせていただいているものというふうに考えております。

江副康成委員長

何を聞きたかったのかっていうと、一括申請という話からなりますと少なくとも、６月７日に開発許可と一緒に農転もできますよというふうな形で進んでいたとするんであれば、その前に全ての農地について、あるいは宅地でもいいんでしょうけれども、宅地は関係ないか――農地についてその５条申請の農転の申請書がそろっておかなければまずいんですけれども、そのあたりは調っていたと思ってよろしいんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

６月７日の時点で全部そろっていたのかっていうことになりますと、ちょっとクエスチョンマークがつくのかなというふうには思っております。

というのが６月７日以降に契約している分というのがございますので、６月７日時点で全部そろっていたのかっていうことでいいますと、多分そろっていなかったのではないかというふうに推測されます。

江副康成委員長

わかりました。

それで第４条のところで日付が入った後にこの場において土地に地上権、借地権、抵当権その他所有権以外の権利があるときには、甲はあらかじめこれを消滅させておかなければならないという文言がございます。

この文言があればっていうか、この委員会の中でも権利関係で、なかなか先に進めないというようなところの問題をずうっと引きずっていたんですけれども、対象の部分に対しても、この土地売買仮契約書は結ばれていたんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

平成28年３月に議決をいただいた折には、18条の分も含めて、仮契約をしていたところでございましたが、その後に18条に関する課題が出てきたものですから、昨日も申し上げまし

たお二人の方につきましては、仮契約を契約の解除というところをいたしております。

江副康成委員長

鳥栖市において契約を解除する際にはどういう手続が必要なんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

決裁により、解除をしております。

江副康成委員長

現物はここにあるかどうかもわかりませんけど、どういった決裁の流れになるんですか。先ほどと同じような、極端なことを言うと、最終決裁者はどなたぐらいの決裁なんですか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

減額する契約になりますので、当初契約を締結するときに、いただいた決裁、今回の場合は金額で変わりますけれども、市長決裁いただいておりますので、市長決裁で減額の伺いをしてその後、減額の負担行為を市長決裁でしていたかと思います。

江副康成委員長

市長決裁ということは重要な部分のところは市長さんが解除をやむを得ないと、何でか知りませんけどという形で思われたということでよろしいですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

江副康成委員長

次に、初めのところ、公印を勝手じゃないですけど、自由に使ったというような、この間の全協での説明ございましたけれども、そのときのは、先ほどの決裁でいう公印使用承認というほうの佐藤さんのほうでよろしいんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

全協のときにお示しをしました公印使用っていうところは別に簿冊として公印使用伺簿っていう簿冊がございます。

それを当時の課長、佐藤次長が許可をし、公印をいただいているというような状況です。

江副康成委員長

最初の２ページで書かれている所の公印使用承認というのは別の意味の公印使用ということですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

ここの公印使用承認は４ページに鳥栖市長の印というのがございます。この公印を押すための公印使用承認の判こになります。

江副康成委員長

この間の全協の報告のときには契約書、契約書の公印を押す権限が担当課長というような趣旨でまとめられたということでよろしいですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

江副康成委員長

それで……。（発言する者あり）

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

嘱託登記を行う上での公印使用願であり公印使用承認でございます。

江副康成委員長

ほかにいいですかね。

池田利幸委員

すいません、ちょっとまた21ページ。最後に戻ってしまうんですけど、２名の地権者の方と１人の小作の方が、これ今話、進んでいるって言われたんですけど、めど的に大体どれくらいで話のめどつきそうなんですか。

そこが決まらないとどうにも進まない話が多いような気がするんですけど、

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

先ほどお答えをいたしましたように、おおむね御理解はいただき、それに向けた協議、調整を行っているっていうようなところでございまして、我々といたしましては、鋭意調整を進めていきたいというふうには考えておりますが、まずはこの農地法の違反状態の是正というものを第一義ということでは現在考えているところでございます。

ただ並行して、そちらの分も協議、調整を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

池田利幸委員

基本的には今そこの部分は登記に絡んでいない別個の話ですね。違法状態のところとは全く今は関係ない状況にはなっているということですよね。

江副康成委員長

ほかはありませんか。

〔発言する者なし〕

私のほうから。13ページ、農山漁村課のところでこれを見ると、農地転用許可申請は貴市、鳥栖市の農業委員会を経由して申請することとあるじゃないですか。

これは平成28年１月27日付で鳥栖市のほうに、県のまち課のほうからの回答書として来たわけですよね。

そのあたりで、平成27年12月議会の定例会のほうの話しているけど、そのあとにこれが来たような話になるわけですよね。

そのあたりは商工振興課、新産業集積エリア推進事業室としては当然のことと思ったのか、あるいはこれはちょっと違うな思ったのか、そのあたりはちょっとわかりかねるんですよね。

ちょっとそのあたりが、実は非常に私たちは重要ですけど、日付的に後から一応、我々に事業説明、スケジュールを含めて説明した後に来ているので、平成28年１月27日付でですね。

そのあたりをどういう形で織り込んで、２月２日から始まった地元説明会とか、そういったところに反映する、そして恐らくそのときには仮契約書を持っていくでしょうから、そこに織り込んで、そういったところのやつが非常に短期間で、当然と思えば、当然それを用意しているんですけど。

ただ、これを見る限り、この用意していたものを見る限りにはそういったところの意識がない中において行ってしまったんじゃないかなというふうにちょっと見えるわけですよね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

繰り返しになりますけれども、農地転用許可が必要だっていう認識は持っておりました。

ただ、先ほども言いますように一括して、あとで許可をもらえばいいんじゃないかというような農地法の重要性に対する認識は不足していたと言わざるを得ないというふうに考えております。

江副康成委員長

部長が何回も繰り返されていますけれども、この１月27日の文面を見ても、前なのか後なのかということは触れておりませんので、そのあたりは思っていたとおり、好意的に解釈してもしようがないかなと。

事前に明確に気がついていないとわかれば、しとけばそういうこともなかったのかなと思うけど。そういう印象を受けるような、文書だなというところでございます。

ほかにございませんか。

池田利幸委員

今回のこの決算にかかわる分として、きのうちょっと聞いたんですけど、これ平成29年度鳥栖市歳入歳出決算書の181ページの一番上、産業団地造成特別会計繰出金の中に、新産業集積エリア分も含まれているっていう答弁いただいたんですけど、１回これ、正式に金額どれくらいここではあるもんなんですか。

ちょっと教えていただけますか。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

今おっしゃられました799万6,000円……、（発言する者あり）失礼しました。（発言する者

あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後１時59分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時１分開議

江副康成委員長

再開します。

三橋秀成商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

申しわけございません。

931万823円の内訳につきましてですが、その内、即戦力の分ですね。西部第２工業用地の部分につきましてが、こちらが元金と利子合わせまして、795万1,312円。エリアにつきましてが135万9,511円になりまして、このエリアの部分につきましては、利息と起債の対象にならない分につきましては、県が２分の１が負担しておりますので、大まかこの倍になるというふうなことになります。

以上になります。

池田利幸委員

これ以外に、今回一般会計のほうから特別会計のほうに移したお金っていうのはないんですよね。わかりました。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

久保山博幸委員

盛んに是正っていう言葉が出てくるんですけれども、コトバンクで調べたら、悪い点を改めて正しくすることということで、どういう状態が――悪いことを改めて正しくする。是正ってどういう意味なのかなっていうところをちょっとお尋ねしたいんですが。

どういうところを目指して是正って言われているのかなっていうところをお尋ねいたします。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

まずは、我々今まで申し上げております農地法の違反状態を是正するっていう言い方させて、――当然、悪いことを正しくしていくっていうことですけれども、正しくしていく方法といたしましては、小石議員から御指摘もいただいておりますように、元に戻す、じゃあ元に戻すときにどこまで戻すのか、ゼロまで戻すのか、それとも、契約、登記が生きている中で途中まででいいのかっていうようなところも是正の一つだと思っておりますし、他の是正の方法っていうのが、あるやもしれませんので、そこも含めて今後、協議、検討を重ねてまいりたいというふうに考えているところでございます。

小石弘和委員

検討するというようなことは、この前、全協の中で、市長さんが御挨拶の中で、３カ月というふうな期限を切られておりますので、３カ月以内でそういうふうな是正策とかいうような今後の方向性は出てくるわけですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

年内をめどにっていうところで市長が御挨拶の中で申し上げて部分につきましては、今回農地法の違反状態になったところの要因がどういうところが要因だったのかっていうところを究明していくために、複数の法律の専門家の方々に入っていただいて、その要因を究明していくというところが年内ということで、お示しをさせていただいております。

是正につきましては、その究明と並行して、我々もなるべく早くできますように努力してまいりたいというふうに考えております。

小石弘和委員

年内をめどに弁護士さんを入れて、そういうふうなどこの点がどう食い違っているかというふうなことをやって、是正策はその後というふうなことで理解していいわけですか。

それから弁護士を雇うにしても無報酬というふうなことはないと思うんですけど、何人の弁護士を雇われて、そういうふうな調査を年内にされるのかお答えをいただきたい。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

是正策の検討につきましては、究明の後ということではなく、並行して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから複数というところでは、今現段階におきましては、お二人の方、１人では偏るかもしれないということもございますので、お二人の方にお願いをしようということで今考えているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

誰が考えているんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

我々並びに上も含めたところで、そういうお話をさせていただいているところでございます。

小石弘和委員

弁護士の予算はどういうふうにされるんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

まだ直接、我々もお話も差し上げておりませんし、まだ今構想段階でございますので、幾ら必要なのかっていうのも、明確ではございません。

ということで、当然、総務部とお話をした上で、必要なものにつきましては、予備費で対応してまいりたいというふうに考えております。

小石弘和委員

今の段階でそのくらいの進行では、年内にめどというふうなことでは到底間に合いそうもないわけですよ。

市長のお答えの中で、自分の任期までには何とかしたいというふうなお話もされていますから任期内にできるか、できないかですよ。

恐らく年末までできなければ、ほかの事業にも相当影響をしてくるんじゃないかなと、農転で印鑑をもらわなくてはいけない事業もあるわけですよね、大きな事業もあるわけです。

恐らく繰り越しができないような状況になっている事業もあると思いますので、その点は、やはりもう年内をめどにとにかく解決の策を見つけてほしいなと思うわけです。

その点を執行部のほうに十分伝えていただきたいと思っております。

以上です。

江副康成委員長

答弁はいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

池田利幸委員

すいません、私勝手にずっと勘違いしたんですけれども。

是正策を考えています、弁護士をっていうことでずっと言われていたんで、もう既に弁護士を入れて、是正策を考えられていると思っていたんですけれども、現時点ではまだ弁護士を雇っていないということですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりで、まだ、これからお願いをするということで考えております。顧問弁護士には我々鳥栖市の顧問弁護士の方には現状のお話をし、そこからはそういう是正策はあるよねっていうようなお話はいただいておりますが、じゃあどういうところっていうところ

まではお話ができておりませんので、そこをちょっと詰めていきたいというところはあります。

以上です。

池田利幸委員

そうしたら発覚してからの１年３カ月の間、是正策をずっと探していたっていうお話は、誰がやっていたんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

どういう方法があるのかっていうところでは、我々の産業経済部商工振興課のほうで、そういう是施策について、県と――もちろん県と協議をしながらっていうようなところと、あと、契約が生きているよっていうようなところでは、顧問弁護士とお話をさせていただいているところです。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

恐らく混同されていて、今回の弁護士を新たにお２人お願いするというのはこの確認作業のために、弁護士さんを新たに２人とか、３人とか、わかりませんけどお願いして、発覚後から市とか県と弁護士っていうのはうちの顧問弁護士と協議をさせていただいております。

池田利幸委員

そうしたら今までも顧問弁護士を入れながら是政策を考えていた。

今回からは専門的な弁護士、その辺に強い弁護士を探して、２人ぐらい別で連れてくる予定なんですよね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

複数の法律の専門家っていうところでは先ほど向井が申しましたように今回の事案の確認作業をお願いするところであり、是正策についてその方々に頼むかのかどうかっていうところは、そこまで検討はしていません。

まずは今回の事案の確認作業ですね、複数の専門家の方にお願いするというところで予定をしているところです。

池田利幸委員

わかりました。

確認作業のみに、一度入れるということですね。そうしたら是正策についてまたそっから先で考えていくと。

わかりました。

江副康成委員長

ほかに。

久保山博幸委員

繰り返しになるかもしれないんですけれども、ことしの５月28日の説明会のときに、スケジュール案が分割造成っていうやり方で考えていますということで、その理由なんですけれども、いわゆるこの時点では農地法に違反しているっていうのはわかっていたと思うんですが、それを解消するために分割分譲ですか、そういう手法を選んだということなんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

一括の造成で行く場合には造成期間が５年ほどかかりますけれども、要は半分程度でも先に造成を行うことで、１年から１年半ぐらいは早く分譲することを可能になると。

そこを先に分譲して、そのあとに残った部分の造成をかけていくっていうようなことで、少しでも早く分譲ができるような形で考えたところでございます。

久保山博幸委員

そこには、農地法違反の状態にあるというところはまた別の問題ということで判断されているってことですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

きのうもちょっと話したんですけど、県のほうと、もっと詳しく協議していくって、今ずっと話聞いていたら弁護士雇って、要は鳥栖市の中でずっと解決策を探していくていうお話かなっていうふうに聞き取れるんですけど、県ともうちょっと強くタッグ組んで解決策を一緒に探していくっていう考えとか、進め方はないですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

これまでも県との協議っていうのは行っておりますけれども、おっしゃるように、早期の是正ということでは、さらなる協力体制っていうのは必要だというふうに考えております。

池田利幸委員

市長も、自分の報酬をカットしますとかいう対応をとるとか言われていますけど、何よりもそれよりも市長のほうから県とかに、協力体制を仰ぐとか、そうやって早期に是正するっていうのが、本来やったら、正しい責任のとり方かなって僕はちょっと思ったんでそれだけ伝えておきます。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

また私のほうからですけど、平成28年６月７日に農工法の開発許可申請はもらったと思いますけれども、その後こういう状態が長く続いているんですが、開発許可申請はもうずっと効力が維持されている、あるいは今後もされる、そのあたりはいかがですか。

能冨繁和商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長

開発申請についても、農地転用と同じく、まだ提出には至っておりません。申請には至っておりません。

江副康成委員長

それならちょっともう一回質問しますけど、全協で６月７日に農工法の開発許可の部分の説明があって、県知事許可というふうな形があって、許可が降りたものだと私思ったんだけど、そうじゃないのかな。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

農工法の県知事同意っていうのは、農地関係の調整を農地転用関係、農地関係の調整を行うための県知事同意、そのあとに転用許可と開発許可の提出をし、転用許可と開発許可申請をした上でこの２つが同時に許可をされるということで、この農工法の県知事同意っていうのが前提としてあった上で、開発許可申請と農転許可申請を行っていくというような流れでございます。

江副康成委員長

その３段階ある中の第１段階は繰り返し言いますけど、６月７日にそこまでたどり着いたとは思ってよろしいですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりで、そこが農工法で県知事同意を４年間かけてとっておりますので、そこで担当としても、一定調整を要しているものというような判断の上で、後でもいいんじゃないかっていうような頭が働いた部分もあるというふうに考えられます。

江副康成委員長

農転はまだ出ていないのは当然として、農工法の開発許可のほうも取れてないということでよろしいですね。

向井道宣商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐

農工法の同意はいただいております。

おっしゃっているのはいつまで効力があるのかっていうところで、一応めどとして平成32年度まではこの農工法はまずは生きますよということで回答いただいております。（発言する者あり）

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後２時18分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午後２時19分開議

江副康成委員長

再開します。

きょういただいた文書の中で、後ろから１つ前の、当市の農業委員会事務局、農地法５条の規定による農地転用許可というふうに明記されて、市の農地転用の５条許可をもらわんといかんというのはもうこの時点では、１月28日の時点じゃ明確ということですね。

それで今是正策のところで、小石議員みたいに一からやり直さないといかんだろうと、それも１つの整理だとして、執行部ができればということで追認という言葉を時々使われておりますけど。

その追認するのは当然、５条申請で農地転用許可書かな――を用意しているじゃないですか。それが全部そろったとしますよね。それを鳥栖市の農業委員会に持ってきますよね。当然、農業委員会でちょっと遅くなったけれども、執行部の言葉があると悪意がそこまでないからいいじゃないかというところで認めるのは、鳥栖市の農業委員会が追認するということでよろしいんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

県の農山漁村課のほうにも書いておりますけれども、鳥栖市の農業委員会を経由して県のほうの、これも県知事の許可県の農業会議にかかった上で県知事が許可をするような形になります。

江副康成委員長

鳥栖市の農業委員会の許容と県の農山漁村課というか、県の許可と両方、２つの同意が必要だということでなんですね。

同意といいますかコンセンサスをとらないといけないということですね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

江副康成委員長

ほかに。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは商工振興課関係議案の質疑を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

江副康成委員長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後２時21分散会

平成30年10月４日（木）

1　出席委員氏名

委 員 長　　江副　康成
副委員長　　伊藤　克也
委　　員　　小石　弘和　　内川　隆則　　久保山日出男
　　久保山博幸　　池田　利幸

2　欠席委員氏名

な　　し

3　説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪　　努
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室長補佐	向井　道宣
商工振興課商工観光労政係長兼肥前さが幕末維新博覧会事業推進室肥前さが幕末維新博覧会事業推進係長	犬丸喜代子
産業経済部次長兼農林課長	松隈　久雄
農業委員会事務局長	倉地　信夫
産業経済部次長兼建設課長	佐藤　晃一
維持管理課長	大石　泰之
国道・交通対策課長	中内　利和
上下水道局次長兼管理課長	高尾　浩伸
上下水道局管理課長補佐兼総務係長	樋本　太郎
上下水道局次長兼事業課長	今村　利昭

4　出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事　　古賀　隆介

5　審査日程

現地視察

藤木緑地（藤木町）

自由討議

議案審査

議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

議案乙第21号　平成29年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

議案乙第23号　平成29年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

議案乙第28号　平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

〔総括、採決〕

6　傍聴者

１人

7　その他

な　　し

自　午前10時

現地視察

藤木緑地（藤木町）

至　午前10時40分

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

午前10時48分開議

江副康成委員長

本日の建設経済常任委員会を開きます。

ᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕᔕ

自由討議

江副康成委員長

これより委員間での自由討議を行います。

今回付託された議案含め委員間で協議したいことがございましたら御発言をお願いします。

ただし発言は委員長の指名を受けてから発言いただくようお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

では、今回決算の中にも、ミニバス及び広域路線の決算がありまして、その中でも質問及び意見等も出ておりましたけれども、交通弱者、２次交通の対策をいかに進めていくかというテーマで自由討議をさせてもらいたいと思いますけどよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは御意見あります方はよろしくお願いします。

どなたかございませんか。

内川隆則委員

デマンドの一般質問ばしたことはあっとばってんが、菊池市が、菊池市っちゅうとあそこ

は鉄道の１本も通っていないところたい。やっぱ昔からバスになれちゃったい。

あそこ３種類、市外も通っている一般のあれとミニバスと……、（「路線バスやろ」と呼ぶ者あり）路線バスと市内循環バスと、それとデマンドと３種類。地域によって、しよっちゃごたったばってん、デマンドもかなり金のかかっとたい。タクシー会社のごと経営ばせやんたいな、事務所置いてタクシーの配車係のごたっ人がおっちゃって。そいけんかなりの金がかかるみたい。要は金よ。

何が一番いいのか、西鉄の話ば聞きよっと、いわゆるあれは国の法律によって定められたようなやり方、システムをせないかんわけやろ。そうすると国からこうしなさいああしなさいという枠が決まってくるわけよね。そうすると、もう給料で十四、五万円までしかやられんわけよ。

そうやって全部もう吐き出さないかんごとなるような格好で、うちは雇用対策で、そういう……、しよるようなもんっちゅうわけたい。西鉄側から言わすっと、もうやめてもろたっちゃ全然経営に差し支えないっていうふうな話みたいたい。

だから、そういうやつばいろいろ総合して考えると、どれを選択してもあんまり変わらんと思うったい。だから、一番いい方法って言うとどうなのかっていうと、だんだん誰でん年寄りになっていく、それでだんだん死んでいかっしゃる。そうするとそのたんびコースが変わるたいな。

うちんにきはいっちょん来んって言いよった人が、あの人はもう近ごろ言わんねって思ったら施設に入っちゃっげなとか。だから、要するにどの方法が一番いいかたい。そんときそんときは、そのときそのときのあれがあるとに、二、三カ月たったら、また半年たったら違うとかあるけんが。そういうものを覚悟して、どれがよかちゅうてから考えんと、トータル似たり寄ったりというふうな思いがすっとばってん、以上です。

久保山日出男委員

佐賀は市営バスば持っとろ、どぎゃんかな。（「市営あります」と呼ぶ者あり）あれがあんなら、うちでいうミニバスとかああいうような運用はしよらんわけやろ。

内川隆則委員

国の法律では赤字路線については国の補助を与えてもいいっていうふうにしとるわけたい。だったらどげんすっかっていうと、きちんと国に路線の経営内容ば示さないかん。

それで国が認めた場合はその路線については、国からその分を補助をしますというふうなことでもってやるけんが、佐賀市営の場合はもう佐賀市営でやるけんが、丼勘定でやろうけんよかろうばってん。

西鉄なんかわざわざ黒字路線と赤字路線のところは区分けして、会社ば別につくっとった

いね西鉄バス佐賀って。あれは全部赤字路線たい。儲かりよっところは、黒字のところは西鉄バス本体が抱えておるわけたい。だから、西鉄の場合はそういうふうにもう井勘定じゃなかたいな。

それともういっちょ忘れとった。あぎゃん大きかバスば通さんちゃ、細かかバスば通せばどうかっていうと、西鉄バス佐賀に言わせると、西鉄バスからリースで借りよっげな、あのバスは。

細かバスばて言うと、新たに新車ば、中古車でよかろうばってん、調達せないかんけん、高くつくらしか。

そいけん今の大きかぼろバスば三十年も四十年も乗っているバスば借りたほうが一番安くつくけん、あげなバスば使いよっとげなたい。

池田利幸委員

僕も一般質問の中でミニバスの話をしたときに、やっぱりデマンドの話をしたんですけど、要は今既定の路線で走っているところと、かぶってはいけないからデマンドはできない。

ミニバスが走っているところもやっぱり、西鉄バスの市内線とかぶらないようにっていうところなんですけど、やっぱり、地域の方々とかお話聞いていたら、ミニバスに乗りながらも西鉄バスの路線上のところに行かなきゃいけないときとか、そういうときに乗り継いでまた１回おりて別でお金を払わないといけないとか、そういう話。

要は、乗り継ぎの問題、自分の行きたいところにそれが行くのかどうかっていうところ、それが乗り継ぎでも同じ料金で行けるとかいうことがあれば同じ料金で、また問題はないのかなと思います。そういうところまで考えた道づくりっちゅうか、しないといけないんじゃないかなとは思っています。

きのうの話の中で、委員会の中で、網形成計画の中に入れてくれっていう話をした中で、きのうの話だったら網形成計画の話がずっと進んでいるのを逐次、委員会に報告しますっていう話だったんで、あれだと僕らがその場の話し合いを聞こうと思ったら、傍聴で入るしかないのかなって。リアルでそこで発言することはできないんだろうなっていうことがあって、そこもどうなのかなって。

委員会に入って報酬が絡んでくると僕らは入れないとかあるんでしょうけれども、何かそこの入り方というとも考えないといけないんじゃないかなとは思います。

伊藤克也委員

先ほどから市内路線バス等について話が出ていますとおり、今回の11月の視察において富山県魚津市の視察に関しては市民バスを市が運営しているということで佐賀市もそういうふうな話が今、ありましたけれども。そういったところでどのような、運行状況を含めて金銭

的なところも含めて視察ができたらなあっていうか、参考にできればなというふうなことを感じています。

先日の委員会の中で私も言いましたけれども、どちらかというと、今後はミニバスを充実した対策をとっていくことが、個人的にはいいのかなっていうふうな思いがありますので、市内３路線、１便当たり４人から５人っていう乗車率を考えてみた場合ですね。

先ほど内川議員も言われましたが小型化にするにしてもコストがかかるということであれば、試験的にそういったのを１台でも導入することも、必要かなっていうふうなこともあるんですが、それと同時にミニバスの便数をふやすとか、もっと細かいところに入っていけるような対策をとっていくとか、そういったことでよりミニバスの充実を図っていくことが必要なのかなというふうに思っています。

江副康成委員長

ありがとうございます。

どうでしょうか、博幸議員。

久保山博幸委員

そういう交通弱者の施策というのは不勉強なんですけど、西依議員やったかな、まち協単位で運営するようなそういう取り組みをされているっていうところもあるそうなんですけど、やっぱり一つはそういうまち協単位の運用をするような方法っていうのが、一つの形があるのかなっていうのが、ミニバスを見ても現状、バス停にベンチもないとですよね。

そうなるとじゃあ本当に、例えば買い物に行きたいと思って、年寄りが買い物袋ば下げて帰ってこられるのか、バスを待っている間も、立って待たせとるのかとかいうと、やっぱり現状なかなか使いづらい。

行きたいところにも思うように行けない、行くにしても身体的な負担が多いとなるともうちょっと地域に細やかな単位の運用の方法というのを将来的には考えていかんばいかんやないかなというふうに、それぐらいですけれども、思っております。

池田利幸委員

あと１点、今から先で一番困ってくるかなって思うのは、路線から外れているところの、山間部に住まれている方とか、要は調整区域に住まれている方々、高齢者が今一番ふえてきている中でそこに対しての手がどう入っていくか。

一番困るのは多分、高齢になって免許返納して病院とか買い物に行く手段がないっていう方がどんどんふえてくる、そこの部分にどう手を入れられるか。

今は費用対効果というか、それに見合った効果が出ないとそこまで延ばせないという返答のところをどうするかですよね。

それから今言われていた西依さんのやつは、小郡市がしてくれないから、まずは、各地域で始めて、そこに予算をつけてくれって要求してつけたっていうのが始まりだったというような話は聞いていますけど、そういう町単位のことも僕も考えていっていいのかなと思います。

江副康成委員長

すいません、小石議員さんどうでしょうか。(「俺はなか」と呼ぶ者あり)

ないですか。であれば、ちょっと私のほうからすると内川議員さんが、お話してもらったように既存の制度とかいったことで、動かしにくいところもあるのかなとは思いつつも、ただ現状、困っている方とか、これからずっと困る方がふえていく。何かせんといかんというのが現実だと思うんですよね。

そういうことを考えたとき、広域的なやつは動かせないにしても、市内で回っているところの路線があるからミニバスが走れないとか、そういう――既に、あるんであればそのあたりは、少し念を押してでも、もっとこまめに行けるようなやつに変わってほしいし、そういったところで、今後、池田議員さんも言われたけれども、交通審議会の議論を待って、それに対してどうのこうのぐらいじゃなくて、できればこちらのほうで施策提案できるような形で、ちょっと合意を、勉強しながらここいいねという形を持っていけたらなというふうに思います。

私が調べたところによると、私も一般質問やったんですけれども、姫路のほうでバスというか、総務省の先行事例という形でなかなか難しいんですけど、マイナンバーカードのＩＣチップを使ってタッチすれば、ぽんぽんぽんぽん乗り継ぎ、自由にどこでも行けると、お金は市のほうに請求が来るというやつがあるらしいんですよ。

そういうところの先進技術を使って、結果的に高齢者にも優しいと、そういったところのいいアイデアとかあれば、ぜひ内川議員さんが言われるように、既存のいろいろ、しがらみじゃないですけれども、規制の部分で難しいところがあるのわかりますけど、先に行けたらなというふうに私は思います。

小石弘和委員

いろいろな考え方があると思うばってん、ミニバスも公共バスも要するに行っていないところのリストアップをして、ミニバスを月に何日か動かすというふうなことも考えられるわけですよね。それはどっちみち市の負担で、その後恐らく公共バスが要らんごと――河内方面、要らないようになると思うんですよ、今は児童がおっていないんですからね。

現実的に市の一千何百万円の負担が出てきているんやから、そういうへんぴなところにそういうふうなミニバスを午前中に２便とか午後から２便と、そういうふうなところをつくっ

たら一番いいんじゃないかなと。

江副康成委員長

いろいろ御意見出ましたけれども、今後こういった意見をこまめに出して、できれば同じ共通イメージができたところで、交通審議会とか、そういうところにお話ができればなというふうに思います。

小石議員が言われるように、ミニバスのほうが広域のほうよりも身近だと思うし、500万円のミニバス補填、広域の場合は4,500万円の補填、１対９であれば、そのあたりは何か考えないといかんじゃないかなというふうに率直に今回の決算で思いましたんで、今後この議論は続けていきたいなというふうに思います。

ということで、一応、この自由討議は閉めたいと思いますが、よろしいですか。何かつけ加えがあれば。

内川隆則委員

そいけん国の制度、そして市が今やっている制度、これを十分熟知した上で議論せんと、突拍子なこと言うたっちゃ、話にならんわけやけんが、例えば今75歳以上の人が幾ら、切符ばもらいよっかな。

俺、一遍、あんた一緒に行くならこんバスに乗るけん、１枚余っとるけん、やろうかって言わしたじゃんね。何がそがんとば使われるねって言うたごと、結構余っちゃっと思うわけよ。どんくらい使いよっか、そぎゃんとも調べた上で、議論せんとでけんと思う。（「あのお金は」と呼ぶ者あり）（「７割負担やろと」呼ぶ者あり）（「３割、個人負担だと思います」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午前11時６分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時９分開議

江副康成委員長

再開いたします。

いろいろ意見は尽きないですけれども、今後、いろいろ調査、研究して先に進めていきた

いなというところで自由討議は終わりにしたいけれどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で自由討議を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

午前11時17分開議

江副康成委員長

執行部より文書の提出があっておりますので、説明を求めたいと思います。

倉地信夫農業委員会事務局長

農業委員会関係の決算資料で報酬の内訳書について追加で提出させていただきましたので、説明をさせていただきたいと思います。

まず１番の改正前委員報酬としまして、農業委員定数22名に対しまして、２名欠員でしたので、合計で20名分の報酬を支出しております。期間としては平成29年４月１日から７月19日までとなります。

区分で会長、会長代理、農業委員と書いておりますが、それぞれの月額報酬額、会長であれば６万5,000円、以下、記載のとおりですが、４月から６月は満額支給、７月につきましては、日割り支給ということで、報酬額合計③になりますが、会長でありまして23万4,838円となっております。

これに人数掛けまして、④の合計額で決算額としましては、251万4,565円を決算としております。

次に、２番で改正後の議員報酬といたしまして、農業委員定数11名、農地利用最適化推進委員定数15名、合計で26人分の報酬を支払っております。期間としましては、７月20日から３月31日までとなっております。

区分としましては、会長、会長代理、農業委員、それと短縮で書いておりますが、推進委員ということで月額報酬額を記入しております。

会長、会長代理、農業委員の月額報酬額は改正以前と同額となっております。

推進委員の月額報酬額は２万4,000円としております。月数としましては、８月から３月ま

での８カ月分、それと７月分の報酬額がまた日割りで算定しまして、７番の報酬額合計としております。

それに人数を掛けまして、合計額⑧でございますが、合計で636万5,799円を決算額に入れております。

３番の報酬の決算額ということで、通常の委員報酬額としまして、合計の④、合計の⑧を足した金額、それと委員会で説明しましたが、農地利用最適化交付金の報酬額、これを加えまして、合計の決算額としております。

以上で説明を終わります。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。どなたかありますか。

〔発言する者なし〕

中内利和国道・交通対策課長

先日の委員会の中で求められておりました国土交通省が進める国道３号鳥栖拡幅事業の予算の推移について説明させていただきます。

事業規模としましては約2.4キロ、事業化としましては平成22年度になります。

全体事業費は77億円で事業費としまして、平成20年度から29年度までにつきましては、約39億円で今年度平成30年度の当初予算としまして約10億6,000万円ついております。

全体の合計額としましては、約49億6,000万円となります。

以上です。

江副康成委員長

説明が終わりましたけれども、何かありますか。

内川隆則委員

もう一回言います。今日２枚もろうたけど、久留米鳥栖のやつと、３号線のやつとね。

３号線は、ビアントスまではこのとおり、この計画で行くともう三、四年ぐらいで終了すったいな。久留米鳥栖もこの推移でいけば、何年か後には完成するたいね。ところがビアントスから高田町までは計画がないわけよな。

だから、個々の推移を見ながら、当然、もう次の計画が継続できるようにしていかないと、あなたの仕事はなくなるよ。

前も言ったけど、絶対このことを約束していかんと、一旦切られたら、再浮上すっときには大変なエネルギーがかかるけん。

以上、よろしく。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

総　　括

江副康成委員長

それではこれより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

池田利幸委員

ちょっと１点だけ。

今回の新産業集積エリアとかの分もありますけれども、今回の総務とかでも話しされているかもしれないですけど、事実が発覚してから、表に出るまでにかなり時間を要したっていうことが一番の大きくなってしまった原因だと思うんですよね。

私も、もともと民間で働いている中で、そういう不正、民間の場合は不正のことで最初はやっぱり小さなことを報告できなかったということから、どんどんどんどん大きくなって手がつけられてなくなって、もうお手上げになるっていうことが多いですよね。

今回の新産業集積エリアと関係なしのほかの事業に関してもそういう火種っていうか、職員さんが自分の中で抱えてしまっているようなこととか、そういうのはもうないですよね。

ここでありますとは言えないかもしれないですけど、もしあるのであれば、もうそこから最初、解消していかなければ、また次のことが必ず起きますし、個人が潰れてしまうっていうのが一番大きな問題になりますんで、そこのほうは確実にお願いしたいと思います。

もしそういうことがあるのであれば、すぐ上に上がるＰＤＣＡのチェック機能っていうのは必ずやっていただきたいなと思います。

江副康成委員長

ほかにございますか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

先ほど、自由討議の中で２次交通の話をしました。交通弱者に対する対策、いろいろ意見ができまして、交通弱者の足を確保しようというところが、いろいろアイデアが出ておりまして、国道・交通対策課のほうで審議会のほうでされると思いますけれども、その流れを受

けて我々が聞くだけじゃなくて、タイミングよく意見を吸いとっていただきたいという希望、皆さんございますんで、ぜひそのタイミングをおくれないように、よろしくお願いいたします。

以上で総括を終わります。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

採　　決

江副康成委員長

これより採決を行います。

議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について

江副康成委員長

初めに議案乙第20号　平成29年度鳥栖市水道事業剰余金の処分についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしですね。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第21号　平成29年度鳥栖市水道事業会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第21号　平成29年度鳥栖市水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第22号　平成29年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第23号　平成29年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第23号　平成29年度鳥栖市下水道事業会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第25号　平成29年度鳥栖市一般会計決算認定についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分について、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は認定す

ることに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第28号　平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第28号　平成29年度鳥栖市農業集落排水特別会計決算認定についてお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は認定することに決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について

江副康成委員長

続きまして、議案乙第29号　平成29年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定についてをお諮りいたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手者なし〕

挙手少数、いらっしゃいませんでしたね。よって本案は否決されました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

江副康成委員長

以上で建設経済常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ただいま議決した議案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一

任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

江副康成委員長

以上で本日の日程が終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時31分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長　　江　　副　　康　　成